

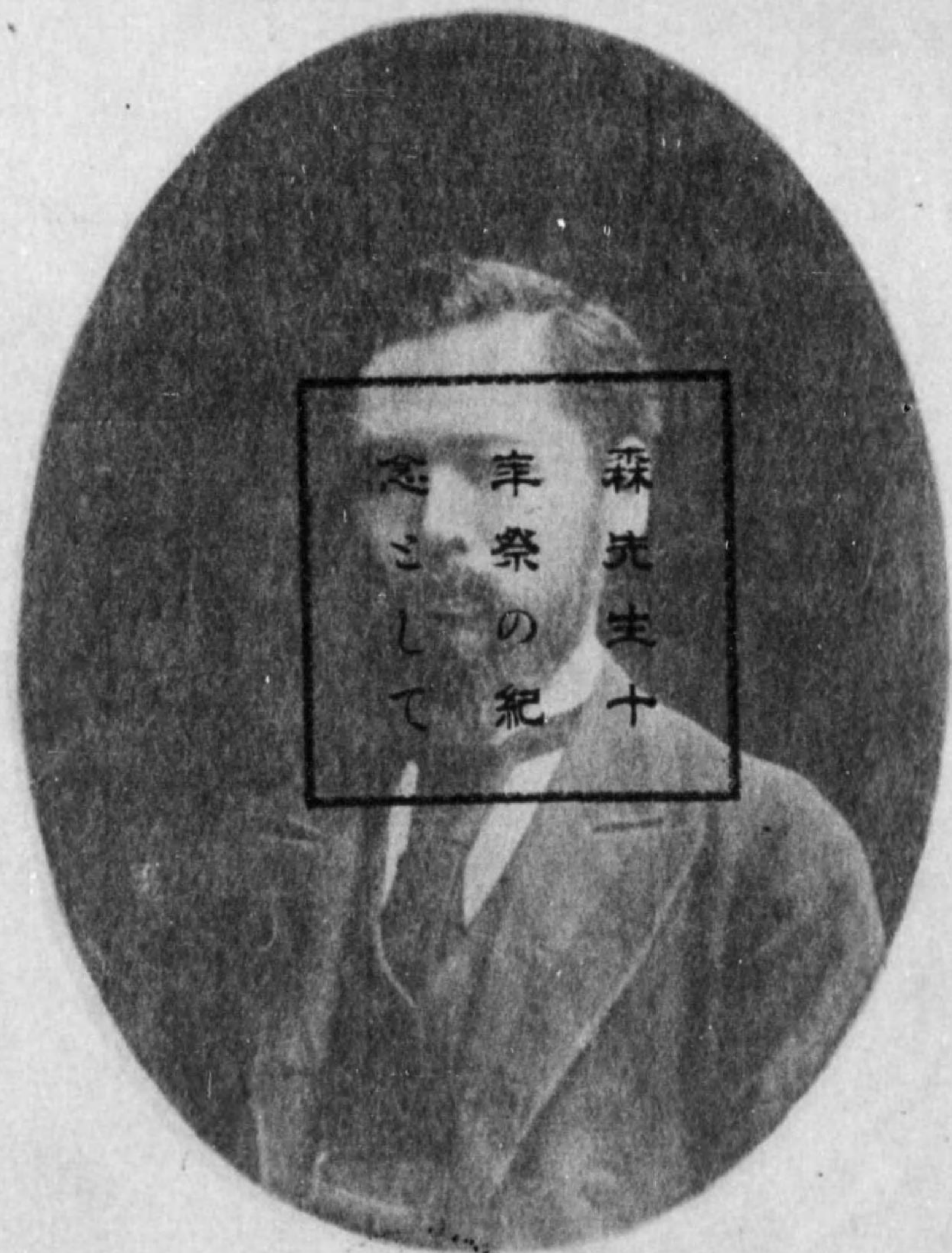
55D-16

木村匡編

森先生傳全

東京 金港堂書籍株式會社

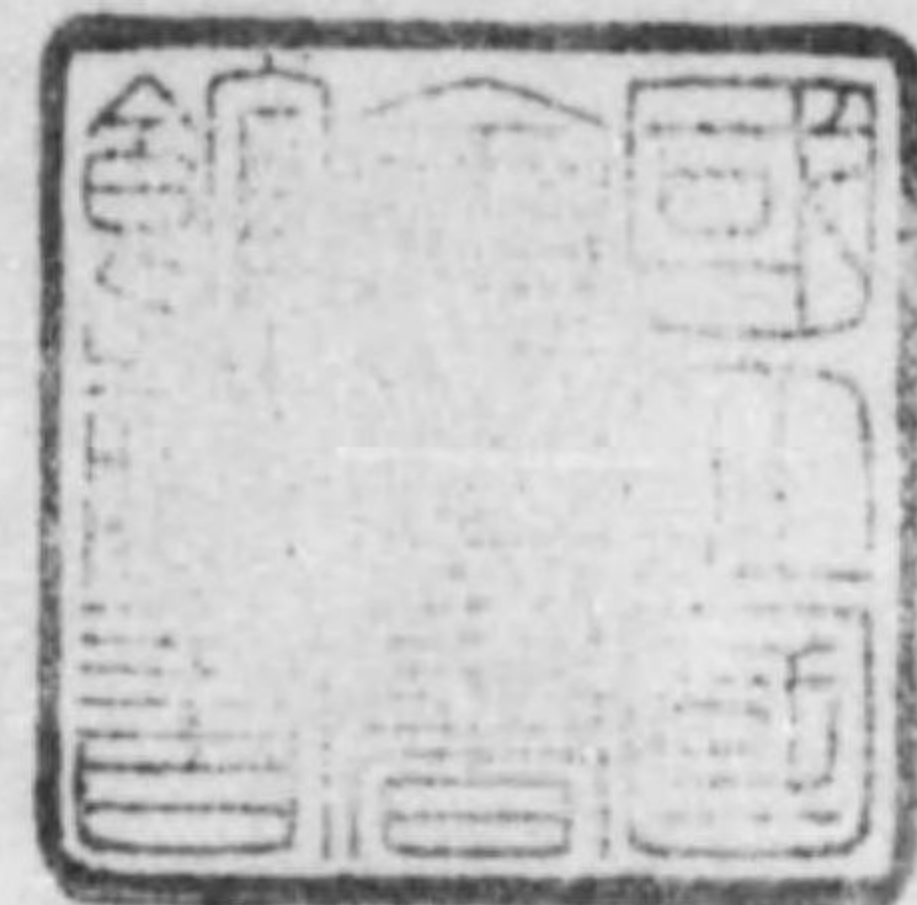




森先生十  
年祭の紀  
念として

東京  
S.P.  
昭和

289.1  
M 758Km



国立国会  
27.8. 2  
図書館

274540





289.1  
M 25PK m



森	幸	彦
夫	祭	三
主	の	丁
十	味	



27872



289.1

11758 Km

序



是為亡友有禮森君傳君性好學  
重氣節濺見超人夙遊泰西修其  
學明治初年業成而歸以其所學  
系贊廟漢維新草創之政為之所  
得多矣如其廢刀論一時聳動人



身當時封建未廢士人尚以劍為  
命君卓然洞觀大勢排除群囂率  
先以唱此論非有識有氣者不能  
也無幾出駐海外時邦人未慣外交  
而君復以其所學夙夜執掌為勞  
不少明治十五年予奉憲法考覈

之命赴歐洲君時在英國予謂為  
政之法學事為重教育之制與開  
國國是相合與憲法運用相待而  
後邦家之隆始完美因欲得一異  
才特通其事者而與之相謀於君  
見之乃德通旬餘俱語大計君自



此專傾心于教育既而予先後命君  
亦踵歸乃薦入文部學政荐舉十  
八年冬朝廷大革官制予任內閣總  
理大臣因更推君舉文部大臣文教  
益振如大體育其績最著矣居  
數年忽罹奇禍而逝嗚呼君之在

世春秋鼎盛其才與學猶大有所  
待而今也則已矣可歎哉此書蓋  
悉其平生而識見氣節之概可見  
也故舊凋落君墓木漸拱予亦將  
賦二毛擲筆慨然久之

歲次己亥七月



春畝伊藤博文撰



金洞金井之某書



序

國體教育の主義を立く我國教育の準  
的を定めたり。子爵森有礼君の薨去  
哉嘆きしをなす昨日今日の如く覺ゆる  
を指字屈むれは十年は昔とならぬ  
君と己とは齡や隔たりて竹馬の瞳と



あらしきりし郷国く家相近より市  
れを君の天資穎悟よりて幼きより  
頭角を聲児の表よりらまをばししと  
を傳へしと他日有為の人ならん知れ末  
多しきし思ひたりき後己は鹿見島  
を出て君を海外より歸り共し朝廷

に仕ししをばりて相識りをりしふ  
れは教育よかるとそ論はなと  
きりちとんしし互に志を語るし無二  
の親友となしし君或は行政官とし  
りあるは外支者となり西より東に奔走  
して席は暖よみまとなしし君乃



精神を常に教育の上をそ離れざる  
明治十七年職を文部より奉志其翌十八  
年内閣乃組織一變せしむるに 聖上の  
親任を辱なうし一躍して同省の大臣となら  
れしよりいよいよ深く教育のゆかりをたす  
るはるるを感し専心一意そつら任志

て其革新をはり區々たる小學の教科  
書を選定するにあたりても特よ精神を  
費し一字一句も君の熱誠を注ぐるは  
はくかられし事實を示して國體を傷  
くることなしの如き智識を共し見  
童哉あやむるにたりやちと一々おぼさら



に之をばつゝいふべき君が如此國體教  
育の主義を實地に施すべしと著々此  
端緒をひらいたは二十二年一月二十  
八日文部省に於て各直轄学校長より示  
され要領をいふに又君の物故  
後井上毅子の皇典講究所にて演説す

大意よても説き及んは是よりいふと君  
の教育の全權を握りよむ日を淺  
くして未だ其素志を達せんと至願す  
且君が其性として毫も邊幅を備飾  
せらばなりとせよ君の精神域  
を解したるをいふは其の如くはなり



途より先達の毒手により非命の最  
期をたけられ國體教育の完成を見るに  
至らば寧ろは誠ニ國家の不幸といひ  
可志まゝとよく君の精神のあるを  
成解したるむかしの西野某の如きは  
むろ君を崇拜せざるべからざるなり

うまゝも惜むまゝこの極よきを然りと  
いとも君の教育の準的なる定め百世の模  
範を給ふは功績といつては我國教  
育史上の特筆大書せざるを得ず天を  
君よかすた年を以てせしなむは其功績  
豈只此よ止むらむや今茲君の十年



の忌辰よりありそは知遇を受きし木村  
匡氏君の傳を編む性行履歴ありき  
淺きよりしく尤教育主義の本領を詳述  
せしむり此書一たび世に出てなほまよ  
君哉誤解せし人々の迷夢はけりめて覺  
むしく實に君は為し寛な雪のしほきもの

とありし君靈ありはまこと地下は瞑す  
くおのまも亦我と友のたれは謁せしき  
氏の夢哉感謝せしむりおのまも君と  
生前の交誼ありしはまことしほきもの  
君の嗣子清氏幼冲の際其家事の後見を托  
せし縁故ありあるをこそしほきもの序な



請きしるあり敢て拜せし言ふる  
すとかた

明治三十二年二月十日

樞密顧問官從三位勳一等男爵高崎正風

序

木村君其著ハス所ノ森先生傳ヲ以テ予ト商推ヲ爲シ。並ニ一言  
ヲ囑ス。予受ケテ業ヲ畢ヘ。乃チ叙シテ曰ク史傳ノ編述ハ他ノ紀  
事ニ異ナリ。古人モ亦固ニ難シトスル所ナリ。蓋シ其事蹟ハ資材  
ヲ蒐ムルニ於テ勞ナリ。已ニ其資材ヲ得。其文ヲ成スニ於テ又勞  
ナリ。且ツ史體ノ文ハ。平叙直叙スルトキハ。輒チ澹泊無味ノ嫌ア  
リ。文縟ヲ藉ラント欲セハ。或ハ虚偽ニ涉ル。故ニ能ク事實ヲ得テ  
精確ノ文ヲ成スカ。若キハ勞スト雖爲シ易キニアラサルナリ。入  
ハ其親愛スル所ニ於テ辟ス。其賤惡スル所ニ於テ辟ス。其哀矜ス  
ル所ニ於テ辟ス。其敖惰スル所ニ於テ辟ス。好ミテ其惡ヲ知り惡  
ミテ其美ヲ知ルモノ。蓋シ鮮ナシ。利害ニ惑亂スル徒ハ。妄リニ愛  
憎ヲ以テ褒貶ヲ爲ス。故ニ欽仰スルモノハ其瑕ヲ舍テ其瑜ヲ取



二  
リ。賤悪スルモノハ其美ヲ蔽フテ其悪ヲ舉ク。即チ其褒貶或ハ信  
スヘク亦信スヘカラサルナリ。文部大臣タル森先生ノ如キハ世  
ノ褒貶殆ント亦相半セリ。要スルニ皆辟スル所ニ據リテ愛憎ヲ  
爲スニ過キサルノミ。而シテ予ハ獨リ其抱負ノ大ヲ以テ未ダ悉  
ク設施スルニ及ハス。不幸中道ニシテ非命ニ終レルヲ悲シマス  
ンハアラス。又尤其冤ヲ被ムリテ天下ノ知己ヲ得サルヲ惜シマ  
ス。ンハアラサルナリ。君嘗テ予ニ謂テ曰ク愚不肖何ソ敢テ先生  
ノ知己ト云ハンヤ。惟其知遇ヲ負フト雖從遊肄業ノ徒タルニア  
ラス。而シテ其言ヲ聞キ其行ヲ見誠ニ欽仰ニ堪ヘサルモノアリ。  
而シテ今ヤ則チ亡シ。是ニ於テ先生ノ爲ニ之カ傳ヲ立テ其冤ヲ  
雪キ以テ其知遇ニ報ヘントシ。公務ノ餘。毎ニ資材ノ蒐集ニ從事  
シ。一資材ヲ得レハ輒チ稿ヲ立テ。凡ソ改削スルコト五六回ヲ經

テ始メテ整頓スルヲ得タリ。因テ刻ニ付シテ世ニ問ハントスト。  
予之ヲ聞キ而シテ未ダ嘗テ其風誼ノ厚知己タルニ背カサルヲ  
歎セス。ンハアラサルナリ。吁。君ノ先生ニ於ケルカ如キハ。眞ニ今  
世見ル罕ナリト謂フヘシ。夫レ人ノ傳ヲ立ツルコト固ニ難シ。其  
傳ヲ讀ミ而シテ其人ヲ知ルモ亦難シ。此傳ハ能ク史筆ヲ用ヒ。實  
ニ據リテ直書シ。絶テ愛憎ヲ挿マス。又文縛ヲ藉ラス。故ニ其事蹟  
ニ於テ長短ノ瑜瑕ト交見ハル。乃チ是ノ文章。或ハ澹泊無味ノ嫌  
アルヘシト雖。固ニ虚偽ニ涉ル所ナキヲ信セリ。此レ豈ニ新進小  
生ノ能ク夢見スル所ナランヤ。彼ノ人ヲ知り世ヲ論スル者。若シ  
能ク是ニ由リテ先生ノ人ヲ知ルアラハ。君カ十年ノ苦心未ダ徒  
爲ト爲サス。抑若シ知己アラハ。又未ダ必スシモ先生ノ死ヲ以テ  
文運ノ一厄ト爲ササルモノナカラン。之ヲ序スルニ及ヒテ感慨



ノ之ニ係ルニ禁ヘサルナリ。

明治三十一年十二月下浣

友人館森鴻拜序ス

四

### 緒言

森先生は有爲の才を以て陪隸の臣より擢んでられ雅に 聖明  
特達の知遇を荷ひ出ては則ち外交の事務に鞅掌し入ては則ち  
内閣の樞機に參し教育の大任に膺り諸設爲する所尠なしとせ  
す功を以て從二位勳一等に叙せられ尋て子爵を賜はり華胄に  
列す亦異遇と謂はさるへけんや然れども其抱負する所未た悉  
く展ふるに及はず不幸にして兇逆の爲に非命に終れり夫れ人  
の不幸は皆之あるへしと雖先生の如きは其最不幸なるものな  
り先生の内閣に入るや嘗て左右に語て曰く乃公已に此職責に



在り、豈朝夕を計らんや。然れは其非命の死の如きは固より其期する所なるへし。雖、獨り其冤を被むりて雪くことなくんは、予輩其地下に瞑せざるを知る。因て其事蹟を網羅し以て威靈を慰め併せて世を風せん。擬す。乃ち篇章を分ち項目を立て而して叙述すること左の如し。

明治三十一年十二月

木村 匡記す

### 凡例

- 一 此書ハ森先生生涯ヲ通シテノ重要ナル事蹟ヲ網羅シ、特ニ先生ノ教育事業ハ其本領ナルヲ以テ之ヲ詳説ス、且先生ハ教育ヲ國體ナル觀念ニ繫ケ以テ國家ヲ永遠鞏固ナル基礎ノ上ニ置クニ熱心ナリシコトヲ明ラカニスルヲ主旨トシ、大體ハ年次ニ依據シ境遇ノ變動スル毎ニ章節ヲ分テテ通覽ニ便セリ、又行文ノ聯絡ヲ得シカ爲ニ間、卑見ヲ加ヘタル所アレトモ是此書ノ目的トスル所ニアラス。
- 二 書中ニ引證シタル先生ノ演說文章ハ成ルヘク字句ヲ變更セサルヲ勉メタリト雖、行文ノ關係上節略シタルモノアリ。
- 三 書中敬稱ハ或ハ爵位ヲ掲ケ或ハ氏ト稱スルノ類畫一ナラス。是他意アルニ非ス。前史固ヨリ其例アリ。

凡例



四 此書編述ニ方リ、福澤先生、黒田伯、故寺島伯、故神田男、高崎男、故山口尙芳君、故井上梧蔭先生、長與專齋君、竹添進一郎君、故中井弘君、辻新次君、外山正一君、矢田部良吉君、高木三郎君、津田眞道君、川島醇君、矢野次郎君、奥山政敬君、小牧昌業君、田中綱常君、大久保利貞君、折田彦市君、伊澤修二君、木場貞長君、高橋是清君、中川元君、幸島桂華君、大越成徳君、白仁武君、鄭永寧君、金井之恭君、土子邦憲君、川北良哉君、宮川久次郎君、清水卯三郎君、中井誠太郎君ヨリ資料ヲ得タルモノ甚多シ。特ニ富田木場二君カ紹介ノ勞ヲ取ラレタルコト少ナカラス。一言之ヲ謝セサルヘカラス。又家兄北村先生及郷友高橋虎太君、館森鴻君ノ助力ヲ得タルモノ多シ。

五 此書出版ニ關シテ木場貞長君ノ斡旋ヲ得テ成功スルヲ得

タリ。又伊澤修二君及原亮三郎君モ少カラサル助力ヲ與ヘラレタリ。

六 此書ヲ編述セントシタルハ、先生遭難ノ當時ニアリシト雖、之ヲ果スニ及ハスシテ先輩久保田讓君ニ隨從シ歐洲ニ旅行シ、歸朝ノ後、公務多忙、荏苒時日ヲ度リ、而シテ第一回ノ草稿ヲ終ヘタルハ明治二十七年二月十二日、即チ先生ノ第五週年祭日ナリシ。同年暑中休暇ヲ以テ之カ校正ニ從事セントスルニ際シ、激烈ナル腸胃病ニ罹リ、及繼母新田氏ノ喪ニ丁リテ頓挫シ、二十八年臺灣總督府南進ニ際シ、水野遵永井久一郎兩君ノ推薦ニ依リ事務官トシテ赴任シ、殆ント此事業ヲ中廢スルノ止ヲ得サルニ至リ、今辛フシテ校正ヲ了シ印刷ニ付セリ。尙行文ノ鍊磨ヲ缺キ誤謬ヲ免レサル所アルヘシ。若讀者ノ是正ヲ



得ハ幸甚。

明治三十一年十二月三十一日新版圖臺北ニ於テ

木村匡記ス

### 森先生傳目次

第一章	森家の系譜……………	一
第二章	幼時の境遇……………	三
第三章	少時の講學……………	五
第四章	海外留學……………	八
第五章	仕宦……………	三二
第六章	鹿兒島に歸る……………	四三
第七章	米國に駐紮す……………	四七
第八章	米國より歸朝す……………	六六
第九章	外務行政官 明六社 結婚 商業教育 清國に駐紮す……………	八四
第十章	外務大輔に任せらる……………	一〇六

目次

一



條約改正 東京學士會員 中央衛生會長

第十一章 英國に駐紮す……………二二一

條約改正 在英邦人の送別 官吏任用法恩給法

第十二章 文部省に入る……………二二九

學校經濟 授業料の徴收 學校の合併管理

小學校修業年限 商業學校の管理

第十三章 文部大臣ご爲る…(一)……………一三九

自警 國體教育主義 帝國大學の目的

第十四章 文部大臣ご爲る…(二)……………一五七

師範學校の改良 小學校制度の改革

第十五章 文部大臣ご爲る…(三)……………一八五

中學校 私立學校 女子教育 商業教育

第十六章 文部大臣ご爲る…(四)……………二二二

學位の制度 教科書檢定 教育の保護

宗教及政論の位地

第十七章 文部大臣ご爲る…(五)……………二二九

地方制度と教育制度との關係

第十八章 信仰自由論……………二三八

第十九章 罹禍……………二四〇

薨去 論斷

附 録 (其二)

森先生の半面……………二五〇

相識の始 始めて故人に盡さんと欲す 俗に泥ます

初一念 慈悲心と廉潔 儉德 根氣基客を伏す 下聞

を恥ちす 蒲田梅園に於ける失策談 友誼 奇警の眼

力 廢刀論 刺客の一刀 奇論 學問の解 自立自活



主義 地震を怖る奇論 旅中經書を離さず 謝恩の制  
を難す 社交の改良 所謂歐米主義 所謂藩閥打破論  
福澤諭吉、山口尙芳、河島醇三氏の評論

附 録 (其二)

故森子爵の外交及兵役論

附東京事件の觀察

附 録 (其三)

故森先生追悼の歌

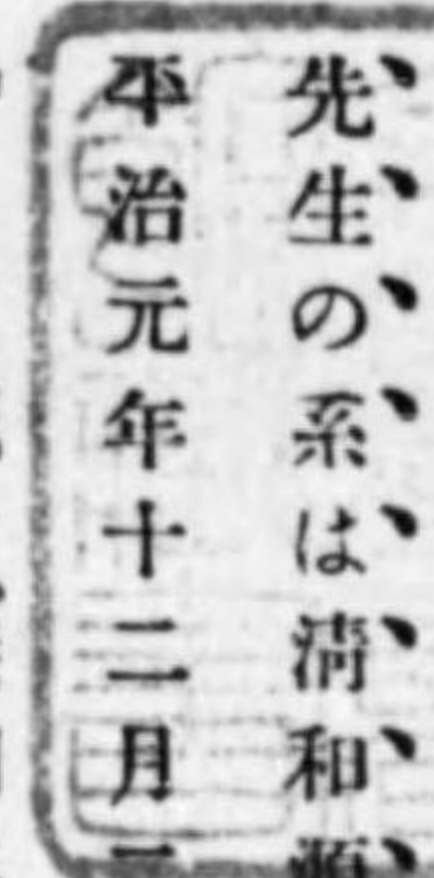
故森先生年譜

目 次 終

森 先 生 傳

第一章 森家の系譜

清和源氏  
森義隆



先生の系は清和源氏に出つ其祖森義隆陸奥六郎と稱し從五位下無官の太夫たり  
平治元年十二月二十七日義朝と與に都を落ち天臺山龍華越に於て土衆の流矢に  
中りて死す義朝深く其首を包み琵琶湖に沈めたりと傳ふ其子頼隆森冠者と稱す  
治承四年頼朝東征して下總に至りたるとき千葉常胤に倚て頼朝に謁す頼朝即ち  
源氏の庶流たることを知りて之を寵用す遂に三浦義村の女婿と爲る寶治中北條  
時頼義村の子泰村を害するに當り近親の故を以て泰村と俱に鎌倉の法華堂に自  
盡す時に年九十歳なりき其子五人あり大系譜諸書には五人皆死せりとなすと雖  
鹿兒島森氏の傳ふる所に依れば頼隆の諸子諸孫悉く泰村の弟家村に隨て薩摩に  
遁れ島津家に臣事すと云ふ又島津正系圖に三浦泰村滅亡の際家村妻女嬰兒三人  
共に恙なきを得と見へたれば頼隆の後も亦滅せずして森氏を稱したるは敢て誣

島津家に  
臣事す



はすと雖、寶治以降慶長に至る凡そ三百六十年間の事狀來歴湮滅して傳らず、森二郎三郎行重と云ふものあり、島津氏に仕へて守護代、老職を奉せり、此其遠祖なれば以て一藩の名族たるを知るへし、後年數家に分派して本末を審かにせずと雖、先生の直系に當たる喜右衛門有長は後雪香と稱し、禪學を江戸深川の僧某に受け、年四十隱居して淨光明寺の境内花野村福泉寺に小庵を作り餘年を送れり、之を一世と爲す、二世を六郎右衛門有次とし、三世を喜右衛門有相とす、有相は後庭雪と稱せり、四世を喜右衛門有充とす、後洞雪と稱せり、五世を喜右衛門有貞とす、後峯雪と稱せり、六世を喜右衛門有直とす、後自安と稱せり、七世を喜右衛門有恕とす、有恕性温厚にして朴訥なり、隈崎氏を娶り、五男を生じ、長を喜藤太と云ひ、次を喜八郎、次を三熊と云ふ、三熊早世す、四男元四郎安武、後正太郎と稱し、出て、横山氏を冒す、安武は慷慨にして氣節あり、明治三年七月二十七日當路大臣の驕奢時政の弊、及征韓の非を條陳し、集議院門前に於て自及す、五男は即ち先生なり、弘化四年七月某日鹿兒島城下大木村城ヶ谷に生る、先生幼名助五郎、後金之丞と改む、一時澤井鐵馬と稱せしも、久しからずして之を廢し、後有禮と稱せり。

第一章 幼時の境遇

先生の幼時は如何なる境遇に在りしかを推定せんとせば、之を内にして、一家の生計、兄弟の關係、之を外にしては、國家の形勢、社會の風潮、總て一身を圍繞する事物を、考察せざるへからず、今内勢に就きて之を列舉せん。

(一)先生の嚴父は諸子を督勵すると同時に其快濶なる心性を誘導することに勉めたり。

(二)森家の格式を以てしては當時其子弟をして書役たらしむるは固に當然のこととなりしと雖、然かも嚴父は勤學の妨なりとして之を取てせざりき。

(三)諸兄は最先生を親しみ友とし、常に汝は將來拔群の兒なるへしとて敬重せり。

(四)先生は諸兄を敬すること甚至れり、青山良顯(幼名喜八郎)の久しく病に在りしときの如きは、大人も及はざる熱心を以て看護したりき。

(五)兄弟四人か其食卓に用ゐる箸は一個の箱に入れ、四傑箱と稱せり、以て其兄弟の如何に親しかりしかを見るへし。



(六)胞兄安武は先生を敬せりと雖過ちあれば之を假借することなかりき。或時先生兄の書翰を途に失せり。母氏に依て哀を乞ひしに、兄は先生に向て自ら過てるを知らは何ぞ進みて之を謝せざる母氏に依て哀を乞ふは卑怯なりとて叱せしに、先生は其理あるに服し成長の後まで之を忘れざりき。

是先生か一家に於ける境遇を推定する材料の一斑にして未だ其境遇を測斷するに足らずと雖、然れども先生の温良友愛の氣質は蓋此時に養はれたるものあるへい、乃ち更に外勢に就きて之を列舉せん。

- (一) 國交の談判はペルリの突然たる來航に依り幕府に於て開かれたり。
  - (二) 藩主齊彬公は英明の主にして能く海外の事情にも通し居たり。
  - (三) 鹿兒島藩は生麥事變の爲に英艦に襲はれたり。
  - (四) 鹿兒島藩は兵制の改革を企てたり。
  - (五) 鹿兒島藩は洋學を藩内の子弟に學はしむるを勉めたり。
- 是先生か一藩に於ける境遇を推定するの資料たり之を以て少くとも先生の進取敵愾の氣象は養はれたるを見るへし、亦尙一言の加ふべきものあり、先生幼時の外

勢は到底洋學を講せざるへからざる運命に會せりと雖、眞に先生をして洋學の必要にして缺くへからざるものたるを解せしめたるものは即ち林子平の著せる海國兵談是なり、兄横山安武の外戚に向井新兵衛と云ふ者あり、海國兵談を藏す一日先生之を見遂に海外の事情を詳悉せざるへからざるを感悟せり、已に自ら能く感悟し而して藩命は之を導けり、蓋先生は洋學の爲に生れたる一人物、洋學は實に先生を一藩の立物としたりと言ふも可ならん、然かも之か爲に漸く嫌惡せらる、抑先生と洋學とは何ぞ其れ因縁あるや、是に於て先生の洋行を叙せざるへからずと雖、先づ洋行の前に於て如何に學問の素養ありしかを述へん、其選に中りたる所以を知るこゝ能はされはなり。

### 第三章 少時の講學

先生の學問は前に述べたるか如く嚴父の督勵に依れることは疑を容れず、而して如何に學問せしかを考察せんには、鹿兒島藩一般の學風を知らざるへからず、乃ち其概略を叙せん。



當時鹿兒島藩士は毎郷に郷中を組み、年齢六七歳以上十四五歳迄の者は、毎戸更番集會所を定め、毎日今の午前十時より午後三時まで集會し、經書歴史の輪讀並習字運動の三課を課す。又十五歳以上に達せば同一の方法に依りて集會し、唯夜間經書歴史に代ふるに軍書を以てし、運動は相撲、戰鬪演習、竝兔狩等とし、又酷暑に當ては十五歳以上の者には水練を習はしむ。

是其概略にして、先生は此教育の渦中に在りたる人なり、更に之を細言すれば、

(一)漢學を長兄喜藤太氏に受けり。

(二)天真流の武術を川上八郎左衛門に學へり。

(三)漢學修業に當り記憶に堪へざるときは、頻りに涙を流し、然も全く記憶するに至らざれば坐を起たす故に復習を終へたる書は、曾て忘却せることなし。

已に長して徒を集め、漢學を教授し、又洋學の必要を、知れるか故、上野景範の長崎より歸るや、乃ち從て之に學へりと云ふ、先生當時の性行は其自書する所のものに於て、徴すべきものあり、左に掲ぐ。

士可嗜條々



十一 端方錄

一 第一義我公之志也

一 一身公而私不立也

一 物事一以再思也

一 交遊之友其善也

一 下流之徒其惡也

一 一以治之也

一 一言治之也

一 一事之成也

一 一德之清也

維生之氣也

公之志也

古之志也

甲子

一 志也

一 志也



第一 義を可守事

身を静に可居事

物事可得再思事

萬事可堪忍事

可絶慾網事

可绝色事

言語達用迄之事

與人物爭小事は可負居事

飲食凌饑渴のみ事

但養氣之品随分と可食事

若右の内一を缺き候ては士外犬猫可爲同然事

甲子霜月七日記

有 禮(花押)

此一書は未亡人が先生の死後に於て筐底より得たるもの然かも書中の言少年處世の方向を擧て周到なり充分之を實行したりしや否は之を知らすと雖意氣の壯用意の密自ら群兒に冠絶たるを見るべきなり人と爲り已に斯の如く洋學を學へ



る已に斯の如くなるを以て鹿兒島藩の竊かに留學生を海外に派するや、先生は實に其選中の第一人たりき。

### 第四章 海外留學

鹿兒島藩の奮發

先生の洋行を叙するに方りて先づ述へざるへからざるものあり、當時鹿兒島藩は海外留學生の派遣を企てたるの一事是なり。  
文久三年鹿兒島藩は生麥事變の爲に英艦の襲ふ所と爲れるは近世史の記する所なり、而して此役に於て一藩皆彼の兵艦の構造戰闘の技能に長せるに感發する所あり、島津三郎久光大久保市藏利通等の如きは攘夷の邊かに行ふへからざるのみならず、益彼の長を取り我の短を補ふの必要を知り、時の藩主(齊彬)に獻議せり、藩主は之を納れ開成所を開設し、八木元悦、石河確太郎等を延きて教官と爲す、當時先生及吉田清成等此に従學せりと云ふ、其後寺島藤藏(宗則)五代才助(友厚)等英書に通せる門閥の子弟若は學術に秀逸なる少年を選択して英國に留學せしめんことこの議を上るや、藩主大に悦び一藩の才俊を擢て、之に充つ、先生か英國に航せるは蓋此

幕府の嫌疑を恐る

選に中りたるか故なり。

寺島五代の議は藩主の採納する所と爲れりと雖、鹿兒島藩は之を決行するに方て幕府の嫌疑に觸れんことを懼るゝや切なり、依て名を脱藩に托して之を斷行することゝし同行の士皆別名を用ひたり、先生か澤井鐵馬と稱したるもの之か爲なり、派遣の命を受けたる者十人、先生及吉田清成(永井五)、松村淳藏(市來助十郎は實名にたり、今別名を)、島山義成(別名杉浦)、村橋某(別名士)、三笠某(別名を)、中村博愛(別名吉野)、田中正修(別名を)、鮫島尙信(別名野)、清水賢治郎(別名中)、是なり、家老新納刑部(別名石垣)、學長町田久成(別名上野)、差引人寺島宗則(別名泉千藏)、五代友厚(別名開)等之を監督す、慶應元年三月二十一日英國ガラバ會社に屬する汽船、オースタラニン號に搭し鹿兒島を距る里許なる羽島を解纜せり、當時泰西の事情は人の熟知せざる所、彼等の勇心如何に勃如として抑ふへからざるものあるも、中心豈愴然の感なからんや、然れども嚴父は飽まで之を鼓舞して止まず、詩を賦して之に贖して曰く、

#### 和兒有禮羽島偶成韻

兒懷大志渡深淵、長駕春風萬里船、人謂西南真異域、我思東北各同天、自拋國命討論



席心盡家親勉學筵。洗滌秋陽江漢水。何時鴻業得精研。

鶴陰 恕

乙丑二月

次五代氏送別韻與兒有禮即事

十九阿兒出塵洲。宛然轉得掌中球。普知皇國一正氣。六合星聯五大洲。

發程

已にして汽笛一聲船は水天髣髴の中に落つ。香港新嘉坡ビーナンセーロンボンベ

一蘇厄士甲羅阿力山歴風物自ら異なるの各地を觀察し同五月二十三日英國サウ

サンプトンに着し即夜倫敦ケンシントンホテルに投せり此間經る所の地忽ち

にして寒忽ちにして熱而して華而して蠻全く其趣を異にせるか故香港の瓦斯燈

を見て驚き印度洋中に氷菓を食て驚き倫敦に電信を見ては又驚きたりしと云へ

り真に然りしならん斯くて同行の士は皆倫敦大學教授ウイリヤムソン氏の

懇切なる斡旋に依り倫敦大學に入り各其目的の學科を修む先生は將來海軍に従

事すへきの豫定なりしか故に豫備として化學數學物理學を研究し最化學に勉め

たり此間に於てケンシントンホテルを出てベースウオートの寄宿に移り更に

教授グリーン氏と同居す而して先生は英國に於て如何なる經歷を得たりや又

香港の瓦斯燈に驚く  
倫敦大學

書簡の要領

智識の上に如何なる感化を受けたりしや先生の兄安武に贈りたる書簡に依りて  
大要を知るを得へし。

茲に其書簡の要領を掲げんに曰く學問に精勵せり曰く敢爲の氣象に富めり曰く

健康を保全せり曰く父兄に順良なり曰く友誼に厚し曰く内外の觀察に周到なり

曰く平和なる開港論者なり曰く露國は強ならず義ならずとの主説を持せり曰く

米國を以て善隣貴ふへき國と認めり曰く英語を以て學問の捷徑と認めり曰く法

制の學は日本の事實を諳んして折衷すべきなり曰く幕府の因循無策を洞觀せり

曰く鹿兒島教育の盛大を企望せり曰く熱心なる憂國者たり蓋先生は時齡未だ弱

冠ならず遽かに英京に遊ぶもの豈世故の經驗あらんや而して其眼光の超邁所説

の精深其れ斯くの如くなるは誠に尋常の比すへきにあらざるなり乃ち横山家に

現存する書簡中より十篇を拔萃し以て之か參照に資せんとす

書簡其一(按するに慶應元年中に認めたるものなるへし月日詳ならず)

(前略)私事にも大元氣にて勉強仕隨分人にも後れ不申候に付乍憚些少も御懸慮

被成下間敷候外一統にも至て無異仕合此事に御坐候石垣君等三士も去月二十

大元氣にて人に後れず



神州の正  
氣未だ衰  
へず  
男兒の志

造士館の  
廢止案外  
千萬

四日佛蘭西廻着彼地二十日餘り滯留にて一應當地に引取り不日に歸朝の積に御座候然れば來春は大概二三月に於ては被歸着候半萬事其期を御待居可被下候御當地の勢も追日相變し古砲家云々の一條及び大島先生昇役の事件等細々御示し被下實に雀躍千萬乍恐神州の正氣も未衰と計りに覺申候且又川上坂元平田岸良谷村川崎等の事に就ても誠に國幸至極追々世體も一變仕候半いつれ生涯の間には男兒の志爲是行はるゝ事あらんと晝夜只思ふのみに御座候寸志の程御推察可被下候(中略)當地へ廻送の新聞紙に將軍又々大軍を引率して不臣の徒を誅せんか爲大阪まで通行の處一ツ橋の配下なる一人の刺客將軍を狙ひ候處右科露顯して被戮候趣其外種々の新聞相見得候得共何れも粗略且は眞偽の處も難計是等の處御後音詳報奉希候

造士館廢  
んならさ  
れば人物  
出でず

叙戦の武  
は區々の  
小武

を盛んに無之は人物は出來間敷と申す考は未だ變し不申候西德(西德二郡)杯は當分如何に罷在候哉御聞は無之哉此人講館の爲盡力せんとの説も承居申候下

其二(慶應元年八月七日)

不肖の私千萬恐入奉存候得共御諱憚の程も忘却仕寸志愚慮の趣無伏願奉申上候伏して願くは慈仁可被下候其議外に無之御方様如何御渡世被遊御座候哉文武一向御研究御上達被爲入居候哉就ては恐多奉存候得共行先の世體御深慮如何御見定被遊御座候哉(中略)私愚考仕候處いつれ文武は武士の基本と定り居候得共當時の世體深慮に可及場合に御座候はんか武も武に依り劔戟の武は區々の小武に御座候はんか實に劔は一人の敵にて一身の守戒と愚存仕候自ら深き御遠略の處は奉察候得共非常の時節は非常の大見定を据すんは男兒の仕業仕遂げ難く御座候はんか(中略)阿兄深慮之不肖の私汚言至極且御遠略の處も不願

其三(慶應元年九月十九日)

第四章 海外留學



毎朝眠覺  
次第冷水  
を以て全  
身を清潔  
にす

渡來の日  
本使節譯  
分らす

誰一人皇  
國に生れ  
て當時の  
形勢を慨  
嘆せさら  
ん  
外夷より

〔前略〕私にも近來は誠に何かに謹むと考申候内殊に體の養生は手を付申候毎朝  
眠覺次第直ちに冷水を以て總身を清潔にし其食物の養生は勿論毎日半時の間  
確と時を定めて綱攀をなし逍遙を取り種々の力働をなして壯健を養ひ申候若  
も一日右等の仕事を缺申候得は却て不快を催す位に御座候扱又先度の御深慮  
の養生の文今に頓と忘れ不申候寸暇の節には拜見仕實に一々御尤千萬今更其  
時の粗暴の養生を惡むまてに御座候〔下略〕

其四（慶應元年九月朔日）  
（認めたるものなり）

〔前略〕佛地まで渡來の日本使節も一向譯柄分り不申候表向には器械其他諸物を  
買入れんか爲と申す事に候得共内實は佛を頼みて未來の計策を爲すとの事に  
御座候尤薩摩より已に英國に多くの書生等を渡して後世恐敷基ならん事を察  
し終に斯様に渡來の首尾と傳聞仕候彌右の通の譯に候得は可笑の至誰一人皇  
國に生れて當時の形勢を慨嘆せさらん實に古來の姦性中々言語に絶へ申候將  
又西洋に於ても幕名甚宜敷無御座候實に同く皇國にありて右様の形勢且外夷  
より善惡を被指候段慷慨至極の耻辱なり嗚呼何の日か天運の循環を得ん〔中略〕

善惡を指  
され慷慨  
至極  
人間一度  
宇宙を遊  
觀せざる  
へからず

天歩艱難

一度滄浪  
の濁波を  
鎮靜して  
國家の綱  
維を伸張  
せん

何れ人間一度は宇宙を遊觀せずんは十分の大業遂げ難しと愚存仕居申候私に  
も了簡未だ頓と据え不申候得共此度渡海以來魂魄大に變化して自分なから驚  
く位に御座候私に於て第一學問する所人物を研究するにありと考ひ付始終心  
を用ひ汚魂を洗濯仕居申候〔中略〕若や英學御打立も有之候は、書籍は如何に御  
座候や何れ佛書にて候半若や字引及文典など御用ひに候は後便進上可仕〔下略〕

其五（慶應元年十二月三日）  
（認めたるものなり）

謹て惟るに即今日本の情形恐多くも天歩殆んど艱難にして皇地已に外夷の咽  
を過んど欲す就ては臣子の情御互に愁嘆の至如何して寸志を報せん恐多くも  
伏して萬慮仕候にいつれ此上は社稷を重んじ君を軽くするの機豫め着眼仕處  
に候はんか伏して願くは阿兄熟慮之小弟恐多くも弟道を失し猥りに暴言を爲  
すの大罪球上に置き難しと自分省吾仕候得とも争て斯る小事を省みて國家已  
に夷咽を過るの大事と較するを得ん仍て勘考仕候に諸共に生死を論せず一度  
滄浪の濁波を鎮靜して國家の綱維を伸張し皇威四洋萬國に及すの大義人臣時  
に當て力を盡すの當然此事に候半か〔中略〕いつれ其力を求めずんは萬事施し難



父上の田舎轉勤を欲す

く其力如何して之を得ん實に世界を周遊し其國體は勿論人情風俗を觀察仕候儀第一と奉存候外に二三藝の學を學ひ傳習し及び嚴父母の志をも傳受し次には兩亡兄の御遺趣を貫き終に青史の上にも名を汚さん事を偏に注意仕候(中略)父上様は無御易御春屋に御務有之候哉就て得と思案仕候處御齡も已に耳順を被爲過且近年多くの御氣遣も不被爲厭候ては御身體に於て甚以て如何敷奉存候得共私共にも愚存仕候に父上様御儀を以て只今の御勤務中よりは田舎勤にても御轉勤有之一郷の教授にても被爲勤多少の書生でも御引立有之候は、却て御國家の御奉公充分たるへしと獨按仕候(下略)

其六(慶應二年認めたるものにして月日詳かならず)

日本騒立

日本使節 柴田日向守

(前略)先達より新聞紙廻達し小々我國の事情知れ來り又々日本騒立此度は將軍より兵十萬を起して伐長し薩は長に救援すとも或は否とも噂有之此事實説に御座候哉就ては京師の様様は勿論父上様は云ふに及はず御方様如何被爲在候哉只朝夕歎息汗を握り候計りにて頓と鹽梅相分り不申偶、佛蘭西まては日本使節柴田日向守と申せし人來着し候得共未た何の様様も相分らず又何の使節や

男兒節を盡すの日

らも不分明に有之少々聞て却て深く憂愁を催す次第寸志御遙察可被下候此西洋に於ては只今何處も平安にて太平を唱ひ候砌我國右の次第誠に嘆息の至御深慮如何中々晝夜難堪御座候併し得と熟考仕候處男兒節を盡し業を述へ寸志を報するは此時に御座候半誠に六かしき浮世行先如何なる所に御深慮被爲付候哉私には頓と目當付兼かゝる勢の時運に逢ふも自然の事に候得共いつれ思ふ丈の寸志を述へきは此時に候はんに行先却て復樂罷在申候心事御推量可被下候(下略)

其七(慶應二年三月十日の付なり)

(前略)近頃は日本より新聞紙相見へす(中略)頓と相分り不申夙夜唯平安の開港のみ祈り申候孤客の寸情御照察可被下候(下略)

其八(慶應二年六月三日の付なり)

(前略)乍恐追々觀察傳聞仕候次第御心得の一助に相成可申左の通奉申上候彼の魯國の今要する所一の香港を得るに有之若今日本彼と親交を結ひ候は、不日にして彼必申すへし英佛其外米國等今頻に日本を呑まんと欲す故に我は

魯國は香港を得んが爲に日本に結んぞす

平安の開港を祈る



日本に魯國の衝中に陥るを虞るは魯國にはペートル海峡ありもなきに同し魯國には黒海ありもなきに同じ魯國は印度トルコを奪はんとするも能はず魯國は蝦夷の地を奪ふも利益なし魯國は猫智を抱き鷺爪を藏す

日本に力を合せて之を防ぐへしと之を餌にして彼申すへし願くは假に一港の要地に墩を備へん又要港には艦を備へん如此なれば彼其所に衝を置へし然れは我邦已に彼の腹中にあるは多言を費やさず彼は港を要む未だ持たざるの故なれども全く無きにはあらずペートル海峡あり世に善港といふ唯仲夏船の通路ありて餘の季には満海水を結んで海路絶て無し故にありてなきに同じ外にも又黒海の善港あり併し先年セバストポール大戦の後歐羅巴諸國會盟して其處に墩艦を備ふ可らすとの法を設けたり故に是亦ありて無きに均し即今又偶々印度を襲はんと欲して能はず英の守嚴なればなりトルコを奪ひコンスタンチノープル(トルコ)を取らんと欲しても西洋各國之を抑ふ今又支那の地方を掠領すること切なりと雖是亦海邊を遙かに隔てさまで利益なし終に漸く我に迫り已に蝦夷の地過半を奪ふ然れども偏地にして利益多からず故に轉して對馬を握らんと欲して英佛之を防ぎて遂に握る能はず斯の如くにして彼未だ一の港を得ず故に今竊に猫智を抱き鷺爪を藏して外容類に神妙を飾り内には狼心を養ひ只寸間を狙ふ故に先年我國人一變魯國人を殺せし時もさまで問ひもせ

魯國は不強國

魯兵四十萬佛兵僅に六萬

セバストポールの戦

す却て我國人を惠遇する事實に著し又彼我國人に魯行を勸むること甚切なり已に去年幕府に迫り幕生七人をして遂に行かしむ過情斯の如し彼の狼心あること更に云ふに足らん

世人多く魯國を指て強國とす強は乃ち強なり併し眞の強に非ず英佛米と更に較し難し彼れ元來大地を有ち殆んど世界の三分の其一を保つ而して其寒最強く不慣の外國人彼の地に入て鼻口を損すること甚數度なり彼自ら強大を誇り外國を輕んすること餘りあるも實に寒國にして不強國たる往事を以て明らかなりナポレオン帝の魯を攻るや魯兵四十萬餘佛兵纔に六萬餘屢々戰ふて勝を得る能はず追々奔竄の頃遂に最大なる都モスコに攻入られなくも其最大の都府を悉く燒捨て皆山林に逃避す此時不幸にして佛兵糧道に乏しく加ふるに寒氣嚴酷を以てし佛兵忽ち四萬餘人悉く凍餓に死す故に佛兵の生残り漸く馳歸るを得たり

一セバストポールの戦や初め彼れ土耳其を奪ひ地中海へ押出し西洋諸國を苦めんと欲す故に英佛師を起して土耳其を救助せん爲或は其苦を逃れしめん



か爲大にセバヌテポールに於て戰ふ魯國遂に敗走し詮方なくも和親を英佛に乞ふ而して佛帝主として之に應ず其時英佛及外西洋各國會して法を定めて魯國再ひ黒海に艦墩を置くへからすと魯國不強のこと云はすして明らかなり

一我國人多く魯國を指して義國といふは何ぞ汚なるの甚しき乃ち土耳其奪掠の企て先年ポーランド國を取りし事跡又スウイスゼランド國の過半を奪略せし事跡近くは對馬の件不義不法の働き數へ難し其上魯の國政皆國論にあらす一切帝より出つ故に不公平の政多し帝明なれば治國暗なれば國亂皆其國人帝を以て神とす何ぞ愚且不義の甚しきや

一右は魯國の情實の大略追々觀察仕候儀なり猶亦細事得る所あらは後音に可申上候

一米國は今開國を去ること漸く二百年國家の政大小となく悉く萬民と謀り公平正大の政事をなす只今世界に於て突然たる事世人皆知る所なし尤西洋人皆云ふに後世起る所米なりと殊に英人は米人を諱候得共是亦同説なり御照

察可被下候私竊かに勘考仕候に俱に親交を結ひ有無を通する所此國なりと着眼仕候此國當時外國に念を掛け候儀曾て之なし故に彼の國四年間の永戰此頃漸く治まり國中未た一統せず其上後背には總て英の領分有之脇にはメキシコありて腹心の病未た全く癒えず先づ是等を一統して然る後四方に手を振ふへし未た外念なき事御照察可被成候中略足下御渡航の御都合は如何様ども乍恐私相働らさ可申候尤當地へ最初御出になりて彼の地(按米國を指すものなり)へ御渡り被爲成候ても御都合なるへく且は便利なるへし御心得の爲申上候實は私も今一ケ年も歴は渡米の積に御座候

其九(前書と同  
日付なり)

(前畧)近日支那より飛信の新聞紙に日本人横濱に於て西洋流砲術調練盛に始り格別整齊にて西洋人皆目を驚かして反て諱む位の由遙かに嬉しき事に奉存候支那人は是さて英佛人より頻に被辱候得共今不振立已に西洋人は支那人といへは奴僕同様に考へ申候支那は我日本と較するに足らざるは勿論の儀に候得共實は未だ開成の道明らかならず或は賤しまれ候儀も有之候得共右様追々世



巍乎たる  
寶國

界に嘉評に相成實に頼母しき事に候亞細亞洲は何國も當時傾運なるに獨り我  
國は一の小島にありて巍乎たる寶國お互に難有事に被存候(下略)

其十(慶應二年七月二十六日  
認めたるものなり)

(前略)御發志の一條其後無止事の御情合有之御不成就に付一入御殘念の御心情  
深く奉恐察候(按横山氏の洋行の企水)中略兄に於ては漢學已に御得心相成特に  
漢學の要は只四書五經に過ぎず若又古今に涉り博學に志あらば豈唯頑愚の漢  
を學はずとも亞細亞歐羅巴兩亞米利加新和蘭等の古今の歴史に涉り被成は倍  
々又倍々の益に非すや私にも貴翰を得候以來遍く愚考し遂に鳥渡左に申上候  
一諸技學は捨て、國礎(自註則ち法の學にて今)の學は如何

其故は御存しの通法は國の大本法不明にしては治國安民の事決して出來難し  
たま〜我國傳來叶ひし法は立居候得多くは苛酷の法にして人情に遠し無き  
に勝るの法なきにしもあらず外國の法と雖又同じ併私爰に着せしより以來已  
に一層に益ち其間耳目に觸るゝ所の英の法に於て曾て不理の法なく我國の法  
と比較を爲せは反て我法は不理且人情に遠き法のみにして實に慚愧に堪へ不

國礎の學  
法は國の  
大本

傳來の古  
法を折衷  
して不拔  
の大制度  
を立つへ  
し  
名を求め  
譽を貪る  
は小人の  
こと

日本人  
追々外國  
あるを覺  
ふ

學問の三  
要件

申候斯る弊法を持して争て國家の改良を得ん故に今若し兄之に應し今より萬  
國の法制を御學得あり我國傳來の古法と折衷なされ新に公平にして不拔の大  
制度を御築立有之候得は天下萬世に至ても誰か其澤を蒙らざらん併し是等の  
學者縱令如何程其與を得國家に立行ふても恐らくは顯然今日格段名譽の事に  
は遠からん然りと雖名を求め譽を貪るは寧小人の仕事古來君子の深く諱む所  
なり此事記せずして炳然偶御互に人間と生れ忝くも萬物の頭に具はり候得は  
願くは俱に其詮を盡し聊今生の恩を報せん

今日本人追々外國あるを覺へ漸く洋學に趨く者許多有之候得共皆其末の技  
學に走りて本を知らず若も今兄右の説を善とし之に應し賜は、夫に付又愚慮  
の趣は御心得にも成らんか爲に申上候

一直様英學に御打立有之度事

二我國の制度を御諳んし有之度事

目附書仰裁許書等に御探索如何

三算法も同しく西洋の術に従ひ御打立有之度事



右三ヶ條の科は最要用かと奉存候故は英學に貫通有之候へは米國の書と申ても同じ國語故容易く米國の制度の立様も御照覽に便利なるへし殊に米國の制度は纔かに二百年來の新制にて最勝れ候由佛國の制度も勝れ候由承り候得共是以て英學さへ十分出來候得は譯書にて事足り申へし故に英學の方甚た可然歟併し何分書籍十分に讀ますは何の學科も決して出來難し故に速かに英學に御打立有之度候

我國の制度早く諸知せされは各國の制度と比較出來難し法の立様は其國の風に從ひ立されは反て害になるへし故に我を諸知して外を知り其兩法を折衷して風土に従ひたる制定にして立ては全く公平にして其節を得んか

算法の要用は多言を費さず煥然是に暗ければ何事も出來難し

右の三ヶ條の科は何とぞ御打立相成度直様御西航なくて叶はんと申事には無之隨分此際御地に於て御學有之候は、不遠内私先日建言置候儀も有之候に付英人三四人も御雇ひに相成候はん然れば又其者共へも御學有之居候は、其内又遠航の好き御都合も有之候半歟私にも其内には歸國仕御交代可仕候然れば

第一親上の御情合にも宜敷又無益の歲月をも全く御費し無之諸事甚可然歟中略朝幕の間未和せず將軍今に無異因循狼狽致され長も薩等を後楯に取り幕命を一向引受ざる由昨日の新聞紙に見得居申候彌々其儀に候哉何分二三四十年の間は關ヶ原の戰の再生ならんか併し此頃は將軍少々は魂をさかせて勅命を挾み四方へ令を發し候由是も新聞紙に見得居申候又誰ても外國に航し度徒は願さへ出せは直様免許すへし抔と詮方なくも列藩に告候由けれども若其許を得ずして潜出を爲したらは嚴罪に處すへしとの事の由是も見得居申候此新聞紙を見や否や同社一統脇腹を抱ひて大笑仕候今更何故に此令を發し候哉既に薩長其外藝紀の諸國より潜行之ありし事は天下現然の事なり西洋に於ても日本に志ある者は此邊の事は皆存候事なり今更斯る令を發し候得は反て幕威を損すへし何と申候も終に難助の天運の循環幕も馬鹿も何も到來に相違なしと愚慮仕居候(中略)

造士館の儀も彌々衰傾遊學の願も近頃は御免無之由是は又一の歎息なり何分堀其外不埒の族の罪ならん當時は坂本川畑等の先生は暴説如何定て舊に仍て



潔説を被持候はん

開成館の儀も繁榮の趣にて其後御抱人等有之由に候得共未だ格別の人等も出来不申候由孰れ兩館は人物製造の根に候得は右様の形にては甚たつまらん事なり併し開成館の方は追々盛に相成候儀疑なしと存申候其上前に申上候通洋人三四人も御雇入相成候は、開成館の繁榮は日を期して待つべきなり何分造士館の方は歎息なから時の勢にはとふも致方無之縱令又此館盛に相成候とも

今までの如き設にては造士の道十分伸立申候儀は無覺東と奉存候(下略)  
此等の書簡年月を逐ふて仔細に之を讀まは先生の學問識度日に月に進歩し而して其言ふ所諄々乎として長者の風あるを見ん又米國を以て善鄰貴ふべき國なりと認めたるか若きは是別に原因あり其れ之を述べん

翌年即ち慶應二年暑中休暇に際し先生等同志相會して謂らく學暇を得たる今日徒らに日を消せんよりは軍互に弘く風土を巡察するに如かすと遂に先生及松村淳藏は將來海軍に従事すべきを以て傍ら海軍の技を學はんか爲に魯國に鮫島尙信吉田清成は米國に畠山義成は佛國に發途することに決し先生及淳藏は八月朔

日倫敦を發しニユーカッスルを経て聖彼得堡に航し到る處に政治兵制宗教言語經濟婚姻等に關することを講究せるか如し日記中魯國に於ける幕府の留學生山内作左衛門市川文吉緒方城治郎大筑彦五郎小澤清次郎田中二郎に會したる條に云へるあり

是等の士事を談するに至て嘉すへし此人々等關東魂を持せず頻に京師を護するの志操あるもの殊に山内は國學者にして本居先生を信心して勤王の説を主張す且又當人の説に當時日本の如く銘々割據しては終に世界縦横の業爲し難し只君は一人にして政法一途に出されは國家遂に開けす恐れ多くも他人の有となるへしと實に我心を得たる論なり

と先生は已に當時の所謂勤王黨たるは勿論幕臣山内も亦朝廷と幕府と兩立して政令二途に出つるの非なるを知り到底改革せざるへからざるを悟りたるを知るへし又棄兒院のことに關し記して云へり

活物を棄殺するの弊は之なしと雖人の大倫を紊ること又如何んともし難し然りと雖能く之を處置せすんはあるへからず予之を思ふ毎に痛歎す古より慾と



夫婦の別  
あらしめ  
さるへか  
らす

和語は如  
何

色とは人の去り難きものにして禪真等の僧の如き名は色慾を絶つと云ふと雖一人も終身之を守り能ふものあるを聞かす。況んや凡夫婦をや。皆は無學無心のものどもなり。深く咎め罪すへからざる理もなきにしもあらずと雖。夫婦の別あらしめさるへからず。嗚呼。予已に年二十に至て未だ其良慮を持する能はず。至憾々々。

是後に至て妻妾論を明六社に論究したる本領を見るへきもの。又此時領事として箱館に滞在すること七箇年なるゴスケウイチ氏の招饗に於ける條に記して云へり

予彼等に尋て曰く和語は如何。予想ふに定めて外國人へは六かしくあらん。故は全く文典も字引も次第不同なればなりと。然るに彼等一同は口を揃へて曰くさにあらず。唯和語はかりならは至て學ふに容易く奇麗なる國語なり。併し當時漢語を混し合せて甚た宜しからず。殊に近頃其弊日に増して漢語の方過半なり。嘆すへし嘆すへし矣と。

後日本語を英語とすへしと主張せる先生は之に對し是非を加へすと雖。平素言語

故郷に歸  
るの心地  
を以て倫  
敦に歸る  
遊歴者皆  
歸る  
美國の美  
風  
未見の先  
輩ハリス  
氏  
今の基督  
教は基督  
の本旨に  
反す  
現今の基  
督教に浸  
染せざる  
は日本及  
亞弗利加  
あるのみ

に就て注意を怠らざるを見るへし。當時詩あり曰く

天涯偶得范張親。日夜談論同趨新。聞説古人平衣略。仁霸併用如車輪。  
邂逅通歡窮北郷。客心自恨馬蹄忙。須期連袖再逢日。竭力安民濟世方。  
久悶即今天下事。誰踵擊楫渡江舟。待君能懷奇偉策。直閃日旗服五洲。

斯くて先生及松村は故郷に歸るの心地を以て日記中の倫敦に歸る。鮫島吉田も亦米國より歸り。互に其見る所を談せり。鮫島等説くに米國の美風を以てし。且鮫島等は米國に航するに方り。英國代議士オリハント氏の紹介に依て米國人ドクトルハリス氏に會す。ハリス氏は宗教家なりと雖。其教旨は瑞典スインランボルグの創開せる。スイテンホルジアンのの教義に源因したるものにして。今の基督教を以て基督教の真正の目的に反せると爲すものあり。而してハリス氏は日本の國風を愛し。其鮫島等に會するや。日本の風俗習慣を聞き。且現今の基督教に浸染せざるは日本及亞弗利加の某州あるのみ。日本も亦今日に於て其侵入を防ぐの計を講せざるへからざるを説きたることを以てせり。是實に先生か米國の良風を認めたる原因にして前に記載せる書面にも米國を稱賛し。到底米國に航するの意あることを兄横山氏



米國に航  
せざるへ  
からず

留學生を  
養ふ能は  
ざるの時  
運

英國を去  
る

ハリス氏  
を訪ふ

三〇

に發表したる所以なるへし然れども先生の同社は豫定の期限を俟たずして米國に航せざるへからざるの事情に接せり。  
先生等同志の英國に航せるは藩命に出づ藩命の主意は各其長技を研究せしめ以て藩政に資せんとするに在るや論を俟たず故に其成業に必要な資金を供給し以て其目的を遂げしむへかりしなり然れども是畢竟常時に處するの方法のみ當時國內極めて多事人心鼎沸特に鹿兒島藩の如きは内亂の當事者たるを以て又此留學生を養ふ能はざるの時運に際會せり是に於て先生等同志は英國を去らざるへからざるに至れり其英國を去るや固より其豫期せし所なりと雖未だ其期に至らずして英國を去らざるへからざるに至りたるは先生等の不幸なりしなり遂に慶應三年七月英國を去て米國に航す米國に航するは實は歸路なりき是より先きハリス氏佛國博覽會を見るの途英國に來る彼は前年鮫島吉田等か米國に於て邂逅し懇懃を通し先生は鮫島吉田等の言に依て之を信せり故に彼の英國に來るや先生主として之を訪ひ其所説を聞き益々米國の善隣なることを認め特に藩費給せられざるの今日は之に托するの便利なるを度り遂に米國に於て從學すること

パン焼

神託

斷然北米  
を去る

を約せり而して彼は尙佛國に遊ふを以て先生等は先たちて米國に航しボルクトンなる彼の宅に寓せり彼は葡萄園を所有し其教養する所の學生をして各々勞役に服せしむるを常とす而して先生はパン焼に従事したりと云ふ此間頗艱苦を嘗めたるか如し然れども先生は能其服務に堪へたるのみならず餘暇あれば同國教科書を蒐輯するを勉めたり想ふに先生は當時に於ては米國に止りて學業を研究するの素志なりしならん然るに此素志を翻して更に米國をも去て歸朝するを國家の利益なりと決意するに至れるは實にハリス氏の言に従ひしなりハリス氏は神託と稱して先生及鮫島に告げて曰く日本帝國は今や國難の急あり二子速かに歸朝するは可ならんと國歩の艱難は先生等の已に豫想せし所實に豫想せしのみならず其事實は先生等をして英國を去らしめたるものなり危急に迫れることなきを保する能はざるは理に於て然りとす加ふるに平素信賴するハリス氏の此勸告あるに遭ひ如何に學業に深切ならんとするも能はさりければ遂に斷然北米を辭し航して横濱に着せしは實に慶應四年六月なり。



第五章 仕官

親政  
御誓文

幕府は政權を返上して王政の舊に復し、天皇は親しく二條城を以て太政官と爲し、以て五箇條の御誓文を公布し、賜へり。是慶應四年三月なり。然れども幕府通播の士は頗騷擾を極め、東北諸藩未だ全く王化に服せず。實に國家危急の秋、抑又所謂根本的政治を行ふの時なり。故に兵を東北の野に動かすは時に於て緊急なりしを疑はず。雖全局の大勢已に定まる。又論なきのみ。唯夫れ政治上に至ては所謂舊來の陋習を破り、天地の公道に基き、智識を世界に求め、紀綱を振起すへしとの御誓文に依據して、萬國の長所を求めざるへからず。政府は是に於て泰西の事情に通曉せる良士を求むること甚急切なりき。先生は此急切の時に方りて歸朝せり。一日先生は鮫島と俱に三條岩倉の二公に謁し、歐米文明の實況及之を我國に移植するの急務なるを説き、大に岩倉公の容るゝ所と爲り、又愛せられたり。終に此年七月二十五日、徵士外國官權判事に任せらる。當時先生は主として陸軍は佛式に、海軍は英式に擬すへきを建言せりと云ふ。惜むらくは文書の傳はれるものなし。願ふに先生の英國に航するや、海軍に従事するを目的とせりと雖、未だ實際修業するに至らざりしか故

知識を世界に求む  
泰西の事情に通ずるの士を求む  
三條岩倉  
二公に謁す  
陸海軍説

議事取調

議員

議事取調所設置

に軍事の經驗なきや論なし。唯、是英米に在て親しく陸海兩軍の優劣を判知したる事跡を經緯として此説を爲せしなるへし。八月議事取調御用掛を命せらる。蓋御誓文に廣く會議を興し萬機公論に決すへしとあるに從ひ、此月二十日を以て

過日被仰出候公務人の儀、今般御改に相成公議人と相唱ひ、其職は即ち議員にして朝命を奉承し、藩情を達することを旨とす。更に公用人を相設、從前留守居役の職務を掌り、居候様可致旨被仰出候事(慶應四年八月刊行太政官日誌第六十二號)

と布告せられ、尋て議事取調局を置かれたるを以て此命あり。山内公(容)に隸せりと雖、其實權は反て先生に存せり。抑、此議事取調と云ふは畢竟歐米に於ける議事の體裁を審らかにし、以て我國に適用するに在りと雖、當時に於ては大に社會の囑目せらるゝ所たり。之を公文に徴するに左の如し。

(二)今般議事體裁取調所御取建相成諸藩公議人同所にて管轄候様被仰出候間、其旨相心得建言伺届等同所へ可差出候事

右之通於東京被仰出候に付ては、當時在京の公議人總て東下可致候、且又公議人不差出藩々は早々任撰東京へ可罷出旨御沙汰候事(慶應二年十二月刊行太政官日誌第六十號)



(二) 萬民を保全し永世不朽の皇基を確定するは固より萬機の政令公論に出るに在りて即御誓文の大本に候依て當夏議政行政の御制度相成候儀即御政體の通に候然る處春來兵禍引續き候處より御誓文の御趣意或は未だ周達せざるも有之處當今追々四方鎮定彌、前條之通廣く會議を興し萬機公論に決すへしどの御趣意を以て今般改めて被仰出東京舊姫路邸を以て當分公議所と御定に相成來春より開議候様被仰出候間各彼我の私見を去り公明正大の國典確立の所に熟議を遂げ御誓文の御趣意を貫徹致候様御沙汰候事但開議期日御規則等は、追て御沙汰可有之候事(同上)

(三) 公議所開議の期日來巳年二月十五日被仰出候事

- 一 公議人員の儀は是迄大藩三人中藩二人小藩一人之御規則に候處以來各藩一人宛可差出事
- 一 公議人之儀は是迄其藩論に可代人才差出候様被仰出有之候得共右者參政の中より一名致選舉可差出候事
- 一 是迄主人在職の藩々公議人差出に及はざる様被仰渡置候得共以來主人在

職の有無に不拘各藩總て可差出事

右之通被仰出候事(明治元年十二月太政官日誌第百七十一號)

(四) 大に議事の制を可被立に付藩々に於ても其制を立へき旨兼て御布令有之候處今般於東京開議被仰出候に付御趣意奉體認藩々に於ても博く公議を興し輿論を採り下情上達候様御沙汰候事(但書(明治二年二月太政官日誌第十四號))而して明治二年二月十五日の詔書を拜讀するに

朕將に東臨公卿羣牧を會合し博く衆議を諮詢し國家治安の大基を建んとす抑制度律令は政治の本億兆の頼る所以て輕しく定むへからず今や公議所法則既に定ると奏す宜しく速かに開局し局中禮法を貴ひ協和を旨とし心を公平に存し議を精確に期し専ら皇祖の遺典に基き人情時勢の宜に適し先後緩急の分を審にし順次に細議し以て聞せよ朕親しく之を裁決せん

とあり是等の諸公文を概括するときは政府か言路を洞開し上下の隔絶を排除し以て衆智を集め衆力を合するに急なりしを見るへし而して其議事は果して如何なる効果を奏するやに至ては實に議事體裁取調の責任に屬し先生は此責任の衝



に當れるものなり。横井小楠の日記に明治元年の末、京都に於て、森金之丞と大に米國議事院の事を論じ、快談夜を徹すと云ふ一節あり。(國民の友第四十二號に依る)小楠は開港論者の泰斗にして明治政府の創立に與かりて其功甚尠からざりしなり。此人をして傾倒して徹背せしむ。是先生か年少氣鋭最熱心に議事の體裁を論じたるを證するに足らん。想ふ百年の後、帝國議院法の歴史を編するものあらば、先生を以て其功績者の一人と爲すに躊躇せざるへし。三月十二日先生は議長の事務を攝行すへきの命を受く。四月議事體裁取調所を廢し制度寮を置かるゝに方り。撰修に任し、制度寮副總裁の事務を攝行す。制度取調所を置かるゝに至りて先生は學校判事に轉す。學校は一の官廳にして學校を檢實し學生を使令し見聞を恢弘にし弊事を諫議し言路を洞開し士員を點檢するを職務とす。是より先き明治元年十一月學校取調兼勤を命せられ、二年正月軍務官判事に任し、外國官判事を兼ね、三月學校取調を免せられ、是に至りて此命あり。少焉して復た學校判事を罷められ制度取調に轉せり。抑、此間は國家多事人物を要すること急なるか故に其轉免も亦隨て急なりと雖、政府は先生を信任したること彼の如く、先生の施爲したる所亦斯の如し。然るに先生は益進

みて政府に事ふへかりしに遂に其椅子を去るの已むを得ざるに至れり。其故何そや。明治革新の一大事績たる廢刀論の建議是なり。先生太政官に建議して曰く、

官吏兵隊の外帶刀を廢する隨意たるへきの議

第一

官吏兵隊之外帶刀を廢するは隨意たるへき事

第二

官吏と雖脇指を廢するは隨意たるへき事

謹みて案するに人の刀劍を帶するは、外は以て人を防ぎ、内は以て己の身を護する所にして天下騷亂の際には又要すへきあり。然れども世運漸く文明に赴き人々自ら道義の尊きを知るに至りて、麤暴殺伐の惡習自ら相息み、是等の物も畢竟虚飾に供するに過ぎざるのみ。方今國家鎮定、皇運日に隆興、良法以て内を正し、兵制以て外を守る。此際に方て人各禮節を砥礪し、所謂麤暴殺伐の惡習反して道義自守の良俗と化すへきなり。故に自今以後官吏兵隊を除くの外、帶刀相廢し候儀隨意たるへし。尤官吏と雖脇差相廢し候儀隨意たるへし。是偏に文事を重くし武事を



天下の武士皆廢刀論に反對す  
鹿兒島人の攻撃最甚し  
凱旋人の攻撃更に甚し

軽くするに非ず。固より文武同體唯其名を異にするものにして政治の頼て擧る所人各篤く意を注ぎ兩つなから之を盛興すべきなり。今此に陳する所の二題目は唯其弊習を洗除して聊か皇政隆興の際に裨補あらん事を思ふ而已。伏て諸賢の高評を待つ。謹みて議す。(明治二年四月刊 行議按報抄出)  
當時郡縣の制已に布くと雖、封建の餘習未だ全く洗除せず、人心動もす、れば擾亂を免かれざるの秋に方りて此破天荒の議を建つ、其勇や稱す可く、其識や大なりと雖、如何せん時勢未だ可ならず、廢刀の論一たび出て、より天下の武士は囂々然として起り、先生に對する攻撃の聲は殆んど天下に滿てり、而して同郷なる鹿兒島人は素と武技を以て天下に誇揚するもの故に其攻撃最已甚しかりき、然りと雖は表面の攻撃のみ更に裏面を觀察せば尙之より甚しきものあり、抑、戊辰の役に凱旋したる諸人士は、實に櫛風沐雨自ら險を蹈みて而して征東の功を奏したるものなり、故に自ら以謂らく一たび東京に歸らば政權は己の掌中に歸すべきのみと、何ぞ圖らん、維新政府創設の名譽は是等武人に歸せすして反て文官の肩上に在らんとは、是に於て快々として樂まざりき、是時に方り廢刀論を爲したるか故、攻撃の甚しかり

世故に慣れず

免官位記返上

鴻恩に報度一念  
精神の不貫徹或は考慮の誤謬

しは怪しむに足らず、然れども若先生をして少しく世故に慣れしめは如何んを反對の熾なる廢刀論を唱へて自ら不利を招くの愚を爲さんや、蓋勇往直前天下に憚らず、國家の利害を知て己の得喪を顧みざるは先生の特性なり、安んそ其特性を枉け而して國家の利を犠牲にするに忍ひんや、當時岩倉大久保二公は切に先生の進退を庇護せしも、遂に協はず、六月二十日徵士並職務を免し位記を返上せしめらる(按するに當時は官職罷むと同時に位記を返上せり)其辭表に曰く

臣某誠恐謹而奉願、候臣去歲英國より歸航、同七月不圖も外國官權判事の命を拜し、而後移任數度既に叙位の宣下をも辱ふし、微弱短才の身を以て斯る重大の職任を蒙り候儀、實以畏縮の至にて元より其任に不堪は申迄も無之候得共、何分國事多難の秋、故聊なりども鴻恩に報度一念にて、更に不肖の身をも不顧折角、忘身勉勵仕來候、然處近來熟々既往の事も省察仕候に、是迄御爲筋と存込盡力仕候儀も、或は精神の不貫徹、或は考慮の誤謬、いたし候儀、許多有之、今更悔叩頭之、至に不堪、特に當分の職務は皆國家の大本に關係いたし候、重大之事柄、然るに右之通未熟短才の身を以て其任に不能堪のみならず、尙此上朝徳を損し候様の事有之



生涯の遺  
徳  
四五年間  
必死と苦  
學仕度

候ては眞に國家の大罪尤是迄の罪過も甚不輕宜しく死を以て其罪を購ふべき筋にも有之候得共尙深考仕候得は是徒に世の害物と相成更に報恩の寸志をも不遂相終候次第にて眞に生涯の遺憾と存候就而は此節非常出格の思召を以て官位共都而御免被仰付被下度候然れば今一應四五箇年間必死と苦學仕更に再ひ何なりとも身分似合の御奉公を仕り第一に前過を償ひ且報恩の素志をも相達し候様仕度候間何卒此儀速に御聞濟被成下度恐伏奉願候誠惶謹言

免官辭令に於ては請に依れるや否は明かならず故に此辭表は提出したりや否やも知るへからずと雖其心事は之に由りて明かなり抑々先生の辭職は固より責守の過誤あるに非ず君命の譴責あるに非ず實に彼の建議より波動したる物議を鎮靜するの犠牲と爲りたるのみ政事を執るもの政論を爲すは是固より責守の存する所其是非曲直は社會の裁判に任せんのみ假令政論の故を以てして罷めらるゝも先生は怒らす怨ます責を己に引き更に報効を圖らんとするか如きは眞に男兒の本色に稱へりと云ふへし

先生は西陲の一介書生の身を以て直ちに歐洲に航し歸朝すれば忽ちにして權判

試金石  
上書

事たり忽ちにして判事たり是實に國家の重任たり其身を處するの如何は先生の如何なる人物なるかの試金石なるへし明治元年九月其親友鮫島と俱に上書して曰く

私共事去丑年より海外へ遊歴し今年六月歸著然處先々月不圖も外國官權判事被仰付候不肖之身を以て斯る重任を奉候儀誠に以て恐縮之至に候得共當時國事御多端御創建之御場合に付聊奉報洪恩度一應御受申上爾來勉勵奉職仕來候處追々見聞仕候に

朝廷御疲弊已に當日難被御立行程に立至且海内遠近饑餓に切迫加之北越奥羽邊出兵いたし居候者共は晝夜彈丸矢石の下に眠食を共にし效死勉競いたし居候のみならず日夜饑渴を凌ぎ櫛風沐雨原野に暴す幾十旬其辛苦實に寒心之至りに候此等の儀熟々深考に及候處我等如き不肖の身右様の重職を汚し今日過當の御重任拜受仕居候儀實以て至惶日夜不安之至に罷在候間御金丈けにても御減少被仰付候は、誠に以て難有奉存候尤今日必要雜費大概一箇月三十圓つゝも有之候得は用度十分に相達可申候間何卒以來右員數丈に御減少被仰付候

櫛風沐雨  
の辛苦寒  
心に堪へ  
す  
御金丈に  
ても減少  
三十圓に  
て足る



様被成下度伏奉願候敬白

九月十日

森 金之丞  
鯨島 誠藏

其志の磊落其言の眞摯寔に欽慕すへきなり上に事ふる其れ斯の如し若夫れ自ら奉ずるに至ては極めて儉素家に妻婢の待するなく唯家從一人の家事を助くるの外數人の少年を寄宿せしむるあるのみ而して食事には少年と俱に大卓を圍繞して之を辨し間を得れば則ち少年子弟に英語を授け且希望する所に従つて官私學校に通學せしめ特に洒掃等に役することなしと雖皆先生の厚誼に感じ能く家事に服せしと云ふ下に接する亦斯の如きは實に先生性情の活達宏量を證すへきなり

又先生は當時兵馬を動かしたるの餘天下滔々貴賤となく細行を慎重し操行を確守するの美風地に墜ちたるを奮慨し鯨島及名和緩と共に（緩は岩倉公の信用を得たる人にして後先生に從ひ米國に航し中途にして死す山口縣の人なりと云ふ）挽回の策を講究し公暇あれば三人相提携して道徳論を談するを樂とせり曩に魯國に航して棄兒院の利害を考究して淫風を絶つ

少年子弟に英語を授く

道徳論

一介の書生

途を求め而して未だ良法を得ざるを憾み其官を辭して鹿兒島に歸るや其教養しつゝある所の少年は各其方向を聞き衣食の資るへきなき者は之を友人に托して前途を誤らざらしめたり故を以て皆恰かも師父に別るゝの思を爲せしと云ふ嗚呼先生は一介の書生より出てゝ國家の重任に方り然かも其身を處する光明磊落落斯くの如し亦貴うして能く貧しきものと云ふへし

### 第六章 鹿兒島に歸る

先生已に鹿兒島に歸れり嗚呼天下は先生を容るゝの量なくして東京を去るの已を得ざるに至らしめたり然れども先生は此一事を以て屈するものにあらざるは其辭表に明言する所なり而して鹿兒島に於ても學問を爲さんと企てたるは明らかかなりされは歸國の後胞兄安武に送りたる書面に云へり

尙學問も仕り了簡も固まり候上は臣子の分丈は元より十分盡す事に候乍去此地にては洋學者甚た少くとふも勝手に參り兼候譯有之困却此事に御座候是以て其篤學を知るへし然れども己の信する所は自ら之を行ふのみならず天下

學問も仕り了簡も固まる



教育は畢生の樂事

願人の過分に困る

上書

洋學

外國人雇入

をして行はしめんと欲せり故に獨り自ら之を學ぶのみならず之を後進に授くるを以て己の義務と爲し而して教育は其畢生の樂事なり依て興國寺の境内に徒を集め英學を講せり按外にも多くの書生を得たりきされは胞兄安武に送りたる書面中に「私掛りの塾も願人過分に有之實に以て困居申候」と云へり尋常人の誇るべき所にして冷淡斯の如し然れども尙足れりどせず益洋學を振起するの方法を求めんとせり之を求めて獨力の爲し能はざるを開悟し藩知事島津公に書を奉りて所見を陳へり其書に曰く

洋學は語學を第一と致し其語學の内又音學(按發音の)を以て初學の專要とし夫より廣く文字に涉り書法文法其他百般の學科を漸次に修行仕ることにして春來臣精を込め力を盡し指南方仕候得共元來非才未熟殊に音調の科は至て難く相應熟達の人にて之を同國の人へ教へ彼等と存分接對應答を爲丈の活法を授け候儀は決して不出來事にて是は洋人も兼て申事に候夫故洋學を學はんとなれば必其國の人を雇ひ親しく傳習を受されは其事必出來かたし當時諸の御費夥く殊に遊學生等は幾人も許され又他國よりも幾人と御雇入相成洋學一局

而已の諸費用も已に莫大なり斯る折柄洋人御雇と申すは甚六ヶ敷事故先此涯忍はせられ三四年間には其目的必相達する様即今より御手を附られ度事に候其迄は已に御雇置の英醫ウキルスに精撰の學生十五員許を附し時限を定め此涯音學のみ(其他の學科傳習の儀は目今の處都の傳習を許され凡進達の上又員數を加へ如斯漸次に増員修行被仰付候得は不出數年眞に實用の人才輩出の期到り可申候但英醫は最初御約諾より醫科一篇の事にも候得は今更其業に無縁の者迄もと申事は少しく無理なる譯に候得共前文の通故是等の儀曲に當人へ熟談を遂げ至て同意と申に付奉言上候間速に御議決有之度儀と奉存候

五月二十五日

森 金之丞

要するに其趣意は子弟をして洋學を學はしめんか爲に外國人を使用すへしと雖目下藩費多端なるの故を以て英醫に托して教へしむへしと云ふに在り其言委曲周到極めて老成の見と云ふへし先生國務大臣に列して頻に學校經濟のことを談す其論旨已に此時に胚胎せしものあり又當時如何なる主義を以て誘導したる乎は今日に徴するを得すと雖鹿兒島の少年社會には鷄姦の惡風行はるゝを慨し之

藩費多端

難姦防壁



豪傑底の人物なし

を匡正せんか爲に晝夜塾舎に書生と寝食を俱にし夏時尙蚊帳を備へすして蚊蚤の爲に安眠を妨げらるゝも曾て意とせざりしと云ふ又此時胞兄安武に送りたる書面中に曰く。

東京邊は種々の人物も可有之候得共眞之儒者眞之豪傑底之人物は希世なるへし折角御探索後便追々御申越被下度迎も昌平校邊の賣名貪功之藝學者目標とするに足らざる事の論に候得は乍恐御參考可被下候

と痛罵せるを見れば言責を重んずる先生にして其自ら期する所なくんはあらざるを知るへし當時先生常に人に言へり。

素行を以て人を化す

人を教ふるに命令的に諭示するのみにては却て人を誤ること多し寧ろ人の問ふを待ちて後に自己の意見を述ふるに如かず第一己の素行を以て人を化するに如かずと

亦以て先生か如何なる手段を以て人を導きたる乎は推して知るへし。

薩南の一

政府の先生をして東京を去らしめたるは物議を沈静せんか爲なり而して時勢は人物を要すること漸く急にして先生の才をして永く薩南の一隅に止まらしむる

隅に止まるへからす

を許さず即ち明治三年九月二十五日鹿兒島藩廳は傳ふるに朝廷の徵命に應ずへきを以てせり先生之に應し同月二十八日最初五六年間は住居すへしと定めたる草廬を發して十月六日東京に著し鮫島尙信の宅に投せり此徵命は抑何事を先生か當時に於ける感慨は如何

### 第七章 米國に駐紮す

攘夷鎖港問題の終結

攘夷鎖港の問題は已に終結して人の之を唱道するなきは寔に國家の一進歩と謂ふべく而して外交事宜の如きは新政府か當さに勉むべきの急務と爲れり故に明治三年閏十月辨務使館を英佛米の四箇國に創設し大中小辨務使正權大少書記官を置き其位階は大辨務使從三位中辨務使正四位少辨務使從四位以下之に準すと定めらる是實に使臣を外國に駐紮せしめたるの始なり此官制の結果に依り閏十月先生及鮫島尙信は共に少辨務使に任せらる而して先生は米國駐紮を鮫島は英佛米駐紮を命せられ且先生は交際事務及留學生管理を委任せらる先生と鮫島は莫逆の友たるのみならず實に當時の連壁たり蓋先生の米國に公使たるは政界

使臣の創始

當時の連壁



僚屬選擇の標準

に地歩を占むるの第一着にして、亦帝國か外交上の權能を中外に示すの發軔たり。先生の少辨務使と爲りて米國に派遣を命ぜらるゝや、其僚屬と爲りて渡航せんことを希望するもの甚多し。然れども容易に之を許さず、遂に自ら選擇の標準を定め曰く、僚屬を選擇するは自己の便宜より云へば英語に通じ、且機敏のものを以てするに如かずと雖、予か此行、外交の職務を行ふの外、我國の教育に關して研究せんことを欲するか故に、德操鞏固にして、將來教育の爲に裨益すべき人物を隨伴せしめんとす。乃ち名和道一は辨務權少記を以て、外山正一は辨務少記を以て、矢田部良吉は外務文書大令史を以て隨行せしめ、其從者として荒井常之進、内藤誠太郎を携ふこととし、又東京駐紮米國公使に對する交渉を終へ十二月朔日東京を發し、横濱に到り、三日、グレートクヅバブリックなる郵船に搭して解纜せり。此時先生の一行の外、海外留學者あり、其重なるは即ち伏見滿宮、其隨行官東久世正五位、井上庄藏、田坂虎之助、岡田某、山崎橘馬、熊澤善庵、丹羽某、松野礪の八人、並池田謙齋、相良元貞、山脇玄、大石良二、荒川邦藏、尾崎平八郎、北尾次郎、今井巖、大澤謙二、以上學國に留學する者、西園寺某、萬里小路正四位、石野正五位、黒岡帶刀、南貞介、以上英國に留學する者、畠山長平、

東京を發す  
海外留學生

桑港着

遣外使臣の嚆矢  
當時の時勢と公使

條約改正の期

五十川中、木村熊二、神田乃武、馬込爲介、大儀見元一郎、中原邦之助、林莊藏、以上米國に留學する者、總て三十七人なりき。一帆萬里、二十五晝夜を閲し、即ち是月二十八日を以て桑港に着し、今仍歐米旅行者間に最喧傳せらるゝ大旅館に投宿せり。先生の米國に於ける滿目多くは是舊知己なり。嗚呼前年ハリス氏に投じたる一介の書生、今や榮譽と權力とを荷ふて帝國を代表する少辨務使たり。而して遣外使臣の嚆矢に屬す。是蓋尋常の使節たるに過ぎずと雖、當時の時勢と公使との關係如何を推察するに、實に其責守の輕からざるものあり。内には攘夷論の餘黨猶潜伏して外國人を殺害することあり。外には訂交條約の改正すべきものあり。而して訂交條約の爲には特命全權大臣岩倉公の差遣せられんとするの際たり。此時に於て公使たるもの内外に交渉して國光を損せず、國益を計るの措置を爲すは、固より其所なり。況んや先生は特命全權大臣の議に參與すべきの天命をも帶ひたるをや。先生は實に名譽に伴ふ所の責任をも負擔せり。

條約改正の期(明治五年七月)は實に切迫せるを以て、是より先き政府は明治二年二月を以て之を外務官に一任せり。外務官は條約改正の權を一任せられたりと雖、之



岩倉公の  
洋行  
條約改正  
案

か實行を事實の上に證明するに至らざりき。已にして四年に至り、改正の希望を列國に通し、且其談判は之を東京に開くことに決し、而して政府の高官は之に先たち歐米列國の政府を訪問して其意見を聞き、其知己を博めんとせり。是岩倉公は特命全權大使として大久保利通、伊藤博文は副使として歐米に差遣せられたる理由なり。先生は岩倉公等に進見して曰く、此際に於て條約改正を決行すへしと、當時伊藤氏亦之に同意す。然れども條約改正の談判を開始せんとするに方り、國務卿に對して一定の條款を有せざりき。是に於て大久保伊藤の兩副使狼狽して歸り、大政官員と議して左の條約案を立て、再び渡米するに至れり。

内地雜居は尙早きに依り、外國人をして居留地方の規則を遵守せしめんか爲、先づ開港場に於て何年の間は何里以外と定めて内治の整理を須つて漸次に此區域を廣むる事。

條約中に裁判所を公開し内外人民をして同一の審判を受けしむることを舉げ、裁判權を我に回復して從來の治外法權(エキストラテリトリアリチ)を廢する事。

法權回復

失敗

外債問題

然れども當分の内は假に法を設け置き漸を以て法律を改革し實際裁判の公平なると法律の寛裕なるとを外人に目撃せしめ以て日本に在る者は日本の法律を遵守せしむるを目的とする事。

日本法律中に耶蘇教禁令の明文なしと雖、尙高札に其禁令を揭示するを以て外人は一概に自由信仰を妨ぐるの野蠻國と見做し對等の權を許可することを肯んせず。故に此高札の禁を除く事。

是我政府が提出せる條約改正案の第一にして、其意専ら法權を回復するに在り。然れども米國政府は華盛頓府に於て東洋國條約改正談判を爲すを不便とし、之を日本駐在の公使に一任せしか故、岩倉公以下の使臣は淹留八閱月、唯失敗の紀念を殘して歐洲に渡り、列國政府に其意見を開陳しつゝ、進行したり、而して先生在任中外國公債の問題起れり。

七分利子外國新公債は華士族中秩祿を奉還する者に就業の資金を給し、併せて諸般の有益事業の費途に供するの目的を以て募集したるものにして、其元利金は秩祿の奉還に由り歳出を減し得る所の金額を以て之を仕拂ふものとせり。五年二月



十五日時の大藏少輔吉田清成を以て理事官とし外債募集の事を委任せられ英米に於て募集すへきを令せらる。後故あり八月二十日に至り前の委任條件を改正増補せられたり、今其要領を擧ぐれば、

- 一 公債證書の發行額は一千萬圓を目途とし公債を募るの地は英國又は獨逸國等便宜に依るへし。
- 一 公債證書發行に關し便宜公文を發し又要用の事あらは便宜の處分を爲すへし。
- 一 確實なる銀行を選んで公債取扱の條約を締結すへし。
- 一 公債支消の年限利息の割合及抵當の都合は別に定むる手續書及計算書に依るへし。

一 公債募集の諸費は相當の思考を以て便宜給與すへし。  
とあり吉田は此命を奉し同年二月航して米國に至り募債せんとせしに、先生は之に抗議し以て吉田を窮蹙せしめたるのみならず新聞紙に公言して之を痛責せり。國債募集の當否は別問題に屬すと雖先生か公使たるの地位に居て政府の主義を

外國新聞に於て痛責し、吉田をして勿皇倫敦に去らしむるに至れるは、或は誹議を免れざるものあるへし然れども國債募集如何に我國將來の禍福に關係するものなるかを思考し已に其非理と認めたるか故痛責して假借するなきは其本領の存する所を見るべく然かも其れ深く咎むへけんや、近世史略は能く此間の曲折を悉くせり左に之を摘記す。

明治五年四月大藏少輔吉田清成及米人ジョージ・ピウキルリヤムス朝旨を帯ひ米國若は歐羅巴諸洲に於て凡そ二千萬圓の公債を募り證書を發行せんと同國華盛頓に至る。華盛頓駐在我少辨務使森有禮之を聞き事大に己の職務に關すと爲し先づ其大要を領せんと同十二日書を吉田少輔に與ふ。少輔即ち其意を答へ且問て曰く事公やけの職務に關せり請ふ審らかに其所以を承はらんと辨務使答て曰く凡そ一國政府の代任外國に在る者本國外交の事務に心腦を碎くは勿論なり加之目下外交約書改締の際、我が大使副使大命を海外に奉し現に華盛頓に在り不肖に於ても米國外交約書調印の任を蒙れば、則ち閣下奉命の件之に關する亦鮮少ならず且其條件の我國に害あるは前日呈せし書に詳述するか如し。



君主或は  
政府と雖  
改むべき  
は改むへ  
し

廟議確定  
勅すへ  
からず  
會見

吉田理事  
の答辭を  
求む

凡そ事一旦其非なるを悟れば、君主或は政府と雖直ちに之を改むるを至當とす。況んや事未だ發せざるに於てをや、故に他人意見を懐けは反覆之を論せしむべきなり。有禮不肖職務上に於て黙々たる能はず。依て公債新募諸族家領物の變定及我國計將來の基礎創立の手段不正有害の事等必矯正すべきもの詳らかに之を辨せざるへからず。伏て願くは日を期し相會し以て之を面議せんと。十三日少輔の答書に曰く承る公債新募は公の職務上多少の妨碍ありと。然れども某は則ち廟議確定勅命を奉して來る者、縦令人の駁議を受くるも某に於て廟議を變ずるの權なし。故に會議を起すは頗無益に屬すと雖、來書不正有害の條等は某に於ても亦辯せざるへからざるものあり。故に今午後某公使館に至り一己の爲親しく教諭を受けんと。即日相會し辯論數刻、少輔遂に齎らす所の公債新募諸族家領物及從來の國債等に關し自己の意見を述べし書を辨務使に付して去る。十四日辨務使書を與て曰く昨高示の書中解し難き件々少なからず。依て之を別記し、問ふ願くは逐條貴答を得んと。是に依て其十五日少輔每條之を回答す。問て曰く目下新たに公債を起す果して必要切迫なるや。答て曰く事既に一昨辯論せし如く

必要切迫にあらすして何ぞ廟議一決するに至らん。問て曰く國債を起すに外國に募ると内國に募ると其利害得失如何。答て曰く國債を内國に起すの愈れるに如かず。然れども今は則ち之を外國に募らざるを得ず。問て曰く國債を内國に募るの法、既に策を盡し術を盡せるや。答て曰く方今我會計の景況之を國內に興すの策なきは説かずして知るへし。問て曰く諸族家領物の三分一を減奪するの公理如何。答て曰く家領物及減奪の言解し難し。蓋諸族家祿の改正ならん。請ふ其大要を辯せん。夫れ國民齊しく納むる所の租税を政府私に幾許人に偏與するの理なし。乃ち悉く之を没入して可なり。而して今其三分の一を收め其二を賜與するも亦寬典ならずや。問て曰く諸侯の家領物三分の二を六箇年一時に買奪するの理及其年限を定むるの要如何。答て曰く諸侯の家祿を買ふは第一其人の營業に便し。第二會計を整理し以て政府偏愛の處置を改正せんとするなり。問て曰く諸族家領物に新舊あり。又功有賞有與有等數種の別ありや。答て曰く諸族の家祿に多少の區別ありと雖、自今其制を立つるに至ては實際に於て之を分ち難きを以て廟議爰に一決したるなり。問て曰く茲に一民あり、一府一縣若は一州の名を以



て負ひたる逋債を其政府所任の處置を爲すに其公法如何答て曰く政府已に其租税を收めは此の如きの負債は政府之を償はざるを得ず、但其自己の私事に供せしものは此例にあらざるなり、問て曰く鐵道橋梁等の諸工作を興すに政府主として之を創立す、其理如何答て曰く國內の人民未だ學術に贈ければ諸工作等政府總て其端を開き利益を示し以て國民を誘導するは、未開國の良法たり、問て曰く現今の我國の如き一國其名と信とを他の各國に失はざるの法如何答て曰く固く外國との約を守り人民に對し信を失はず、會計の基礎を確定し、其國民を安寧に保護すれば、外國に對し決して信義を失ふの理なし、問て曰く我國現今の形勢の如き政を爲す至難の時に當り輕卒の事業を止め之を未發に熟議せしむる其手段如何答て曰く廟議諸官省の衆議を盡して決定せし計策、何そ之を輕卒と云ふを得んと、後ち少輔又書を辨務使に與て曰く其重を擔當し當國に至り事務上實踐の際に参照すへきものあり、故に條件を逐ひ質問すること左の如し、願くは毎條答書を得んと、辨務使依て即日之を回答す、問て曰く獨立國政府の代任として外國に派出せし公使及交際の吏員自國政府の處分、或は内閣議院の決議

せし條款か、縱令我目的に齟齬するも、他人に對し之を毀詬するの理なしと思ふ如何答て曰く政府の代任たる交際吏員か、他人と言ふを禁するの條件も我所思以て國益と爲せば發言するも敢て妨碍と爲さず、又政府の命を受けずして發する言は利害皆自己の責に任すへきは論を俟たず、問て曰く新案の祿制を目して政府を盜賊の所業に比し、又公然之を書して滅奪買奪と云へり、抑、之を名けて祿と云へは其所有家産にあらざる明瞭なり、即ち之を没入する可なり、故に之を目して賊と名くるの理なし、縱令其理あるも政府の代任として是等の語を發し、自國政府の光榮を辱かしめて可なる乎、答て曰く政府盜賊の談は論理上類を引き發せしを覺ゆ何ぞ不可ならん、又滅奪買奪の文字に嫌あらは之を文學者に問へは事自ら明瞭ならん、其條件中諸族高を祿と見做せば云々の語あり、不肖殊に其理由を知らず、是蓋東洋流行無理の理より生ずるの理乎、之を性情ある人理とは異なりと思へり、問て曰く政府の代任たる官員は務て政府の信と名とを辱かしめざるを第一の職務と爲す、故に政府の處分果して全國の安危に關すへきものあらは書を呈して利害を述ふるか、使員を發して事を議せしむるか、又自ら歸り



て之を辯論するも可ならん事此に出てすして却て奉命の理事官に迫るは甚適當と思はざるなり。答て曰く人々自から道理適當と思へは動作進退宜しく其意に任するを善しと爲す。問て曰く内閣及議院にて議定し君主の國璽を以て發令せしことは即ち國の法律なり。其國民たる者宜しく之を遵奉すへきなり。況んや其國の代任たる公使に於てをや。則ち公使の職掌は米國朝野の別なく僕の職務を踐行するに當り宜しく之を補助するを至當とす。又嚮に陳述せし如く未だ僕の奉命を公發するに及はされは外國人に對し漫りに事を發せざるを宜しと爲す。貴意以て如何と爲す。答て曰く動作進退亦其意に任すへきなりと。

後六月四日辨務使たる有禮はジョージ・ビウキルリヤムスに書を與へ責て曰く今日貴下擔當の條件は實に愚昧の暴行余に於て事の成らざるを望むなり。事若成れば我國の大難を醸すや必せり。蓋貴下は只我政府の命を奉するのみにして敢て事を我政府に懲慙する者にあらず。故に強て之を貴下に責むるの理なし。雖初め貴下の我邦に行くや余告て曰く着後六箇月或は八箇月間は一事の爲すなく務て日本の國勢に通し略其情實を知り然る後日本の爲緊要の事務を擔當

ウキルリヤム氏の詰る

ウキルリヤム氏の回答

勅語

すへし。是を以て日夜貴下の報を俟ち心竊かに其任に負かざるを悦ひしに何ぞ圖らん意外の任を帯ひて歸り大に貴下の識量を減せんとは余甚痛恨に堪へず。依て當地に在る我邦の大使副使に説き以て更に貴下此回奉命の條件を停めんとす。貴下夫れ之を察せよ。是に由てジョージ・ビウキルリヤムス即日回答して曰く閣下懇篤の忠告謝する所を知らず。然れども亦貴意に隨ふを得ざるものあり。如何となれば貴政府に於て舊諸族の家祿を購買するの件なればなり。此件や余敢て貴政府に勧めたるにあらず。余の未だ貴國に至らざるときに於て已に決議せられたるものなり。且余貴國の事に其可否を言ふの權なし。雖抑亦何等の事を擔任して貴意に適するや。余其旨趣を知らず。而して閣下之を目して愚昧の暴行と爲し強て之を停めんとすと雖。余は則ち參議諸官より日本政府貸借の事を補助すへきの命を蒙り。且貴國を出帆するに臨み。勅語に曰く朕大藏少輔吉田清成を海外に遣り。金圓を借る事を委任す。汝隨行能く其便宜を得せしめ。速に成功を奏せよ。朕汝に依頼すと。勅語此の如し。尙余をして之に背かしめんと欲するか。甚い哉。閣下の難きを人に責むるや。且來論中余の此命を奉するを以て



ウヰルリ  
ヤム氏は  
西郷參議  
井上大藏  
大輔に狀  
を告ぐ  
米國は辨  
務使の異  
議あるを  
知りて應  
答を請せ  
書を請參  
議に呈す

大に識量を落すと言ふと雖今日に在りては則ち貴政府の命を奉ずるを知り閣下の命に従ふを知らず其閣下の華盛頓に在る貴國の大使に事を告げ此件を停むると停めざるとは唯之を閣下の意に任す余の敢て關する所にあらずと終に米國より我西郷參議及井上大藏大輔に其應答の書を副へ別に書を呈し森辨務使の異議を唱ふるの狀及其明日吉田少輔と共に其地を發して歐羅巴に趨き尙募債の事務を執掌せんと具さに顛末を陳ふ或は曰ふ此時間答書等米國中外に發し皆辨務使の異議あるを知り共に事を諾するを欲せず故に歐洲に行き遂に英國に於て一千萬圓の外債を起したりと後六月十一日森氏も亦華盛頓より書を諸參議に呈す大要外債の害を述べて内債の人民に益あることを言ひ又政府權力を以て士族の祿を買収するは強て人民の所有物を購買するに類し大に道理に負くと言ひ以て政府の再議を要す然れども後家祿及賞典祿奉還を許し其資金を賜ふの時は政府敢て人民を強ゆるにあらず各其望に隨へり

先生は明治六年日本政府と合衆國米利堅政府と郵便交換の道を開かんことを圖り之を政府に建議す是に於てか汝有禮に命し米國と郵便交通の途を開かんか爲

郵便交換  
條例  
下の關係  
金

帝國代表  
者

外交上の  
建白

一少年

其筋官員と協議し條約取組調印するの全權を付與すとの御委任狀を領せり即ち米國政府に交渉し協議を進行するに方り一旦歸朝し其締結の實行は代理公使たる高木三郎の手を假て事實に現はれたり米國政府が嘉永年間に於ける下の關係金を政府に返還したるは已に世人の知る所にして我邦人の擧て米國政府の厚意を謝する所なり然れども米國の朝野をして此議を發するに至らしめたるは先生か日本の國情特に開國當時の民心か如何に攪擾しつゝありしかを知らしめたるもの興りて力ありしは秘密の中に葬られて今人の知ること稀なりと雖下の關係金の米國々會に發議せられたる當時は即ち先生か帝國代表者として朝野の間に奔走したりし時なりしことを思はゞ之に與りたることを推知すへし

明治五年四月中辨務使に陞任し同十月十日外交文官職制の改正に依り代理公使と爲る六年七月歸朝す是普通の賜暇なりしと云ふと雖或は外交上に關し建白する所ありしも採用せられざるの故を以てなりとの一説あり證するの資料を缺く先生は公使本然の職務に對しては萬全なる効果を收めずと雖今當時の事情より推考すれば副々たる一少年のみ而して外交上の力量は始めて試験せられたるも



對外策講  
究の日

のなり之か成果の萬全なるを期すへからざるや當然のみ要するに先生の米國に  
公使たる時代は先生其人は勿論帝國其ものか初めて外交の範圍に蹈入たるの初  
歩なり對外策を行はんとするの日に非ずして寧對外策を講せんとするの時代た  
りしなり。

ハリス氏  
の塾風

先生は文學上の才能に依り米國に對して帝國の真相を紹介し又は帝國教育前途  
の爲に觀察を勉められたるは永く没すへからざるものなり今先生か米國駐紮公  
使たりし間に於ける先生の私行に就き其大略を叙せん先生の公使館を構成する  
や屬官從者の區別なく寢食を共にし言笑怡々として恰も家人の如くなるは曩に  
外國判事として東京に在りし時の如し想ふにハリス氏の塾風を私淑する所ある  
か而して常に品行方正一批難の餘地を與へず却て米人の不品行を冷罵したりと  
云ふ。

學を好む  
文學倫理  
理財學  
世界語日  
本語

先生甚學を好む故に公使館に在るや諸書を涉獵し特に文學倫理の書を研究せり  
スベンサー氏哲學ジョンヌチュワードミル氏理財學の如きは當時一人の注意する  
ものなかりしに獨り先生は熱心に之を研究せり又世界語日本語を英語と爲すの

幼稚園

説羅馬字を用ゐるの説等に就き職務の餘暇之か講究に従事し且其本領とする所  
の教育に關しては最精神を傾注し苟くも餘閑あればコンチクチャット州マサチュ  
ーセツ州の學校を巡視し或は學者に就き其説を叩くを常とせり幼稚園のこの  
如きは當時米國に於てすら未だ人心を感せしめざるに先生率先して之を研究せ  
り。

教育者間  
の交際

先生は自ら學問を勉むるのみならず交際に於ても其職務を以てするの外仍其本  
領を教育に取れり其教育者間の交際を擧ぐればスミソニヤンインスチッショ  
ンの總長ジョセフヘンレー氏(電機を發明せる人)コンチクチャット州學務官ビ  
ー、ジー、ノースロップ氏ユルチル大學總長にして物理學者なるエリオット氏エー  
ル大學長ホイトチー氏等其重なるものなり然れども先生は決して己の愛する所  
の爲に職務を曠廢する者に非ず時の大統領ゼネラルグラント氏副統領ウエルソ  
ン氏上院議員チャールスサムナー氏(奴隷廢止論を主張し議院に於て要撃せられたる人なり)國務尙書ハミル  
トンフイシ氏下院議員エムビーバンクス氏英國公使シーエドワードブルント  
ン氏土耳其公使ブラック氏等は政治家及交際家として最親愛せる人たりしか如し抑

職務を曠  
廢せず



交際官は平時に於て其公私の社會に交り以て駐劄國の事情を觀察し及我國の光輝を發揚するを勉むるを忘るへからず先生は此點に於て最能く職務を盡せり今我邦の公使にして能く外國語に通し公私の社會に交りを全うしたるもの果して幾人かあるゼテラルグランド氏が接客に暇なき日にも先生之を訪へは必延見せしと云ふ如何に其愛重せられたるかを見るを得べく米國に駐紮せる帝國公使中蓋多く聞かざる所なり

先生は好んで書を読み好んで學識ある人に交はれり而して米國に於ける文物制度の表裏を通して觀察せんことを勉めたり常に言へり憤怨殺戮は畢竟智識の缺乏に起因するものにして偏見固守するに依るものなり故に日本に於ける人種の愛好者を誘導せんか爲に社會進歩の正道を濶歩しつゝある米國の事情を詳悉し以て此目的を達するの一助たらしめんと即ち亞米利加に於ての生活及富源の著あり其記する所の要綱は曰く官吏及政治上の來歴曰く農民の生業曰く商業上の來歴及其發達曰く工人の生業曰く宗教上の來歴及其制度曰く製造場に於ける來歴曰く教育上の來歴及其制度曰く文學技術及學術上の來歴曰く礦夫中の生業

曰く陸海軍に於ける來歴曰く重要都會に於ける來歴曰く邊境の來歴及其發達曰く司法上の來歴等是なり此諸問題を研究するに方り事實の蒐輯及概括に於て大なる熱心と聰明とを米國の各社會に顯揚せるものなり又宗教の自由は人生の天賦たるを以て日本に於ても夙に國情の許す範圍内に於て速かに此信仰自由の權利を得せしめんとして日本に於ての宗教の自由を著し第十八章に詳かなり又教育の國家全體に及ぼす影響如何の問題に關しては或は學者若は政治家の意見を叩き集めて之を大成し日本に於ての教育を著せり是皆英文を以て自ら記する所其他持論を公使館書記米人チャールスランマン氏に命じて筆記せしめたるものありと雖今其書名を失せり又最熱心に講究せしは女子教育に在り蓋女子は所謂教育の母にして邦家隆替の源實に此に發すればなり是を以て黒田氏の開拓使長官の職務を以て米國に航するや先生は之に向つて女子教育の必要を説けり開拓使より瓜生繁津田梅山川捨松永井某吉田某の五女子を外國に派出し次て開拓使女學校を建設せしか如きは豈黒田氏か先生の説を納れたるの結果に非ざるなきを知らんや黒田氏歸朝に際し先生は之に贈るに華盛頓の母か臨終に及て華盛頓に



對する贈品

遺言せる圖書及リンコルンの肖像を以てせり其華盛頓の母遺言の圖とは英米戰鬪の止みたる後合衆國は英國の羈絆を脱し大統領を擧ぐるに方り舉世華盛頓を推尊す華盛頓乃ち之を母に問ひたりしに母端然として曰く汝須らく國家の爲に身を犠牲に供すへし而して汝の利達は唯神明の呵護に委すへきのみ復汝を見るに及はすどの言を貽し手を握て永訣を告ぐるの狀を寫せるものなり黒田氏の此圖を受くるや隱約の間如何に女子教育に勢力を與へたるかを知るを得ん抑女子教育は先生の持論にして當時已に其必要の説を説けり豈後年に至り始めて唱道したる所のものならんや

六六

### 第八章 米國より歸朝す

外務行政官 明六社 結婚 商業教育

先生は明治六年七月米國より歸朝し而して八年十一月特命全權公使に任し清國に駐紮せしめらる是二年有半間の紀事は之を外務行政官明六社結婚商業教育の四項に分ちて叙せん

外務行政官  
千島と樺太との交換

朝鮮事件

外國交際に情實を用ひず  
内地旅行  
條理に不  
平なし

外務行政官 先生は明治六年十二月辨理公使より轉して外務大丞に任せられ八年六月外務少輔に任せらる是歲八月露國と樺太千島交換條約の批准書を交換し又樺太千島交換條約附録を訂約せり海軍中將榎本武揚は特命全權公使として専ら其衝に當れり先生は之に對して如何なる關係ありしや記録の徵すへきなしと雖時の開拓使長官たる黒田氏に向て千島と樺太とを交換したるは卓見なりと稱賛したりと云へは蓋内部に於て贊助したるものあらん是時に當り條約改正のことは未だ進行せず而して朝鮮事件の蟠結するものあり先生は參輔の職を以て是外政多事の秋に處し抑々何等の主義を以て外交上に施さんとせしや自著の論說二篇あり其れ或は之を知るを得ん

其一 外國交際に情實を用ひざるべきの議

外國公使に接する何件に拘らず情實懇談の法を用ひるは管に無益に屬するのみならず常に大弊害を醸すに至る而して斯の拙法は恃むへからず今内地旅行の一例を擧げて之を辨せん凡そ談判を爲すに條理に據るときは之を聴て更に不平を鳴し怨を懷く者あるなし却て之を敬禮して交誼を厚ふするに至る者な

第八章 米國より歸朝す

六七



り、即ち内地旅行の談判も亦然り然るに若條理に據らずして徒に情實を述べ懇談を盡し彼の請求を斷はらんと欲するときは我は既に受け身の位地に立ちて却て彼に斷りを聴き吳よと請ひ願ふに至るなり彼若之を聴かざるときは我は茫然として爲す所を知らず止むを得ずして彼の要求に應ずるに至るは理勢の然るべきもの又且是は從來外國交際の實例なり若其要求に應せざらんと欲すれば外國公使等は愈勢を得或は威を用ひ或は欸を通し其熟練の交際術を自在に運らして遂に欲望を達し得るは甚容易なり假令は今外務卿より外國公使に述へらるゝに内地旅行の儀公使等の要求に應せんと深く意を注ぎ力を込めたれども諸國の長官異存を申立廟議遂に許さるるに決し止むを得ずして之を斷はると云は、彼等外務卿を蔑視して直に諸省卿或は大臣等へ親しく面議を遂け其異存の廉を詳かに窺はんと申立るは必然なり面議を許せば彼等囂々と論を推し張り我述ふる處は散々に壓破して顧みざるは言を俟たざるなり此時に至り我忽然と條理に據るの術を用ゐんと欲するとも又得へからず何となれば其條理は之を斷はる爲最後の一旦にして別段の重する者に非ざるを示すに至

れはなり既に重せざる者なれば之に據らざるも甚妨害ありと論するを得へからず殊に斯の如く卑劣の術を用ゐるは外國に對して實に面體なきの甚しき者なり内地旅行は先つ許すべからずと云ふの説は素と淺見薄識より出て倍々國の危運を促かすものなり人皆我邦外交を開きしより以來の事蹟に就て之を考ふれば余の之を淺見とし薄識とし又危運を促かす等の説の妄ならざるを解せん然るに廟堂未だ深く之を思察せざるもの實に嘆息の至りに堪へず外國の公使の要求を斷はらんと欲する譬へは猶流水を壅するか如し豈其弊潰を致さざるを得んや其弊潰するや禍大なり設し彼等に斷はるに我人民未だ外人と交はるの道を知らざるに由り恐らくは其間に不測の混雜を生せんと云は、彼等必言はんそれは餘計なる御心配なり貴國人民は昔日と異なり皇帝陛下の明治を被ひり其德澤に浴し皆外國人と親み交はるを好み外人の内地に来るを別けて希望するは今日の實情なり然るを混雜の虞ありとは全く貴政府の役人達に外國人を至極嫌ひの人あがりて彼我の人民に交際をさせまいとの惡意よ



り起りたる説ならん否らすんは御一新以來屢外國交際を厚くし萬國と並ひ立  
たる杯と言はれたるは蓋詞の上のみにして中心より出たるに非ざるを知る若  
果して然らば將來の交際に關係して日本の不利を生ずるに至るは必然なり是  
全く自ら作せる孽にして避け得へからざるは言を俟たすと論破すへし。

又若外國公使等に説くに遊歩規程内にも中外人民間に訴訟等の面倒猶夥多  
なり況んや今内地旅行を許すときは其支配行き届き難き故に甚迷惑なりと云  
は彼等必言はん夫れも亦餘計の御心配なり訴訟の裁判は半は外國領事にて  
引き受る故に日本政府には残りの半分にして誠に少し且又訴訟の如きは開化  
の進むに従ひ倍する者にして國の興隆を證するに足る者なり若之を厭ふとき  
は開化に進むを欲せざるか又は退轉する様に仕掛けるか外に仕方のなきとな  
らん然し夫は兼て御申聞の趣意とは甚違ひ一切其意を解せずと論破すへし。  
又若外國人は我法律の管理外たるを以て名とせは公使等必言はん貴國法律の  
管理を被らさるども内地旅行を許さるゝに毫も妨害あることなし如何となれ  
ば訴訟の起る縦令夥多なるども罪犯の外國人は各其國より派出の領事至當の

處分を爲して之を罰し其入費等は一切日本政府を煩はさされは別段御迷惑と  
なることあるへからすと論破すへし。

又若商賣より混雜を醸すの虞ありと云は彼等必言はん商賣は貴國の爲なり  
勉めて勸諭して以て盛大に至らしむべきことなり若之を無理とならば商賣は  
全く禁して旅行のみ之を許さるへしと論し來るへし。

其二 外國交際を正すの議

彼理互市を乞ひしより以來我國外國交際の事蹟に就て考ふるに遺憾無限又現  
今交際の状態を目撃して歎息悲憤自ら止む能はざる者あり今其大略を述べ又  
且之を正すの法を議し以て將來の交際を全するの道を立んことを欲す。

嘉永癸丑米國水師提督彼理浦賀に侵入し強求するに通信貿易の約を以てする  
や我之に應ずる公法の大理に據るを知らず亦之を拒絶するの義氣なく妄りに  
彼か要求を聽るし以て我獨立の權利を割き邦家百世の忠端を開くに至れり予  
使命を米國に奉ずるの際嘗て一米人あり彼理の事業に關し論議し我勇敢の氣  
象を難するを面前に聞き慙愧痛徹恰も身を刺す如く今に至る迄猶之を忘れず



條約改締  
を外國よ  
り迫らる

外交

終始公道  
を楯にす

在昔我邦未だ公法の何物たるを知らず、隨て應接亦其術を得ずと雖、今や然らず、爾來交際の實驗を経る殆ど二十年條約を結ぶ十七國、而して廟堂皆中外の事情に暗きに非ず、然るに其所爲を觀るに概ね柔怯偷安の狀あり、實に歎息悲憤の至に堪へず、右府公等歸朝以來已に一歳の久きを経て、尙未だ外國條約を改諦し、我邦獨立の權力を回復するに至らず、却て外國より逼られ、其甚しきに至ては内地旅行の條約を結ぶの議あり、既に獨立回復を謀るに心を盡さざるのみならず、又且之か衰頹を意と爲さざるに似たり、目今道路の政府を誹る或は之を柔怯と罵り、或は識力に乏しと歎くも亦深く異ひに足らざるなり、内政は本にして且重しと雖、全國同體安危を俱にすれば、牆内の關係甚大ならず、然れども外交に至ては、其之に異なり、一言以て國を辱め、一事以て危亡を來たす、願くは廟堂深く實際の大事を察し、能く其目的を定め、百挫不撓而して心力を獨立に專にし、外務の官員を精選し、開港開市の各地に有能の士を選置し、英佛獨米等の諸國に識者を派出し、托するに實際の秘術を以てし、我常に猛省以て過を少くし、毫も外國の無禮を許さず、終始公道を楯にして、我義務を盡し、之と興亡安危を共にするの大勇斷を

條理的な在  
る所に權  
利の存す  
る所

明六社

演說會の  
濫觴

條理的な外  
交

以て根據とし、決して寸歩も枉くへからず、斯の如くにして我國の獨立挽回すへく、亦皇威を遠域に達することを得へし、悲憤堪へ難きの餘り、忌諱に觸るゝを顧みず、之を議す。

先生は實に條理を以て外交の談判を説破せんとするを主旨とせり、故に岩倉全權大使の歐米に航せられたるときも、條理に於て條約改正を執行せしむるの困難ならざるを説けり、先生常に以謂らく、條理の在る所は、乃ち權利の存する所なりと、故に條理と信する方向に立つときは、勇猛邁進して、毫も顧慮する所なし、已に此精神あり、眼中豈貴賤内外あらんや、又長幼親疎あらんや、獨り條理と信する者、其腦髓を支配するあるのみ、偶世論の囂々を招く所以のものも、亦實に此條理外の俗界なる情勢に顧みる所なきに依るのみ。

明六社 先生と明六社とは實に密接の關係あるものにして、其一個の名辭を呼へば思想の聯絡か直に他の名辭を想起せしむるものあり、先生の米國より歸朝するや、福澤諭吉、神田孝平、箕作秋坪、津田真道、加藤弘之、西村茂樹、坂谷朗廬の諸氏と俱に講學の協會を構成して、明六社と稱す、是我邦演說會の濫觴にして、亦社員の演說或



は筆記したる論説を集めて明六雜誌を刊行せり。時に演説會の公開を傍聴する者僅かに五六十人演説會と云ふ名稱は時目には如何に奇なりしや。今日全國到る所演説の行はれざるなく、雜誌の發刊を見ざるなし。厥初端を啓きたるは明六社にして、明六社は實に先生の主唱に出たりとせば、今日言論の隆盛を致せる功德の一分は之を先生に歸せざるべからず。當時先生の精神は如何なる事物の研究に傾注したりしや。未だ、悉知るを得ずと、雖、明六雜誌に掲けたる問題は、曰く、宗教、曰く、獨立國權、曰く、妻妾論、曰く、開化論等なりき。清水卯三郎(即ち瑞穂屋)なる者あり、入社を乞へるとき、社員某は卯三郎が一書肆たるの故を以て之を拒まんとせしかば、先生告げて曰く、凡そ講學には四民を問ふの必要なし。入るものは拒むべからず。若夫れ之と伍するを忌まは忌むもの自ら退くべきのみと、卯三郎終に入社するを得たり。是些事と雖、以て其局量の平なる一斑を見るべし。

結婚 先生は夙に夫婦の大倫は最嚴正にせざるべからざる所以を説けり。故に露國に棄兒院を見ては如何にして人間の情慾を防制すべきかを講究して目的を達すること能はざるを嘆息せり。英國より歸朝するや、時恰も兵馬倥傯の餘を承け、禮

節地に墜ち、夫婦の綱常の如きは貴賤と無く滔々乎として紊亂せり。先生之を憤慨して挽回せんことを圖り、而して未だ成らず。再ひ米國に航して歸朝するや、其熱心の度は益々加はり、遂に明六雜誌に於て妻妾論を爲すに至れり。其大要に曰く、夫婦の交は人倫の大本なり、其本立て、而して道行はる、道行はれて、而して國始めて堅立す。人婚すれば、則ち權理義務其間に生じ、互に相凌ぐを得ず、何をか權理と爲し、何をか義務と爲す、其相扶け相保つ、の道を云ふなり。即ち夫は扶助を妻に要するの權理を有し、又妻を保護するの義務を負ふ、而して妻は保護を夫に要するの權理を有し、又夫を扶助するの義務を負ふ、苟も此理に據りて婚交せざる者は、目して人間の婚交と爲すべからざるなり。今我邦婚交の習俗を視るに、夫恣に妻を役使して、其意に充たざるか、如き任意に之を去るとも、國法嘗て之を律さず。是を以て權利義務其間に行はるを得ず、名は夫婦たりと雖、其實を距る遠し。余故に敢て言はんとす。我邦人倫の大本は立たず。云々之に次て婚姻法整はず。蓄妾の人倫に背く所以を痛責し、遂に婚姻法を設くるの必要を論せり。而して明治八年二月六日自ら條理の存する所と畫定したる結婚法に依りて大禮を行ふ。即ち時の東京府知事大久保一翁の面前



に於て福澤諭吉證人と爲りて其式を終へり式場に於て先生の親戚肥後某の朗讀せる契約文は左の如し

婚姻契約

現今十九年八箇月の齡に達したる静岡縣士族廣瀬阿常同二十七年八箇月鹿兒島縣士族森有禮各々其親の喜許を得て互に夫婦の約を爲し今日即ち紀元二千五百三十五年二月六日即今東京府知事の職に在る大久保一翁の面前に於て婚式を行ひ約を爲し雙方の親戚朋友も共に之を公認して茲に婚姻の約定を定むること左の如し

第一條

自今以後森有禮は廣瀬阿常を其妻とし廣瀬阿常は森有禮を其夫と爲す事

第二條

爲約の雙方存命にして此約條を廢棄せざる間は共に餘念なく相敬し相愛し夫婦の道を守る事

第三條

有禮阿常夫妻の共有し又共有すべき品に就ては雙方同意の上に非されは他人と貸借或は賣買の約を爲さざる事  
右に掲ぐる所の約條を爲し一方犯すに於ては他の一方官に訴て相當の公裁を願ふことを得へし  
紀元二千五百三十五年二月六日東京に於て  
森 有禮  
廣瀬 阿常  
證人 福澤諭吉  
此結婚の世間に傳はるや衆皆之を奇とせり然れども先生は自ら之を行ふのみならず之を天下に行はしめんと欲したるか如し(附言廣瀬氏との結婚は不幸にして其終を完する能はず明治十九年十一月廿八日雙方面談納得の上更に離縁約定書を取換はせて本文の結縁約定書を廢止し翌年六月更に故岩倉右府の末女實子を迎て後妻となせり)

商業教育

先生は米國より齋らし來りたる書籍を基本として書籍館を私設せん



こ、とを企圖せり、事未だ成らざるに其企圖變して女學校開設と爲れり、乃ち其書籍  
を賣て資金に充てんとし、外商ハートレーの鑑定を得て之を文部省に納め、其得る  
所の七千圓を以て築地に女學校を建設す、時に女學校の必要は政府の識認する所  
となり、已に東京女學校あり、開拓使女學校あり、是を以て更に前議を變して商業學  
校を設立せんことを企圖せり、是實に今の高等商業學校の濫觴にして、當初は先生  
の私有なりき、後轉して東京商法會議所の管理に屬し、再轉して東京府地方税經濟  
に屬し、三轉して農商務省に屬し、四轉して文部省に屬せり、初め先生の之を設立し  
たる理由は福澤氏の手に依て紹介せられたり、左の如し。

人間の事務は内外公私の別あるより其有様を比較せされは輕重を斷すへから  
す、昔鎖國の世に在ては商人たる者能く國內の商法を取扱ひ能く國內の景氣を  
察して其機を失ふことおらされは、乃ち大に家を興して一大商賈の名實を全う  
し、一身の生計も立ち世間の便利をも達して内外公私の分を盡したるものと云  
ふべし、此時代には日本の商人唯國內に於て相互に其身の有様を比較し、此は彼  
よりも富て巧なり、彼は此より貧にして拙なりとて其榮辱唯一國の内に止まる

となりしかども、今や外國と貿易の取引始まるに及んては、事物の景況頓に面目  
を改め、復た舊時の有様に安んずへからず、彼の富と謂ひ巧と謂ひしものは、内  
富なり内の巧なり、古に公と思ひしものも今は唯一國內の私のみ、今日に至ては  
全く日本國の富と諸商人の才力とを一に合し、其全體の強弱大小を以て西洋各  
國のものに比較せざるへからず、目今にても或は諸開港場に於て外國人と商賣  
を取組み、一時に勝利を得て數萬の富を致すものもあらんと雖、其實は外國人と  
戰て勝ちたるにあらず、他の日本商人か拙劣なるか爲に意外の僥倖を得たりと  
曰ふに過ぎざるのみ、外國と戰ひたるに非らず、内國の同士打ちなり、故に外國を  
相手に取て商法の鋒を争はんとするには、内外全體の勝敗を一年に平均し、又十  
年に計算して始めて雙方の巧拙、貧富を知る可きなり、之を今の商人の公務と云  
ふ。

今の日本の商法を以て外國に敵すへからざるの箇條は、枚舉に遑あらずと雖、爰  
に其一を示さん、田舎に小店あり、萬屋と云ふ、呉服太物あり、下駄傘の賣物あり、婚  
禮の諸道具、葬式の品物、皆此店に於て調はさるものなし、店先は煩はしく繁昌し



て主人も聊か得意の色なきに非されども此萬屋の帳場に至て其内情を問ふに品の仕入は一切都會の間屋を仰き問屋の命する元價を以て元に定め僅に一分割か二割の口錢を取るのみにて其吳服は何れの地に生ずるものか其下駄傘は何人の手に成るもの歟誰の手より誰の手に移り問屋は何の用を爲して幾何の利益あるものか問屋の帳合は何様なる歟其主人番頭は如何の働きあるものか之を知らんとするの意もなく唯問屋より授くる所の口錢を戴くのみ仕入買出の事情斯の如し又此萬屋より積出して問屋へ送る産物の捌方も同様の取扱を蒙りて仕切は問屋の勝手次第都會の間屋か田舎の商人を生捕るとは此事なり大都會に住居する商人の眼を以て此萬屋の主人を見れば亦感笑すへきに非すや然るに今此大都會の大商人たるもの外國人に對しては却て萬屋にも恥つへき所業を爲すは何そや萬屋の主人其有様は惑むへしと雖時としては都會にも出掛て兎に角に問屋と直談にて事を掛合ひ文通も自在なり差引の勘定も慥なり恥るに足らざるなり然るに今の日本の商人は外國の品物を買ふに其來る處を知らず自國の物を賣るに其行く處を知らず横濱神戸に在留する外國人を仰て

仲買共を  
打拂はさ  
るへから  
す  
倫敦、巴  
理への直  
談前途遙  
かなり  
獨商法の  
拙なるを  
告むる理  
なし

商業學校  
なきは何  
そや  
武士あれ  
は劍術の  
道場ある  
か如し

其取次を頼むに非すや開港場の外國人は問屋に非す亦製造家に非す正銘の仲買なり此仲買共を開港場より打拂ふに非されは日本の商賣は逆も盛大の見込あるへからず其理甚た明なりと雖方今の景況にては却て此仲買の爲に窘められ既に主客を異にする程の勢にてロンドンパリスの問屋へ直談などの話は前途尙遙かなり況んや今の學問の有様にては外國人と交通も不自由なり其帳合の法も解し難きもの多きをや百方より之を觀て商賣の事に就ては我國に勝利の見込み甚た少なしと云はざるを得ず田舎の萬屋に及はざること遠し日本の文明未だ進まずして何事も手後れと爲りたる世の中なれば獨商法の拙なるを咎むるの理なし何事も俄に上達すへきに非す唯怠たらずして勉強すへきのみ維新以來百事皆進歩改正を勉め文學を講ずる者あり藝術を學ぶものあり兵制をも改革し工業をも興し頗見るへきもの多しと雖今日に至るまで全日本國中に一所の商業學校なきは何そや國の一大關典と云ふへし凡そ西洋各國商人あれは必亦商業學校あり尙我武家の世に武士あれは必亦劍術の道場あるか如し劍を以て戦ふの時代には劍術を學はされは戰場に向ふへからず商賣を以て



戦ふの時代には、商法を研究せされは、外國人に敵對すへからず、苟も商人として内外の別を知り、全國の商戦に眼を着くるものは勉むる所なかるへからず。米國の商法學士ホウキツニ一氏積年日本に來りて商法を教へんとするの志あり。森有禮、富田鐵之助、兩氏の知る人なり。東京其他の富商大賈各其分を盡して資金を出すの志あらは、兩氏も亦周旋して其志を助け成すへし。森、富田兩君の需に應じて

明治七年十一月一日

福澤諭吉記す

先生は、商法講習所を東京商法會議所に寄附して其管理に屬したるは、特命全權公使として清國に赴任するか爲のみ別意あるに非ず。故に商業教育のことは始終先生の腦裏を去らす曾て清國に駐劄のとき、矢野次郎に送りたる書面備さに其志の懇切周到なるを見るに足る。

頃日三井物産會社より渡邊專二郎を倫敦支店に遣して從來備使の英國人に代ゆ。聞く氏は曾て商法講習所に於て學業を終へ能く三井物産會社に仕へ、竟に遣外の特選に當る者なりと。氏此地に着し直に來て余を訪ひ語るに君が講習所を

商法講習所を東京商法會議所に屬す

渡邊專二郎

早成に安んずへけんや、商才に乏しく數理に短し

提理し、専心事を勉め、講習所由て榮へ生徒由て大に業進むの實狀を以てす。又新聞紙に據て、皇帝辱くも金を講習所に賜ひしことを知る。此二好報并至り。余感喜已むなし。君斯盛運を目し爲に多年の苦心を慰するの時を得たり。余亦爲に賀詞を呈するは甚樂と爲す。所なり。然れども苟くも忠愛の心を竭し、以て將來の慶福を圖る者は、豈早成に安すへけんや。是余君か既往の功を祝ひ、仍將來愈々勤勉あらんことを望む所以なり。夫吾邦人多くは商才に乏しく、數理に短く、沈實確正ならず。剩さへ外國通商を開きしより、輕浮の商弊滋生し、將さに風俗爲に紊れんとするの兆あり。蓋此弊たるや、一朝の能く矯正し得へきに非ず。然りと雖講習所は我邦商學の由て起る所の要地なり、而して其生徒は他日將さに内外の商業を負擔せんとする者なり。此輩をして正路に進入せしめ、以て漸く今世の病害を除くは、豈至難の事ならんや。況んや誠忠勤篤君の如きありて能く後輩を誘導養育するに於てをや。余遠く海外に在り、竊に微力を添へ、以て君の苦心を慰するに由なし。故に君在任の間は、少許の金を出し、聊生徒を奨励するの資に供せんと欲す。今先づ試みに三四十圓と定め、毎年卒業する所の生徒の内、品行端正なる者五六

奨學金



名各其望に依り有益の書籍を分與せは則如何ん但生徒の品行を比較し之を甲乙するは或は難きことあらん然れども君の正眼能衆生徒を看破し其當を誤らざるや固より疑なし君若年々其勞を辭せず余の微意を達するを得せしめは幸甚、  
甚、借尙君に言はんと欲する事多し姑く他日に譲る。

先生は歸朝の後公に私に經營規畫する所多しと雖時勢の必要は先生をして清國に向はしめたり。

### 第九章 清國に駐紮す

明治八年十一月十日特命全權公使に任し清國駐紮を命せられ同二十四日品海を發す航すること半道に至らずして汽船破損し已むを得ず歸京し更に十二月四日をトし別船にて神戸に至る八日玄武丸に乗り十二日夜清國山東芝罘港に着す北河水結航路阻塞の故を以て陸路を取り往て北京に達す時に九年一月四日なり先生此命を受くるや尋常の特命全權公使たりと雖其れ或は別に内旨を奉したるものあらん當時の事局を按するに明治元年王政維新の舉あるに際し禮に依りて

特命全權公使

北京着

朝鮮の無禮

全權大臣の派遣

琉球問題

李鴻章と會見す

善隣の誼を修め益親交を厚くせんことを陳たりしに朝鮮は其書を斥けて受けず爾後屢書を發したれども皆報せず遂に兩國使節をして相接せしむることを約し而して忽ち又反覆せり八年九月我一隻の汽船牛莊に向て發航し途に江華島を過ぎり飲用水を需めんとするに方り彼俄に砲臺より之を砲撃したる事實は明らか我國旗を侮辱したるものなり是に於て我政府は黒田清隆を特命全權辦理大臣に井上馨を特命全權副大臣に任し江華島の事を問はしめたり而して朝鮮は國際公法上に於て獨立國なりと雖素と清國と唇齒輔車の關係を相爲すを以て苟も事の一旦妥協の結局を得ざるものあれば隣邦兩國に對して交渉を生ずるは免れざる所なり故に此變局に際し清國に公使たる豈重責を負ふものと謂はざるを得んや然るに朝鮮の按件は幸に和好に歸したるを以て兩國事なきを得たりと雖尙琉球問題あり先生は之に對して如何措置を爲したるや外間の聞くを得ざる所なり唯一言を以て之を評するときは先生の清國に公使たる事局に於て重責を負擔したる最名譽の職務たりしと云はんのみ一月二十五日保定府に李鴻章を訪ふ夫れ兩雄相談する所何事そ一上一下虚々實々俱に國家の休戚に關する問題たり互に



謙虚を装ふと雖對談の際自ら相侮るの意なきにあらざるか如し乞ふ其筆記を掲げん。

世界周遊

第一回會見

森 拙者世界を週廻せしこと前後二回初回には西に向て發航して東より歸り次回には恰も前回に反し東に向て發航して西より歸れり而して最心を樂ましめし者は渺茫たる大洋航通の際に在り此間更に陸地を見ることが數晝夜唯仰ては天の穹窿たるを視伏しては水面の團圓なるを見るのみ耳に塵世喧譁の聲を聽かず目に船内雜選の狀を見ず精神全く靜かにして旅客互に相親む實に悅然夢裏の思を爲せり。

李 快樂實に知るべきなり。

森 眞に然り而して陸地に到着の後世上の事物を見聞するに夢境に入るか如し人は互に心を分ち國は各趣を異にし或は抑壓せらるる者あり或は蹂躪せらるる者あり即ち土耳其印度并清國の如きは其最たる者なり。

李 閣下は普く全世界を經歷し博く事物を研究して大に智識に富めり今に方

土耳其印度及清國

國榮を復するの策

智識を弘めんと欲す

開化の度

亞細亞は三度歐羅巴は七度清國振起策

て是等の數國を扶けて抑壓を免れしめ國力を興し國榮を復するの明智妙謀も亦定めて之あらん請ふ幸に高論を垂れよ。

森 拙者は現に見給ふ如き年少の徒なり豈閣下の望に應ずるの才識あるへけんや只常に期する所は力めて閣下の如き大家に親接して其教を受け以て智識を弘めんと欲するに在るのみ幸に今般の機會を得るに至りしも畢竟此素志の致す所なり。

李 乞ふ謙遜する勿れ試に亞細亞洲開化の度を歐洲に比すれば賢慮如何。

森 敢て鄙見を陳述せん今公正の論者をして亞細亞の現狀を判定せしめは頗開化の度に達したりと云はん例へは亞細亞は三度の上達し歐羅巴は七度に下らざる點に在るへし。

李 是極めて公平の比較なり我清國を振起するの良圖は如何願くは高論を聞かん。

森 問題重大なり敢て當るへからず況んや昨今此一大國に來り未だ國內の形勢を熟知せざるに於てをや但斯の如き大國を振興せんには先づ此大事業に



三十名の  
李鴻章  
百李鴻章  
適當の官  
職に在ら  
ざるを如  
何せん

學ひ得た  
る學科

公務の爲  
に身を役  
せらる

稍三十歳

匹敵すへき一大勢力を得ざるべからず是或は穩當の論なるべし然れども今  
更に三十名の李鴻章貴國に輩出するに非されは此事行はれ難し。

八八

李 (微笑其故如何弊邦には現に百李鴻章あり)

森 或は然らん然りと雖是等の人は未だ適當の地位に即き十八省の長官乃至  
總理衙門大臣の如き官職に在らざるを如何せん愚察するに現に米國にて教  
育を受くる少年輩は成長の後果して自今閣下の有せらるゝ如き權力を握り  
顯官に昇るの人となるべし。

李 實に貴説の如し彼の少年輩を派出せしは實に拙者の所爲に係る故に深く  
將來の望を彼輩に期す閣下は教を歐洲に受く希くは其學ひ得たる學術の科  
目を聞かん。

森 遊學の期長からず故に何の學術をも修め得ず是現に閣下の親視する如く  
公務の爲に身を役せらるゝ所以なり。

李 敢て貴庚を問ふ

森 稍三十歳に近し

秋霜既に  
鬢邊に上  
れり  
條約の實  
効

條款信守

明解

條約は永  
久遵守す  
へし  
永久望む

李 此妙齡にして此奇才あり賤庚は殆んど貴庚に倍し秋霜既に鬢邊に上れり  
森 貴我兩國の間に訂盟せし條約の實効に就ては賢慮果して如何を知らず多  
少兩國の裨益を生せし者ありや。

李 實に然り貴國に於て條約中特に兩國の内一方より他方の封土屬地を侵し  
或は之を掠むる等の所業を豫防する目的を以て設定せる所の條款を信守せ  
らるゝ以上は長へに斯の如くなるべし。

森 凡そ書冊上に記したること雖之か明解なきときは往々紛議を醸成し來  
る者あり縱令黑白の相違あることにも讀者の見解に依て幾様にも釋義せ  
らるべし例へは今承りたる和親條款と雖雙方にて全く相背反せる見解を下  
すを得へきなり。

李 其故如何其類の事恐くは致し難からん今清國に於ては一旦訂結せし條約  
に背戻すること決してあるべからず該條約は永久兩國にて遵守すべきもの  
なり。

森 永久とは何の言をや極めて望むべからず極めて喜ぶべからざるべしなり



へからす  
喜ふへか  
らす

希有の尋  
問なる哉

真正完全  
の條約

真正完全  
の條約に  
あらず  
如何

朝鮮は獨  
國の一な  
り

朝鮮は條

李 望むへからす喜ふへからさるとは知らず如何なる意そや夫の犯すへから  
ざる條約を意とせず自家の便利に任せて之を破るも妨なしとの意歟  
森 希有の尋問なる哉此類の奇聞を解得せし日本人は一個も有るへからす夫  
れ條約は曾て議定の際に當て全く雙方の意に適せしものと雖事勢の變遷に  
從ひ早晚之を改めざるへからす

李 然りと雖貴我兩國の間に現存せる條約は真正完全の者なり況んや締約の  
日より少なくとも十年の間は雙方共に固守せざるへからざるに於てをや

森 實に然り該條約定期の間は雙方共に固守すべきものなり然れども現に貴  
察する如き真正完全の約に非ざること閣下忽ちに之を看出するに至らん

李 如何なる故そや何に由て然るや

森 總理衙門大臣等拙者に告て曰く朝鮮は清國の屬國なり故に條約に掲げあ  
る屬地の一なりと

李 固より然り朝鮮事件に付て衙門と貴公使館との間に往復せし書翰中の趣  
は拙者之を詳知せり衙門大臣の所説は全く鄙見に同じ即ち朝鮮は清國の屬

約に基き  
貴國の爲  
に屬國視  
せらるへ  
きもの  
朝鮮は獨  
立不羈の  
國

國王は我  
皇帝の命  
に依る

禮式のみ

實に屬國  
なり

隸にして貴我條約に基き貴國の爲に屬國視せらるべきもの一なり

森 條約中に朝鮮は貴邦の屬國たる旨を明示せる條款あるを見ず之に反して  
我政府は始終朝鮮を獨立不羈の國と看做し現に獨立國を以て彼を待せり蓋  
自餘の列國は云ふ迄もなく尙貴政府と雖亦彼を待するの道爰に出てさるへ  
し貴政府嘗て明言して曰く朝鮮には自家の政府ありて隨意に内外の事務を  
整理す清國は毫も之に干與することなしと

李 實に貴説の如く朝鮮は獨立國なり然りと雖其國王は我皇帝の命に依て立  
つ是を以て清の屬隸とす

森 然るか如きは單に貴邦と朝鮮との交誼に關する禮式のみ此類は敬禮上の  
こと豈朝鮮獨立の論に關せんや

李 朝鮮は實に清の屬國なり是舊來世人の能く知る所なり

森 此一事は縱令幾回討論するも到底歸着する所なかるへし此上之を論する  
も最早無益のことなり但爰に閣下の注意を乞ふへき一事の在るあり今之を  
陳述せん貴我條約中に一方より他方の封土を侵掠するを禁するの一款あり



ど雖風土の限界を確定せず曾て臺灣事件を生し今將た朝鮮事件を起せしは畢竟該款内に此限界を明記せざるの致す所なり此類無用の條款を依然と存し置くときは後來再び前轍を踐むの虞あるへし是現在の條約を永存するを欲せざる所以にして其理辨を俟たずして知るべきなり和親の一欵よりして斯の如く紛紜を醸成するは獨弊邦の爲のみならず殊に貴邦の爲に憂ふる所なり

李 苟も貴邦に於て無事を守らば何の紛紜か生すへけんや貴邦より砲船を出して朝鮮海を測量せずんは彼如何そ之に發砲するの理あらんや之に由て考ふれば貴邦より苦情を訴ふるの事由もなく又朝鮮を伐つの口實もあることなし畢竟彼より砲船に發砲せし一舉は其實貴邦の自ら招く所なり況んや該砲船海岸附近の所即ち公法上所禁の三英里以内の所に進入し之に加ふるに城地を陥れ人を殺し財を掠むる等のことを爲せり然るに今又使節を遣して理否を糾さんと要す是れ何爲ことそや

森 閣下は朝鮮人か我砲船に發砲せし舉動を罪なしとするのみならず現に我

國より派遣せる使節を以て惡意を抱くものと見做すに似たり願ふに朝鮮事件に就ては多少誤聞せられし所あり請ふ閣下の爲に其實況を縷述せん  
第一 我砲船は専ら海水測量の爲のみに朝鮮に赴きたるに非ず偶船用の水を求めんか爲に船を寄せたるなり但之を近寄せんには先づ海水の深淺を實測し以て船の進退を無難にせざるへからず且や其桅頭に我國の旗章を表したるは朝鮮人固より之を認識せし筈なり然るに國旗あるを顧みず突然該船に向て發砲せり閣下之を知り賜はん抑我國と朝鮮とは二百餘年間友誼の情を通し輓近更に兩政府の間に取極めを爲し以後は互に公信を通し愈兩國の交誼を親密にせんことを約せり後幾はくもなくして彼自ら約に背き妄りに我國の名譽を汚し次て我砲船に向て發砲せり是に於て使を遣して是等暴行の故を詰問せしむ其之を問ふの理あること辨を費やさずして知るべきなり固より立刻に問罪の師を出して彼を膺懲するは我に於て容易の事とす然りと雖我國は此舉を爲すを欲せず成るべき丈懇信和好の意を旨とし彼が頑心を改悛し以て我榮譽を全うするに如かすと思考し乃ち修好の使を派遣した



公法は之を遵守するの國に用ふべし

朝鮮は衰亡を恐る

朝鮮海測量にて足らん

るなり

第二 閣下は我國の砲船公法上所禁の近海に進入せりと云ふ請ふ之を思へ夫れ公法は之を遵守するの國に用ふべく朝鮮の如き公法の何物たるを知らず却て之を厭惡するの國に用ふべからず彼仁愛の道を守らず與國の民を容れず偶外來の船あれば妄りに之に發砲し剩さへ沿海の測量を許さず諸國船の中殊に朝鮮海上を往來する隣國の船舶之が爲に沈没の災に罹る者少なからず故に隣國の一たる我國の船人に對し斯る不仁の事を爲さしむるを得ざるなり

李 朝鮮國に於ては貴國と交通を開くの意なきにしも非ざるへしと雖彼深く其影響を憂慮するなり若他の各國貴邦の例に倣ひ彼の狡黠なる商業を營まは朝鮮は忽ち衰亡せん是彼の恐るゝ所なり

森 此事憂ふるに足らざるなり苟も朝鮮に於て其海岸に漂着の外國人を懇待する以上は外國通商の爲に國を開くを要せず只唯外國人をして航海無難の爲朝鮮海測量の自由を得せしめは乃ち可ならん

外國人の慾望

強迫を好まず保し能ふや

一を容れ一を拒む成し得べきや

先例あり

李 然りと雖外國人等の慾望は閣下か説く所のみに止らざるへし

森 或は然らん縱令然るも鄙説の外に出てす外國人と雖強て通商を朝鮮に迫ること能はず又我國と雖斯の如き強迫を朝鮮に加ふるを欲せざるなり

李 閣下之を保し能ふや

森 固より然り苟も朝鮮に於て外交を拒絶するの正理あらは之を行ふも可ならん或は日本清國の如き唇齒の國を容れ自餘の遠邦を拒むも亦可ならん

李 其事成し得べきや

森 固よりなり請ふ我國の例に就て之を陳せん我國嘗て歐洲の若干國を容れて交易を營みしことありたり此事今を距る大約三百年前に在り然るに我内國の事務に干與せしを以て和蘭國を除くの外は悉く之を逐斥して再び日本に來るを禁せり爾來蘭人は良好友愛の情を我に示せしこと猶舊來貴國の我國に於けるか如し故に貴國及和蘭は數百年の間我國と交通し其間自餘の諸國は一切我國に來るを拒みたり漸く二十年前に至り外交を開くを是なりとて遂に各國と交を結びたり



計畫を變  
ぜざるへ  
からず  
所期に違  
へり

招難の條  
款  
失望に堪  
へず

貴政府は  
事を爲す  
急劇に過  
く

李 果して斯の如くんは朝鮮も亦其計畫を變せざるへからず

森 拙者は貴政府の協力同心を得んことを切望し依て此國に來りしか今に於て貴政府の意を察するに甚我か所期に違へる者あり

李 其然る所以は如何

森 貴國大臣等曰く朝鮮は清國の隸屬なり故に彼清國を尊崇すと然るに貴國大臣等は朝鮮の爲に事務を理するを欲せず固より我國より使節を朝鮮に遣はせし眞主意は貴大臣等の既に了知する所なりと雖之を翼成するに意なく條約中の和親條款否寧招難の條款なりと云はん此無用の條款の事に付拙者に書を寄すること數回に及へり斯の如き接遇を受くは實に失望の至りに堪へず

李 閣下の失望實に之を察せり然りと雖我政府は何故に朝鮮の事に於て斯る措置を致せしや請ふ閣下の爲に之を辯せん我政府の目する所に依れば貴政府は事を行ふに當りて甚急劇に過ぐる所あり況んや朝鮮は未だ貴國の望を満足する景況に至らざるをや然り而して貴國は臺灣事件の例に倣ひ動もす

日本人と  
清國人

朝鮮に要  
むるもの  
容易の件  
のみ  
相當の禮  
救護

四方環海  
の國

れは其隣邦を攪亂し機に乗して之を奪領せんと欲するもの如し

森 我國を貴國に比せば或は實に躁急快捷の風あるへし歐人も亦此兩國人の性情に大差違あるを見て概ね皆之を怪めり歐人の見る所に依れば我日本人は極めて敏捷の質を備ひ清國人は極めて忍耐の情を備ふ是に依て視るに清國人たる閣下の目には我國の朝鮮事件を處するの法頗短慮の様に見ゆるも亦宜なり但貴說中朝鮮は未だ我望を満たしむるの景況に至らずと云ふに至ては蓋閣下は期望如何を辨知せざるに似たり我より朝鮮政府に要むる所の者は極めて容易の一二件に過ぎず之を許すに將何の準備を要せんや

其一 朝鮮より我國威相當の禮を盡さんことを要す

其二 朝鮮海にて我船人救護の爲必須の方法を盡さんことを要す  
我國の彼に需むる所のものは此二件の外に出でず斯の如き至簡至當の請求を拒むは實に天譴を畏れざるの所爲と云ふへし又貴說中に日本國は動もすれは隣國を攪亂し云々と云へり此語は英明なる閣下の説に似す請ふ我國の位置如何を察せよ四方環海の國にして即ち一個の島國なり故に水に依て以



て生を營ひ者と陸に依て以て生を營ひ者と其數殆んど相同し是即ち我國の人民が専ら海利の事に關せる諸船の業に熱心なる由縁にして我政府も亦之が爲に保護の道を設けざるを得ざるなり今閣下か云へる征臺一件と雖全く前條已むを得ざるの事情に出でたるものなり抑我政府に於て莫大の費用と苦辛とを厭はずして能く是等の事を爲すは是政府の政府たる義務を盡さんか爲のみ事情此の如し知るへし我國の意向は曾て閣下か臆測せし如きの類のものに非ざることを苟も征伐を以て我主意とせは如何ぞ嚮きに占有せし臺灣の一部を棄るの理あらんや又目下朝鮮の事の如きも何ぞ簡程迄に心を苦しむへけんや前にも述べたる如く我政府の趣意は良誠實着なり貴政府之を悟るの速かならざるは深く遺憾とする所なり

李 朝鮮の事に就ては拙者急に一書を總理衙門に致さん嚮きに我政府貴翰に答ふる書中に條約中和睦の條款即ち雙方互に領地を侵すことを禁する條款を援引せしは我政府に於て少しく輕忽の事なりき

森 其一語を拜聴し實に歡喜の至に堪へず切に望らくは貴政府に於て充分我

政府の眞意を解得せられんことを

李 願くは暫く之を忍び總理衙門に於て拙箇中の趣意を熟思せん間は幸に之に迫ること勿らんことを

森 誠に幸甚貴國に到着以來未だ斯の如き愉快を覺へず今宵は必枕を高くして快眠せん

第二回會見

此日列席者は日本公使館附鄭一等官書記翰林院學士ハンホニヤン並英語通辨官ホンウリヤンなり初め應接の時に同じ二三細事の雑話に凡そ十五六分時を移したるの後

李 近來貴國に於て舉行せらるる所殆んど賞讃すべき事ならざるはなし而して獨然るを得ざるものあるは貴國舊來の服制を變して歐風を模せらるる一事はなり

森 其由縁甚單なり曾少しの辨解を要するのみ抑我國舊來の服制たるや閣下も見賜へしことあるへし寛濶爽快にして無事安逸に世を涉るの人に於ては



服制は祖  
先の遺意  
を追憶す  
るの一具  
他の善を  
模擬する  
は一の美

最賢き  
と

極めて可なり然りと雖多事勤勞を事とするの人に在ては全く適せざるもの  
なり故に舊時の事態には能く應したるも既に今日の時勢に至りては甚不便  
なるを覺ゆ今や舊制を改め新式を用ふ我國之か爲めに裨益を得る少しとせ  
す

李 一體衣服制度は人をして祖先の遺意を追懐せしむる所の一にして其子孫  
たる者に在ては宜く之を貴重し萬世保存すべきことなり

森 若我國の祖先をして尙今日に存せしめは此一事に於ては其爲す所も亦我  
等に異ならざるへきは一點も疑を容れざる所なり今を距る凡一千年前我祖  
先は貴國の服の我に優れる所あるを見て忽ち之を採用したり凡そ何事にも  
せよ他の善を模取するは是我國の美風と云ふへし

李 貴國祖先の我國の服を採用ありしは最賢きことなり蓋我國の服は織る  
に甚便にして且悉皆貴國內の出産物にて之を製するに足り現今歐服を模倣  
せらるゝか如く莫大の冗費を要することなし  
森 然るへしと雖我等を以て之を觀れば一體貴國の衣服は精良にして且便利

將來無限  
の報を期  
す  
獨立の精  
神を歐洲  
の制配に  
委するに  
此變革を  
以て誇ら  
んとす

なるに比すれば其半にも及はざるか如し頭髮の長く垂れ鞋は大にして且粗  
なり殆んど我國人民に應せず此他尙貴國諸般の事能く我等に適するものと  
は思はれず然るに歐服は然らず縱令經濟の要理を熟知せざるの人は之を徒  
費に屬するか如く察すへしと雖勤勞は富源の基怠慢は貧枯の原なり是閣下  
の知る所なり我舊服は寛快なれども輕便ならず前にも申せし如く怠慢に應  
して勤務に應せず然かも我國は怠慢にして貧なるを好まず勤勞を以て富  
んことを欲するか故に舊を捨て、新に就き現今の費す所は將來年を追ふて  
無限の報あるを期するなり

李 然りと雖閣下は貴國舊來の服制を棄て、歐俗に倣ひ貴國獨立の精神を歐  
洲の制配に委ね聊恥る所なき乎

森 毫も恥るなきのみならず我等は却て此變革を以て將に誇らんとす此變革  
たる決して外より強迫せられたるに非ず全く我國自己の所好に出つ殊に我  
國は古より亞細亞亞米利加其他何れの國と雖も凡て其長する所あれば常に  
之を取て我國に施さんことを欲せしなり



此變革を行ふことなかるへし

四百年前に於ては此服制を好まず

歐俗を用ひず變革は乃ち變革のみ

歐亞將來の交際は如何

大問題  
亞細亞の歐羅巴と犄角する

李 我國に在ては決して此變革を行ふことなかるへし、只軍器鐵路電信其他諸器械の如きは、是必要の品にして彼の最長する所たれば之を外國に採らざるを得ざるなり。

森 凡そ將來の事に就て誰か豫め其所好を確定するを得んや、貴國四百年前に在ては此服制を好みし人はわらざるへし。

李 是唯我國のみの變革にして決して歐俗を用ひしに非ず。

森 然れども變革は乃ち變革なり、特に貴國の此變革は強迫に出て、貴國人民の忌嫌せし所に非ずや。

李 是我等勤王の篤志に依り斯くは致せしなり、偕亞細亞と歐羅巴の交際は將來如何の状を見るに至るへき乎、閣下之を如何に明察せらる、哉。

森 是大なる問題なり、此問題の趣旨は各種の人民各種の宗教互に其權威を相争ひ、并世界の二大洲互に其人智富強を相競ふのことに關する者と察せざるを得ず、然れば拙者も亦亞細亞の人なりと雖、鄙見に依れば亞細亞か歐羅巴と犄角するを得へきの日は未だ迥かに幾百年の後に在りと云はざるを得ざる

は尙幾百年の後にあらん

婦人を遇するは獸類に同じ

奇異の論  
宗教の徒にあらす

大才驚く

なり、外面を以て論すれば今日亞細亞人民の俗たる下賤野卑禽獸を相距る遠きに非ず。

李 何の故を以て然る乎。

森 抑婦人を貴重すべきは、是天の定むる所なり、乃ち婦人は人間の母なり、一家の母なり、然るに亞細亞洲中何れの地方にても其婦人を卑視して之を遇するの無道なる殆んど獸類を遇するに等しからんとす、拙者か亞細亞人民か下賤なりと論したるも其理なきに非ざるは多言を要せず、閣下了解せらるへし。

李 是甚奇異の論なり、閣下は西教の徒乎。

森 拙者に於ては西教佛教或は回教其他と雖、一も宗教の名あるものを奉ずることなし、現に斯の如きの俗人なり、只平素正道を守り人を害するなきを以て一身の目的と爲すのみ、然れども又我心の我心を迷はすありて甚之を行ひ難しとす。

李 閣下の大才實に驚くへし、孔夫子と雖猶如此の談は謹みて之を聽かんこと



へし

計畫なくして事業を起さず

外債

を欲せらるへきなり閣下の如き大才を以て何ぞ貴國に外征等淺慮の輕舉無らしめられざらんや況んや貴國は方今國財乏甚しく公債を歐洲に負ふ程の時勢なるに於てをや

一〇四

森 苟も思慮ある人にて豫め計畫する所無くして妄りに事業を起す者はあらざるへし

李 勿論なり然るに今日の如く莫大の經費を顧みず益外債を積むときは遂に滅亡を招くに至らん

森 負債一事は方法さへ其宜しきを得れば敢て忌憚すべきものに非す現に我國の歐洲に負債する如きは爲に甚實益を見る所のもの有るなり

李 何を以て然るか負債は決して是とすへき者に非す

森 我國先きに外債なきときに在ては人民理財の方法を知らず國家の形勢をも察せざりしか今日に至ては甚小額と雖外債あるか故に人民理財の方法を解得し其可否をも論し深く事に注意し殊に理財上に付ては一舉手も其宜を失する者と認むときは喋々之を論辯するに至れり又百般の工業を起し其利

國債は財政を善真ならしむ

歡迎せん

潤を以て外債支償に充んと謀り且今大に其實効を見るものあり既に此の如くなれば則ち我國の此負債は我國の財政を善良ならしめたるものと云ふへし

李 貴國に於て負債と服制の變換とは貴國人民をして幸福を得せしむるの源因と爲るは實に喜ぶべきことなり然れども負債益増加すれば貴國の獨立は益束縛せらるへし依て自今更に歐洲に負債を求めらるゝことなからんを貴國の爲に冀望せざるを得ざるなり

森 閣下情懇の切なる感謝に堪へず伏して希望す閣下日本に來臨の日あらんことを若來るあらは閣下の知友及我全國の人民は欣然として閣下を歡迎せんと欲するなり

李 鴻謝時機の有るあらは必來遊すへし

先生は九月四日賜暇歸國す滯京二箇月の豫定なりしか外務卿は延期せしむ越て十年西南の變起り天下洶然たり時に外務卿輔在らす故に先生は外務を攝行し太政官の議に列するの命を受け西南平定に及びて再び北京に赴けり當時我國と清



國との間には交渉按件の蟠結するものなきか故に平和の公使として内外交際官と相周旋す。李國特命全權公使フオンブラウン氏露國特命全權公使ビューンフト最親善なり。先生少壯にして歐米各國に遊ひ未だ十分東洋の事情を観察するに遑あらず。然るに清國に典使し其風土文物を観察し大に悟る所あり。彼商業の敏捷にして一組織の鞏固なるか如きに至りては最歎服したりと云ふ。十一年二月歸朝を命せらる。

### 第十章 外務大輔に任せらる

條約改正 東京學士會員 中央衛生會長

條約改正  
の準備  
寺島按

條約改正 先生の清國に典使するや朝鮮按件は已に妥協措辦せり而して歸朝の命あるは是政府條約改正の準備の急なるか爲なり。明治十一年六月二十七日外務大輔に任せられ外務卿寺島宗則嘗て條約改正按を擬定せり所謂寺島按と云ふもの是なり。蓋寺島氏は初め法權稅權二者を併せて回復せんと欲し之を外國公使に謀りたるも皆我國の法官法律を信用せず而して埃及の如く立會裁判を爲すに非

稅權回復

すんは自國の民をして生命財産を托せしむること能はずとせられたる故寺島氏は其要求する所に稅權回復に決せり。

輸入税を以て歳入を増さるべからす

當時結約の時には我政府人民皆外交貿易の何ものたるを知らざりしに由り外國の請求に任せて現行條約を取結ひたれども爾來十數年の經驗に於て我政府は爲に我獨立國權を牽制せられたるの不可なるを詳明したり且我政府は我國の進歩を奨励するに關しては敢て爲さざるのこたなければ國費は維新以來頻に増加せしと雖現行條約に依ては輸入税を以て我國庫の歳入を増加すること能はずして遂に内國の租税を重くするの不得止に至れり是の如くにして國力を逐ふて衰微し人民をして外交の爲に國費を多くし以て重税に苦むの怨嗟を來さしめは開國の國是は將に國人の非認する所たるに至るを保し難し是政府の甚だ掛念する所なり。

此故に今外交を保安し外國貿易を進奨せんか爲には我國政府をして獨立帝國の本分たる稅權を恢復し會計の關を補ひ以て國論の満足に應せしむるは是要務なりとするか故に各國政府は必此改正に於て日本政府か本分の稅權を回復



輸出港及  
新港

し、敢て外庭に箝制せらるゝことなきを承諾すへし。  
然るときは日本政府は相互交換の特約あるに非ざるよりは、決して其國に依て  
税を異にせざるへし。  
又外國貿易を隆盛ならしむる爲に之を緊要なりとせば、輸出港も廢すへく又新  
港をも開くを得ざるへし。

北米合衆  
國

但沿海貿易は全く日本政府の管轄する所たるへし。  
此條約按に對して首めに贊成の好意を表したるは、北米合衆國なり、然れども、此條  
約は他國に對し之と同一なる條約を訂結するの時を俟て施行すへしと記せられ  
たるか、故、空しく、外務省の高閣に束ねられたり、先生は此條約按に對して如何なる  
責任を有したりや、知るへからずと雖、該按は國家に利益せらるゝと否とに拘らず、其  
之に關與し條約改正の歴史に一進歩を與へたる功は昭乎として滅すへからず、而  
して其本職の外に於て尙叙すへきものあり。

學士會院

東京學士會院會員 明治十一年文部卿西郷氏は教育の針路を指點し、學術技藝を  
提唱せんとせば、學士會院を設けざるへからずとし、西周、加藤弘之、神戸孝平、津田真

身體の能  
力論

道、福澤諭吉、箕作秋坪、諸人の意見を問ひたりしに、皆此事の美譽たることを協贊せ  
り、是東京學士會院構成の淵源なり、而して其會員選舉の法は文部卿先づ會員七名  
を選舉し、此七名より他の七名を選舉し、又此十四名は他の若干名を選舉すへしと  
せり、而して先生は同十二年五月二十八日を以て開會せる東京學士會院第十會に  
於て選舉せられ、此年九月其第十二會に於て身體の能力論と題する論文を朗讀し  
て院議に問へり、然れども先生は生前に於て其草稿を雜誌に掲ぐることを謝せり、  
十二月に至り、先生復ひ特命全權公使に任せられ、英國に赴くや、東京學士會院は先  
生を以て本院の定員とし、其名稱を改むることなかるへしと決議して之を報す、而  
して先生の之に對する返翰は左の如し

貴院第十五會に於て余は英國に在るの間尙余を貴院定員と御議定の報告を送  
與せられ、茲に恭しく余か感謝の情を諸君一同に呈す、余は爲に力の及ぶ丈、應さ  
に注意して教育上の事件を四方に搜索し、或は間々意見を書して送呈すること  
を怠らざるへし、却説余か會て呈したる身體の能力論の主旨に付院議如何に決  
したるや、其後反覆考究するも前説の不可なるを發見せず、却て益々其實行の緊



要なるを覺ふ耳、又若未だ盡さる所あらは速に高論を辱ふし、尙之を詳明にするの幸を得んことを望む、敬具

十三年三月四日

在倫敦府

森

有禮

東京學士會院諸賢

先生は如何に東京學士會院を受せしや、又特に其身體の能力論に於て全幅の精神を傾注したるやを知るに足らん。

中央衛生會  
惡疫暴威  
傳染病豫防規則  
委員長

中央衛生會長 明治十年八月虎列刺病猖獗を極め海内洶々たり時に西南の變未だ餘炎を收めず人心未だ安からざるの日に方り加ふるに此惡疫の暴威を逞ふするを以てす誰か危懼の念を懐かさらんや内務省は劇かに虎列刺病豫防方法を發し其豫防上沿海諸港に於ける内外國船舶出入取扱方を定めりと雖要するに一時の急を救ふの備に過ぎず越て十一年政府は惡性傳染病豫防規則を定むるの必要を認め之か調査に従事せしめんどせり然れども此事たる外交に關する其緊切なるを以て長與專齋宮本小一アンデルソンの諸氏を委員とし先生は外務大輔たるの資格を以て之に委員長たり調査復命の結果は同十二年六月に至り虎列刺豫防

井上氏外務卿たり

假規則として公布せられ、又中央衛生會の設立せらる緣由にして而して先生は之か會長たり、蓋中央衛生會は虎列刺病豫防規則を實行するの機關にして、其之を利用するは外交に關して最緊切なればなり。  
先生は中外の事務に鞅掌すること其れ斯の如しと雖、其職分に於て條約改正の失敗者たる寺島氏とは責を分たざるへからず、井上氏とは一反一正、其性質を異にし、而して此場合失意の地たりしなり、然れども其失意の故を以て豈に責守を免るを得んや、何となれば、寺島氏去りて井上氏入り、條約改正は縱令一蹶するも、遂に決行せざるへからざるの問題なればなり、蓋先生は一旦意を決して着手したる事業は、遂行せざれば止まらず、是其性なり、條約改正の如きも亦已に着手せり、如何そ成功を見ずして止むへけんや

### 第十一章 英國に駐紮す

條約改正 在英邦人の送別 官吏任用法恩給法

條約改正 寺島氏は條約改正に於て失敗せり、明治十二年九月井上氏外務卿に任

條約改正

第十一章 英國に駐紮す



し、寺島氏は文部卿に轉し、先生も亦再々特命全權公使と爲りて、英國に駐紮せしめらる。即ち十一月二十日佛國郵船ボルカ號に搭して横濱を開帆し、香港に至り、更に「ゼムナ」號に轉乘す。太守ヘンチッシー氏は嘗て東遊せる人なり。先生は太守の爲に甚款待せらる。二十九日香港開帆。十二月三十一日馬耳塞を過ぎ、十年一月四日巴里を経て倫敦に着せり。先生の此行抑、如何の事件を携ひたりや。彼の條約改正を圓滿に遂行せんとするは、此要件の一たらん然れども、如何の權限を附與せられ、如何の掛引を許されたるや。茲に之を知る能はず。雖先生の横濱を發したる後、外務省官吏某が先生に贈りたる書面に、省中條約改正に關係候もの一般に乃ち榎本氏を始め退省時刻の義先つ四時迄と相定め候得共、大概五時或は六時に相成候云云と知るへし。當時條約改正の準備尙未だ整はざりしを、然るに同十三年二月の官制改革と爲り、太政官と各省とを分離し、外務の衝は井上氏之に當り、大隈重信、川村純義二氏は太政官、中外務部員と爲りて、内外表裏相應し、條約改正は益其歩を進めんとせり。而して此年三月、外務省御用掛長岡護美氏を和蘭國に、鍋島直大氏を伊太利國に、陸軍少將井田讓氏を奧地利國に、元老院議官柳原前光氏を露國に、各公使と

して派遣せられたり。佛國には鮫島尙信氏、獨國には青木周藏氏、已に公使として駐紮す。此年の秋に至り、條約改正の談判は井上氏に依りて再々開始せらる。所謂井上案と云ふものは、是なり。井上案は要するに、法權稅權の二權、其幾分を殘し、幾分を回復せんとするの趣向なり。而して井上氏は、國別談判の法に依らずして、十有餘國の使臣を一堂に會し、賛否從違俱に之を公議せしめたり。稱して合議談判と曰ふ。然れども、列國の使臣各異議を唱ひ、非難百出。殆んど底止する所なきか。故政府は此案を撤回して、成功を他日に期するの已むを得ざるに至れり。斯の如くに條約改正談判は合議談判を以て東京に開設せられたり。各國駐紮の帝國公使は直接に條約改正に關係せず。雖外交談判には掛引あるを知らは、又列國公使は其指揮を本國に仰くものたるを知らは、帝國公使は各國に駐紮して其國朝野の間に我邦文明の進歩を鼓吹したるや知るへし。然れども、當時我政府の非常なる果斷を以て、帝國公使を派遣したるもの、其意果して日本文明の喇叭手たらしめんとするに在りしや、否やを知らず。唯彼等縱令直接に條約改正に關係せず。雖條約改正の機關として、必要の地位に在りしや、知るべきのみ。



交際  
パークス  
氏  
條約改正  
談判中止  
歐風輸入  
歸朝

然れども公使派遣の條約改正に必要ありしや否は、今に於て決するを用ゐず、而して先生は英國に航して、外務次官グルク氏又は曾て我國に來遊せしリード氏又はスベンサーの諸氏と交際を勉めたるか如し、是偶然に出しか、將た條約改正の急務を鼓吹せんとせしに依るか、而して先生は更に惱苦せられたるものあらん、乃ち我外交社會に於て豺狼の如く嫌忌せられたるパークス氏の歸國是なり、パークス氏再ひ來らんか、條約改正を阻礙するの發言は、必彼の口を藉て吐露せられん、然れども我政府は之を拒むの理由を有せず、間接に英國政府を導くの一手段あるのみ、然るに條約改正を遂行すへき機關たる公使は赴任未た久しからずして、條約改正談判中止の電報に接せり、談判は廢止に非ずして中止なり、未だ遽かに斷念するに至らざるのみならず、益々企望を達するの熱心を増したり、故に井上氏は内に在て法律を改正し、歐風を輸入し、以て各國公使を服せしめんとし、憲法取調として、歐米に遣はされたる伊藤博文氏は外に在て帝國の文明を鼓吹し、首として獨逸を導き、以て條約改正の目的を達せんことを圖れり、此時に方り先生は豈拱默して徒過すへけんや、然るに同十七年五月歸朝を命せらる。

在英邦人の送別の送別

在英邦人の送別 先生在留僅に四年餘、而して此間其職責として我國光を發揚し、我在英邦人の保護に盡力し、且其社交上に圓滿を得たりしは、左の邦人の送別文に徴して明かなり。

千八百八十四年二月二十三日英國在留日本人は永く當國に駐在せられ、今將に故國に歸らんとする閣下に向つて、我等の常に閣下の厚遇と親切なる保護とに對して一片の謝意を表せんとす。

維新の初めより閣下の職を帝國政府に奉せられたるは皆人の知る所にして、特に外交官と爲りて外國に帝國を代表せられ、或は外務省に外交の局に當られたるも亦世人の知る事實なり。

吾人は現時日本に於て多くの外交家あるを疑はず、然れども勉勵と才力とを盡して、十五年間斷なく身を外交に委ねたる閣下の如きの人あるを知らず。

我國の常に親交を海外諸國に維持し、特に當英國に於て然る所以のものは、閣下の間斷なき盡力に依ることを信す、維新の業成り、王室の衰運を恢復したるは、舉國一致の愛國の志望を達したるものなりと、雖政治上及社會上に於ては尙改革



すへきもの頗多かりき。當時我國は良政治家を有したるには相違なきも歐洲的知識と經驗とを有したるものは甚稀なりしなり。幸に閣下は當時歐洲より歸朝せられ改革の一大事業に向つて援助を與へられたること甚多かりしなり。故に吾人は維新後引續き帝國政府の決行せられたる諸種の改革と整理とは歐洲諸國に於ける司法行政の諸制度に精通せる閣下の賢明なる商量に出でたること多きを疑はず。

閣下の我帝國の代表者として當英國に赴任せらるゝや條約改正の談判は今尙未決の問題に屬す條約改正の問題は實に重大なる問題の一なり。是れ我政府の解決せざるを得ざるものなり。

英國は東洋に於て他の諸國より利害の關係を感ずること大なるを以て當國に於て満足なる終局に達するの重大なることも亦他の諸國より大ならざるを得ず。此困難なる事情あるに拘らず閣下は能く帝國政府の信任と帝國臣民一般の信頼とに依り重大なる責任を負ひ其義務を全ふするに盡心せられたるを信す。而して國民として又個人として最利害を感ずる重大なる憂慮を軽減したり。是

全く閣下の才識と盡力とに依り。又當國の我國に對する好情に歸するものなり。如此は此困難なる問題も遠からずして満足なる終局を告ぐるの前徴なりと信す。本月五日女王陛下の演説に徴するも我國との通商條約も略終局に近きつゝある事を察し得へし。

如此著々其歩を進めつゝあるは一大慶事なり。願くは當國の好意に依り終局を告ぐるに至れば他の諸國は速に其聲に倣ふへし。閣下は我政府の命に依り今將に本國に向つて去られんとす。吾人は閣下今回の歸朝や只一時の離別なるや否は知る所にあらず。雖當國在留人は閣下の去らるゝを深く遺憾とする所なり。然れども今回閣下の去らるゝは敢て其職務に缺點あるにあらず。又長く公務を去らるゝにも非ずして國家進歩の爲に益其力を盡さるゝことを思へば吾人は閣下の去らるゝを敢て遺憾とせざるなり。眼を轉じて我政治上及社會上の現狀を観察すれば改良進歩せしめざるへからざるもの甚多し。特に帝國議會創設の期近けり。帝國議會なるものは未だ曾て我歴史に見る能はざる所のものなり。帝國の興敗は一に其基礎の如何に關す。而して此時に當り才學兼備し正確なる判



斷力を有するもの、幹旋協力するにあらすんは、東邦未曾有の一大文明的希圖も好果を收むること難けん。吾人思ふに閣下今回歸朝の命あるは、勅命に依り代議制度執行の準備に就き閣下を徵せらるゝものなりと信す。然らば閣下我國民の自由及幸福の増進を計られ。又國家進歩上必要なる改良を加へらるゝことあるを信して疑はざるなり。

又森夫人は曩に閣下と共に北京に在り。今又閣下と共に當國に同伴せられ。吾人遇せらるゝに常に懇切周到盡さるるなかりしは。吾人の深く尊敬の意を表し併せて感謝する所なり。一たび温容に接して其高風を慕ひしものは。今夫人の去らるゝを深く遺憾とする所なり。是獨り吾人のみならず。令夫人の友たる英國各貴婦人も亦同意する所なり。久しく英國交際場裏に於て我國婦人を代表せられたる其功尠なからざる森夫人は。其高尚なる品格と經驗とを以てせば。我交際社會を利せらるゝ事疑なし。

終りに當り再び閣下及令夫人の無事歸朝せられんことを祈望す。我等は今爰に些少なる紀念物を閣下に呈す。物少しと雖。此を以て時に閣下をして我等と共に

## 紀念物

## 答辭

嘗て永くロンドンに在りし事を思ひ出さるれば我等の深く謝する所なり。

紀念物は美麗なる置時計にして、英國在留日本人紀念として從四位森閣下に呈すの字あり。先生乃ち之を受領し。而して左の答辭を爲せり。

諸君諸友

今余及妻は君等より丁寧親切なる稱讚を辱せり。其語其詞は過大過美にして。余等自ら不敢當なるを知る。然れども其懇篤なる情義に至ては。則ち余等深く感喜し。之を心に銘して謝するに言なし。

借余聞く所をして誤なからしめは。則ち英國にて我國使臣將に歸程に上らんとするの時に方り。國人特に相集會し。其好意を述ふるの懇懃鄭重なる如此ことは。今回を以て始とす。余此初回の榮を蒙りたるは誠により幸なり。然れども自ら願はば余能く之に當るを得べき者に非ず。但稀有の盛舉に遭ひ中心爲に感動し。君等の厚誼に報ひんことを冀ふのみ。

佳麗なる贖儀は。永く余をして英國在留中。常に君等と共に清快なる交を結ひたることを追憶せしむべし。請ふ之か謝意を領せられよ。



官吏任用法恩給法 先生の英國に在るや、公務を視る外に於て學藝或は制度に就き調査したるもの甚多し、官吏任用官吏恩給の制度の如きは、即ち其一にして抑、且其唱首たり、官吏任用法は國家に材能ある官吏を擧ぐる法にして、官吏恩給法は國家に功勞ある官吏を待つもの制なり、今日恩給の特恵に浴するもの固より聖恩を謝せざるへからずと雖、此制度の主動者に對しても其功勞を忘るへからず、先生は固に主動的の人なり、一些事と雖、國家に必要と認むるものにして職權に屬するものは之を行はざるはなし、之を行ふ能はざるものは之を當路に建議せり、建議行はれざるときは之を天下の輿論に訴ふるも敢て辭せざりき、是先生の本色なり、官吏任用官吏恩給に關する意見に曰く、

有禮か爰に敢て一束を三大臣閣下に呈して其新設を我邦に期望する所のものは、官吏登用の法、官吏退休の制是なり、(書中所謂退休とは英語の「ペンション」なる語にして官吏年老ひ氣衰へ政務に耐ふること能はずして、既に其官を罷めたる後之に給與する所の俸金を謂ふなり、退休の譯字或は適當ならざるに似たりと雖、他に好譯字を得ざるを以て假に此を用ふ)

凡そ官吏の品行方正、直にして専心政務に、執掌し、官員に限りありて、百務盡く、擧かる之を任官其宜を得、官吏其職に稱ふと云ふ、方正、直の官吏を得て、専心政務に執掌せしめんと欲せば、官吏をして、老後の家計に顧慮する所なく、終身安堵して、政務に従事せしむるに非されば、則ち能はず、官吏をして、老後の家計に顧慮する所なく、終身安堵して、政務に従事せしめんと欲せば、官吏退休の制を設くるに如くなし、今若單純の理論よりして之を言は、苟も官吏と爲りて相當の俸給を受くる以上は、退休のの有無を論せず、孜孜矻々として公務に執掌し、甘んじて一身の心力を政務の犠牲に供するは、寔に當然のことなりと雖、一家の生計を規圖し、老後の安樂を希望するの念慮は、蓋人情の免るゝこと能はざる所にして、所謂人心惟危、道心惟微は、寔に人間普通の短弊たるか故に、退休の制なき政府に於ては、其官を免せらるゝときは、復俸給の其生計に充つべきものなきを以て、官吏は常に浮雲の思を懷き、惴々乎として、只其官を免せられんことを是懼れ、専心政務に執掌するの正直を行ふに遑あらず、徒に權門に阿諛迎合して、一資の増半給の陟を萬一に僥倖せんことを是務め、少壯在官の時に於て成丈けの利益を



官員益々多くして政務愈々擧らず

政府即ち國民の體面を間接

老後の爲に經營せんと欲するの念絶つこと能はず是を以て官員益々多くして政務愈々擧らず小人益々進んで人才愈々退き或は賄賂公に行はれ或は私曲類に生じ弊害百出して底止する所を知らざるに至るや明かなり若夫れ退休俸の制ある政府官吏の品行は則ち之に異り其少壯在官の時に當ては俸給甚優ならずと雖苟も品行を修正して政務に鞅掌すれば罷退の後には別に退休俸の在るありて老後復活路に迷ふの顧慮なきか故に在官の時に當りては衆皆安堵して唯其品行を修正し職務に怠らざらんことを是務めざるものなし是を以て官員に限りありて政務は盡く擧かり決して賄賂私曲の醜體を官吏社會に現出するの不幸を見ざるへし官吏退休俸の制なかるへからざるの理由は何ぞ只上陳の一點のみならんや茲に一官人あり甚家産に乏しきを以て老退の後活計の道なく僅に食を人に乞ふて以て一線の餘命を旦夕に緊持すると假定せよ嘗て一たび政府の官吏と爲りたる人にして老後の醜體是の如く其れ甚し是豈其政府即ち其國民の體面を間接に汚辱する所なしと云ふへけんや是に由て之を觀れば官吏退休俸の制を設くるは蓋政府即ち國民の體面を間接に保全するか爲に寔に緊要の事

に汚辱する所なしと云ふへからず

官吏登用法

たるを知るに足るへし。官吏退休俸の制を設るの實際に緊急なるや概ね右の如し而して此制なき政府の官吏社會に於て如何なる弊害を生じ如何なる醜體を現はしたるかは又有禮の贅言を要せず蓋和漢古今の歴史に徴して明識する所なるへし此制の有無は實に政府の損益に關し又間接に國民の體面に干かる所あるか故に今や歐洲開明諸國に於ては概ね皆此制を實行し爲に善良の結果を生せざるものなし中に就き此制の近世の歴史に於て最著名なる効能を實際に奏して現に世人の記憶に存する者は則ち英領印度政府官吏退休俸の制是なり初め印度地方の政務盡く東印度會社の手に歸せし時に當りてや吏員に退休俸の恩典なかりしか故に弊害百出して政務は宛なから亂麻の如く其醜體得て名狀すへからざるものありしか印度の政權一旦英帝の政府に屬し特優なる官吏退休俸の制を印度に立てより官吏の品行は驕然と改良し政務盡く緒に就き百事愈々整頓して遂に昔日の醜體を今日に一洗したり官吏退休俸の制其効豈著大ならずや。然而して官吏退休俸の制の官吏登用法に於ける其關係の密着する恰も鳥の兩翼



の如く車の雙輪に似たり、兩者必相待て後に始めて其効を實際に收むることを得へし、苟も其一を缺けば他の一も亦自ら徒爲に屬す、是故に歐洲諸國に於て官吏退休法の制ある國には必又官吏登用の法あり、獨り露國の如きは已に退休法の制あれども官吏登用の法未だ確定せざるを以て、退休法の制も亦充分に其効用を見ることが能はずと聞く、是寔に其一を缺けば他の一も亦徒爲に屬するの活例に非ずや。

官吏登用の法を設け官吏退休法の制を立つるは、蓋實際の經驗に於て缺くへからざるの要務たるを以て、歐洲の開明諸國は概ね皆此兩法を實行するに拘らず、夫の北米合衆國は未だ嘗て此兩法を設けず、官吏の任用は一に行政長官の權内に在るか故に、大統領の更迭毎に上は顯官より下は郵便脚夫に至るまで、凡そ官吏は全然一變するの實あるを免れず、故に官吏社會に於て言ふに忍びざるの弊害を現はし、苟も氣節ある人才は其官員に列することを屑とせざるの勢あり、世人か甚合衆國の爲めに惜む所にして、合衆國の政事家も亦早く茲に見る所あり、官吏登用の舊慣を改定せんことを企つるや、年あり、今日の勢を以て之を察す

れは、合衆國政府も亦遠からず官吏登用の法を設け、官吏退休法の制を立つるに相違なかるへし、是蓋勢の已む可らざるものなり。

願て我國の現状を察するに、明治維新以降未だ曾て官吏登用の法、官吏退休法の制あらず、是を以て官吏の人員自から漸く増して、遂に冗員を生ずるに至り、其人員を減して政府の經費を省かんか爲に、或は官省の一部を廢滅し、或は局課の名稱を變換したること、蓋一にして足らずと雖、如何せん肝腎の關門たる官吏登用の法未だ立たず、官吏の人員未だ定らざるか故に、退休法の有無を論せず、全國の士人漫に青雲の志を懷き、争ひ競ふて官途に熱心し、遂へども忽ち集る、恰も飯上の蠅と一般なり、若夫れ實際の弊害の如きは茲に之を明言せずと雖、合衆國若は其他の我邦と官吏任免を同ふする政府の官吏に徴して之を察識するに餘りあるへし、今に迫て早く官吏登用の法を設けずんば、將來の弊害は蓋容易ならざるへく、官吏登用の法既に立てば、同時に官吏退休法の制を設けざるへからず、今日の如く現に官吏登用の法なければ、政府の官吏を登用する自ら漫ならざるを得ず、其登用已に漫なれば、其罷免も亦漫なるは、是自然の勢なり、其罷免寔に漫にし



昨日の幸  
今日の不幸

一二六

て昨日拜命の喜幸は忽ち今日罷免の不幸となるを保し難き浮雲の官吏に向て其品行の方正を求め其政務上の成績を欲するも豈得へけんや蓋維新の際に於ては百事草創に屬して未だ俄かに政務の整頓を致すに遑わらず加之種々の情實ありて政府に官吏登用の法なく官吏退休俸の制なかりしも萬不得已の事なりと信すと雖今や維新以來已に十有四年の星霜を經過し制度漸く立ち政務略整ひ社會の秩序も亦將に緒に就んとす是蓋官吏登用の法を設けて官吏の登用を節度し又官吏退休俸の制を設けて已に登用せられたる官吏の安心を包桑に繋げ百事盡く舉かるの好結果を希圖すると時機既に熟せりと云ふへきなり既に上文に述べたる如く今般歐洲開明諸國の政府は概ね皆登用退休の兩法を併用すと雖國毎に自から多少の異同あり若夫れ就甲就乙は理論の以て容易に之を判定すへき所に非されども英國に行はるゝ者を以て最弊渺なきものとす然りと雖凡そ制法は善く其國の實際に適するに非されは毫も其益なき者たるか故に英國の兩法何程に善良なりと雖直に移して之を我邦に實行すへからず故に兩法の我邦に緊要なるを思へは速に特選委員を命じて各國の兩法を審査

時機已に  
熟せり

特選委員

登用法

恩給の財  
源

せしめ我邦の實際に適合する新法を制定施行せんとすること最必要なり之を要するに登用退休俸の兩法を設立するの大主意は方正誠直の官吏を得て専心政務に執掌せしめ官員に限りありて政務盡く舉かるの結果を望むに外ならず而して此登用法には如何なる試業法を用ゐるか何官以下を常職官吏即ち登用法に依りて官に就く者と定むるか已に及第したる官吏は何年毎に昇給若は増給するか常職官吏は幾人に限るか其他の細目を査定するか如きは則ち委員の任なり但退休俸に關しては現に一層の注意を加へ茲に別紙を添へて參考に供す(別紙缺)此別紙は大要英國現行の退休俸制に依り之を折衷して案を立てたるものなり然りと雖是亦其大綱のみ若夫れ在職幾年の後休退したる者に退休俸を給するか其俸額を何程に定るか其等級を何等に定むるか其他の細目を査定するか如きは蓋亦委員の任なり

扱又退休俸は何費を以て之を支辨すへきかの一問題は最緊要の事たるに付聊意見を述べん今や我國財政困難の時に當り退休俸の支辨を國庫に仰くは蓋言ふべくして行ふへからざるに近きか故に此退休俸を支辨するか爲に現行官吏



官吏の供給に需要に倍す

經濟上より此俗論を破らん

一、二八  
俸給の幾分を割削して之を貯蓄し、利子を加へて之を退休俸資金と爲し、其取扱は固より之を政府に托すと雖、此資金は夫の官祿税等と全く其性質を異にし、之を精言すれば、此金は官吏互に申合せ、老後の安養を計らんか爲に在職中に受くる給金の中より幾分を貯蓄したる者たるを以て決して之を國庫に收入せず、別に之を貯蓄して單に官吏退休俸の支辨に給するの法を設け、則ち其國庫の支出を仰かすして退休俸を支辨するの便法を得るに庶幾乎。

世人或は兩法新設を難して曰はん、今や我邦の現状を察するに、夫の退休俸の設なきに拘らず、官吏の供給は需要に倍從し、今日の勢にては、舊に退休俸の恩法を設けざるのみならず、縱令現在の月給を半額に減するとも、蓋其供給は尙其需要より多かるへし、之を如何ぞ退休俸を設くるの時機已に熟すと云ふへけんやと、是の如き俗論は徒に官吏を望むもの、世間に多きを知て、其却て甚恐るへく甚憂ふへきのことたるを知らざるものと云ふへし、有禮請ふ試に一國の經濟上より此俗論を破らん、茲に徒に青雲の志を懷て官途を萬一に僥倖する少年、約十萬人あり、其内三萬人は志を達して官途に就きたれども、自餘の七萬人は遂に其望

莫大の損失

文部省御用掛

を達すること能はずと假定せよ。若我邦に公正なる官吏登用の法あり、官吏の人員已に定限あれば、夫の少年輩は必初めより萬一の僥倖を官途にのみ是求めず、其人の才不才に應じて適當の事業を民間に企て、縱令十分の成業に至らざるも、一身一家の口を糊するに足る丈の仕事は、必之を爲し得て復た活路に迷ふの不幸に陥ること無からざりしに、不幸にして我邦に官吏登用の法なく、官員に定限なく、官途の門は常に開けて甚入り難からざるか爲に、空く七萬の少年をして、一過難再逢の進修時期を経過せしむるは、是一國の經濟上に取りては、實に莫大の損失ならずや、嗚呼、官吏登用の法を立つること愈、晚ければ、一國の損失は愈、大なり、之を如何ぞ官吏登用法を立つるの時機尙早と云ふへけんや。

## 第十二章 文部省に入る

學校經濟 授業料の徴收 學校の合併管理  
小學校修業年限 商業學校の管理

明治十七年五月參事院議官に任し内務省勤務を命せられ、又文部省御用掛兼務を



專賣特許  
條例  
二人の卿

教育事業

文部大臣  
たるの  
前提

命せられたり然れども参事院議官としては其門下なる特許局長高橋是清を助け  
て專賣特許條例を通過せしめんか爲に自ら進みて内閣委員と爲り元老院に出て  
たるの外は常に文部省務を視たり故に時人文部省は二人の卿を戴けりと評せり  
先生固と教育事業を以て自ら任せり故に鹿兒島の一介書生たりしとき己に開成  
所に漢學教師たり次て英米に遊ぶや愈國家の進運は教育に依らざるへからざる  
を知り露國に航しても能く教育の得失を調査せり歸朝して徴士と爲るや學校判  
事たり擯けられて鹿兒島に歸るや洋學の先生たり又米國に公使たるや檄を合衆  
國の學者に傳へて日本教育の方法を検討し歸朝して外務大丞たるや學術的協會  
の嚆矢たる明六社の發起者たり兼て商業講習所の持主たり清國に公使たるや途  
に竹添進一郎と經書を講究して夜の徹するをも知らざる經學研究家たりき先生  
半生の精神は實に其れ斯の如く教育の一途に傾盡せり故に其行政官たり外交官  
たり而して或は東し或は西せるも未だ嘗て教育の觀念を忘れず然れば其半生の  
經歷は文部省に御用掛たる前提たりしなり文部省に御用掛たるは後日文部に大  
臣たるの前提たりしなり

伊藤博文

政治を談  
せざる者  
なし  
教育の事  
を擔當せ  
んとする  
者なし  
教育の基  
礎を定む  
る識見を  
有する者  
なし

教育の必

先生の此命を拜せしは伊藤博文氏の推舉に出でたるか如し伊藤氏か憲法取調と  
して歐洲に赴くや先生は巴黎に於て相會し内外の政務を論し遂に教育の事に及  
ひ一別の後伊藤氏一書を寄て曰く

僕即今の人物を通觀するに學者も不學者も政治を談せざる者なし而して政治  
の進歩を謀る教育に基くの必要なるを説く者あるも自ら奮て教育の事を擔當  
せんと欲する者あるを見ず縦合之あるも其人自ら學を好む者に非されは竟に  
其事を成し得る能はざるをトするに足る即今我國の學者中教育の事に意を注  
く者なきに非ざるへしと雖將來我國の治安を圖るの目的を以て教育の基礎を  
定むる識見あるの人を見ず愚見にては教育は徒に智力を進修せしめ利害を争  
はしむる爲に非らず必や幼童を薰陶して人の人たる所以を知らしめ且之を養  
成して一國の精神を興起せしむるを要とすへし固より各人各國の思想は制度  
法則の能く束縛する所に非ざるは論を俟たすと雖國家の教育を提掌して幼童  
妙齡の人を誘導陶冶する所以の者幾分か其人をして方を知らしむる者なくん  
はあらず僕か所謂教育の必要にして此事を擔任するの賢哲を望む所の者は乃



ち國家の教育を提掌して將來の爲に衆庶幼若の時に當り其方を知らしむるの目的を以て教育の基礎を定むるの識見を有するの人なり而して其人徒に洋學に心酔し徒に漢學に固着し徒に宗教に拘束せらるゝ人にして之を能する能はざるは論を俟たず僕不智淺學固より人を知るの明なしと雖聊管見の及ぶ所を以てするに現時在官在野の人にして只教育の事に當て此識見を有し自ら之を好んで爲さんと欲する者あるを見ず是僕か賢兄に向て誠に之を望む所以にして賢兄も亦敢て之を辭する能はざるものあるを信するなり云々

是伊藤氏か明治十五年九月塙都維也納の客舎よりして先生に寄せたるものなり而して先生此勸誘に向て如何なる決心を爲したるやは其答書に悉せり

〔前略〕教育の基礎を定め國家將來の治安を圖るの大主意は僕固より左袒する所なり故に別に之か答書を呈するを要せず學政提掌の人を求むるの段に至り賢兄僕を以て其人とせらるゝは僕の大榮とする所なり然れども於巴理既に面陳せし如く教育の事業は眞に至大至重なり有心者當さに必先つ退縮して之に當るを恐るへし況や僕の如き若年の者に於てをや熟思ふに政府は豫め教育の方

向を定むるの際に於て必深く前途を慮り苟も僅々の歲月を以て急速の成功を望むへからず而して其結果の著大なるものは之を來世即ち三十年の後に於て期するに非されは恐くは不可ならん政府幸に能く僕の言を用ゐるに於ては僕敢て責任を辭せず唯謹慎力を致さんのみ茲に前日の片言を覆陳して高案に供す

凡政治家か教育を以て時政に係け急務と爲す所の者は即ち専ら國民氣質と慣習との弊の存する所を詳知し其左道に傾き將さに後患を起さんとするの機を豫察し缺を補ひ病を除き以て國歩を坦途に取るに在り學政を振興して國家富強の基を固くし漸く文運の進歩を圖らんと欲せば即ち許多の年數と不易の力行とを要す亦學政の方向既に定り任責の人を得は則ち深く其人を信用し常に之に與ふるに信實の助力を以てすへし然れども還た其人に求むるに漸次顯効の期を以てし其人をして専心當職苟も其期に迫ることなからしむへし但勵精當職の間は決して其人を換ふへからず氣質慣習の缺を補ふは固より短期能く其効を見るへきに非す又已に壯年に達



其の効を  
見るべき  
に非らず  
學政直接  
の効

風俗一般  
の改良

學校經濟

したるもの左道に陥りたるを救はんと欲するも學生のみに頼て容易に之を爲し得へきに非ず。學政直接の効最著しき者は、唯妙齡の子弟を薰陶し、其心の能力を發達せしむると、年已に長して將さに左道に陥らんとする者を助け救ふ、に過ぎざるのみ。然りと雖、若學政にして良法を得、且當局者にして良才を得るあらば、則ち學政全體を伸長し、風俗一般を改良すること、或は思ひ半はに過ぐる所のものあらん云々。

と以て伊藤氏と先生との間に於て、先生をして他日、文部に宰たらしむるを默約せられたるを見るへし。此默約成立して文部省に御用掛たりしなり。實は文部卿たるへかりしならんと雖、機會の來るを俟たしめられたるならんか。然れども先生は已に文部省御用掛として之に關與す。如何そ己の抱負を空ふするに忍びんや。乃ち其施行の端緒は開かれたり。

學校經濟 學校經濟と云ふ題目は、實に先生に依て現出せられたる成語なり。教育事業に向て最先に發したる宣言なり。自ら之か定義を下して曰く。

余の教育主義如何と問ふものあらば、余は直に經濟主義なりと答ふへし。余の經

學校經濟  
主義の解

地方經濟  
の困難

濟とは智力若は勞力金力とを問はず。苟も其費したる力の効驗充分なるときは、之を經濟主義教育に適すと云ふを得へし。夫れ然り、教育事業に當るものは、人を使用するも金を支消するも、其目的は唯効驗を充分ならしむるに在り。例へば教員を使用せんには、其効驗如何を詳かにすへし。若其教員の人物確實ならざるときは、生徒より尊敬を受くることなく。又學力淺薄なるときは、生徒に誤謬を傳ふへく。皆之を教育上の損耗即ち効驗少なきものと云へし。其給料の多寡は經濟に屬することなれども、先づ其効も亦其消費したる金は如何に多くとも、衛生其他に不適當なれば、之を損と見做さるへからず。不適當なる建物は寧之を改造すること却て經濟なるへし。是經濟主義の例解なり。

抑、經濟主義にして斯の如くんは、百般の事皆然らざるはなし。誰か之に同意せざるものあらん。而して先生の最痛切に之を論ぜざるを得ざりしは、當時普通教育の費用は、實に地方經濟の大部を占め、殆んど負擔に堪へずとして、攻撃を加ふるものあるか故。一面に之を防止し、一面に教育の實効を擧ぐるの必要ありしに依る。然れども先生は徒らに口に唱へて止むものならんや。爾來著々之を實行に顯はし以て抱



負を實際に展へたり。

授業料の徴收  
授業料の徴收  
授業料徴  
育料を徴  
せしむ

授業料の徴收 文部省直轄學校の經費は、總て之を國帑に仰ぎ、授業料を徴すると否とは、殆んど學校の適宜に任せたりしか。明治十八年六月に至り、凡そ學校、幼稚園に於ては、必授業料、又は保育料を徴收すへきものとし、其定額を定む。蓋學校の恩恵に浴する者をして費用の一部を補償せしむるの甚道理に適するのみならず、一面に於ては、政費の供給を省き、一面に於ては、學校直接の收入を以て、學校必要の費途に充つるは、學校の進運を扶持するの便なるを以てなり。然らば之を行ふに豈に文部省直轄學校に止むへけんや、更に之を府縣立、町村立學校に及ぼして、益其効驗を大ならしむへきは、當然の理なり。是に於てか之を府縣に訓令して、全國其惠に依らしめたり。蓋學校經濟の主義を實行せるの端緒なり。

學校の合併管理

學校の合併管理 同一性質の學校を各部に分つは、經濟上又管理上に於て共に迂遠なる手段なり。故に先生は明治十八年中左の改革を爲せしむ。

豫備門の改革

一、八月豫備門の東京大學管理を解き、自今豫備門は東京大學及東京法學校の豫備生を教養し、兼て他の官立専門學校の豫備生を教養する所とし、東京法學校

師範學校の改革

豫科及東京外國語學校の佛獨兩語學科を之に轉屬す。  
二、八月東京女子師範學校を東京師範學校に合併し、先生自ら之を監督せり。十月に至り、女子師範學校の設置に關する心得を府縣に達す。是別に女子師範學校を設くるは今日の得策に非ざるを以て、男女校を合併せしめんとするに因るなり。

商業學校の改革

三、九月東京外國語學校、同校所屬高等商業學校、及東京商業學校を合併し、更に東京商業學校と稱す。是れ管理經濟の便利を圖り、且商業上外國語の必要なるを以てなり。先生亦自ら之を監督せり。

法學校を大學に合

四、東京法學校と東京大學法學部とは、教規上多少の差異ありと雖、共に高等法學を授くる所なるを以て、法學校を東京大學法學部に合併し、從來法學部の學科を一科とし、東京法學校の學科を二科とせり。

實質の改良

學校の外形は、是れ斯の如く之を縮少し、而して其實質を改良せんことを企圖し、此主義を徹底せんが爲には、如何なる情實をも排除して、決行せんとせり。

小學校修業年限

小學校修業年限 學校の編制は、兒童の教育に、至大の關係を有すると同時に、教員



一箇年を以て一學級とす

商業學校の管理

の配置教室の構造と相關聯して學校經濟を消長するものなり故に十二月に至り公立學校に於ては修業年限一箇年を以て一學級と爲すべく特に半箇年を以て一學級とせんとするときは事由を具して認可を經へき旨を府縣に達す是從來の半學級を一年と爲すは經濟上便宜なるべきを以てなり私立小學校に於ては修業年限一箇年若は半箇年を以て一學級と定め府知事縣令の認可を經へし是私立小學校は公立に異なる所あるを以て稍其制限を寬くせるなり  
商業學校の管理 先生か原動者として實行せる學校經濟上の施設は概ね消極の主義に基けりと雖國家の急務とするものに就ては決して費用を吝むものに非ず商業教育の施設をして一途に出でしめんか爲農商務卿と協議し農商務省所轄東京商業學校を文部省の所轄に移し且農商務省の管理に屬する兵庫縣神戸商業學校も亦文部省に於て管理することとなり而して之を實行せんか爲には文部省の豫算を削減して是等學校の存立に充用せり其他師範學校の構成東京學士會院の組織兵式體操を課する方法等其規畫する所甚多かりき

### 第十三章 文部大臣と爲る(一)

自警 國體教育主義 帝國大學の目的

三條公の奏議

内閣組織 文部大臣

自警

明治十八年十二月太政大臣三條實美奏すらく維新の始め陛下幼冲に在し微臣宰輔の重任を叨りにす今陛下聖徳日に躋り親しく奏議を聞き給ふ抑太政官八省を綜へ八省専ら指令を仰くものは親政統一の體ならず宜しく之を改め宰臣事を御前に奏し出て各部の職に就き中一人を挙げ旨を宣奉し統一を得せしむへし是親裁の體制にして立憲の儀も此に外ならず伏して願くは内閣の組織を改め臣か職を解かんことを天皇嘉尚し賜ひ官制を改め太政官を廢し内閣を置き伊藤博文總理大臣として諸省を總提し以て内閣を組織す是に於て先生は文部大臣に任せらる夫の黙約は伊藤氏の奏薦に依て實行せられたり是より先き先生御用掛を以て文部の事務を視胸中已に成算あり今や文部大臣に任せらる豈決行する所なかるへけんや  
自警 左に記する自警と題する文字は實に其就任の翌月即ち明治十九年一月其自記する所に係る以て其心事の一斑を窺ふを得へし



文、部、省、は、全、國、の、教、育、學、問、に、關、す、る、行、政、の、大、權、を、有、し、て、其、任、す、る、所、の、責、は、隨、て、至、重、な、り、然、れ、は、省、務、を、掌、る、者、は、須、く、專、心、實、意、各、其、責、を、盡、し、て、以、て、學、政、官、吏、の、任、を、完、う、せ、さ、る、へ、か、ら、す、而、し、て、之、を、爲、さ、ん、に、は、明、か、に、學、政、官、吏、の、何、物、た、る、を、辨、へ、決、し、て、他、職、官、吏、の、務、方、を、顧、み、之、に、批、準、を、取、る、か、如、き、こ、と、な、く、一、向、に、省、の、整、理、上、進、を、謀、り、若、し、其、進、み、た、る、も、苟、も、之、に、安、ん、せ、ず、愈、謀、り、愈、進、め、終、に、以、て、其、職、に、死、す、る、の、精、神、覺、悟、あ、る、を、要、す、

明治十九年一月

有禮自記

自ら居る高しと云ふへし、而して又其國務大臣責務の輕重を判する標準を表記せしものあり。

- 〔外國交際に關して諸省〕 〔內國政治に關して諸省〕 〔文明進歩に關して諸省〕
- 〔大臣の責任輕重の次第〕 〔大臣の責任輕重の次第〕 〔大臣の責任輕重の次第〕
- 第一 宮内大臣 陸軍大臣 文部大臣
- 第二 外務大臣 司法大臣 逓信大臣
- 第三 海軍大臣 大藏大臣 大藏大臣
- 第四 大藏大臣 逓信大臣 司法大臣

第五 内務大臣 農商務大臣  
 第六 陸軍大臣 内務大臣  
 第七 司法大臣 農商務大臣  
 第八 文部大臣 海軍大臣  
 第九 農商務大臣 外務大臣  
 第十 逓信大臣 宮内大臣

其責任の輕重を判断する未だ全部に對して賛成すへからすと雖、文明進歩に關して、文部大臣を其首位に列するか、如きは自ら信する厚しと謂ふへし、苟も國務の重責に當るものにして、自ら居る高からず、自ら信する厚からざれば、遂に其威信を保つへからず、先生は此資質に於て甚富めり、然れども此一箇の資料は唯其職務を遂行するの精神を表彰するの一端のみ、如何に其職務に盡力せるかは、乞ふ漸次之を叙せん。

國體教育主義 先生か文部省御用掛として學校經濟主義なる成語を宣言したることは已に之を記せり、然れども此經濟主義とは學政の目的を達する方法たり、學



經濟主義  
のみに  
方便

先生最後  
の演説

帝國大學  
其他諸學  
校の氣風  
に満足せ  
す

政の目的を達する方法を簡擇するに方て、人各其便とするものあるへし、先生は會  
經濟に適合せる方便を執て、教育を施設することを明表したるものなるへし、已に  
學校經濟主義を以て學政の目的を達する方法の一と解するときは、其學政の大目  
的は別に存せずんばならず、國體教育主義實に其學政の大目的たりしなり、左に先  
生演説中の一節を掲げん、(編者は先生の指示に依て屢其演説を筆記したり、左に掲  
ぐるものは先生が薨去せる十五日前、即ち明治二十二年一月二十八日、文部省に於  
て直轄學校長に説示したる要領中の一節なり、而して實に著者が先生の爲に筆記  
の勞を執りたる最後のものたりしなり、今臚寫するに方りて、殆んど暗涙の下るを  
覺へす)

帝國大學其他諸學校の氣風を觀るに未だ満足すへき有様に達せず、蓋是時勢の  
然らしむる所にして諸君に於ても多少感觸し居ることならん、今之を満足すへ  
き有様に進めんには、主として學政の目的を掲げ出し、萬事此目的に向て施行す  
るを要す、最今日に至るまで此方針に依り學政を行ひたりと雖、向後愈嚴重に決  
行せざるへからず、而して學政の目的と云ふことは、別に詳言するを要せず、抑、政

學政の目  
的

人の爲に  
非す國の  
爲なり

井上毅氏

府か文部省を設立して、學政の責に任せしめ、加之國庫の資力を藉りて諸學校を  
維持するもの畢竟國家の爲なりとせば、學政の目的も亦専ら國家の爲と云ふこ  
とに歸せざるへからず、例せば帝國大學に於て教務を舉る學術の爲と國家の爲  
とに關することあらは、國家のことを最先にし最重んせざるへからざるか如し、  
夫れ然り諸學校を通し學政上に於ては生徒其人の爲にするに非ずして、國家の  
爲にすることを始終記憶せざるへからず、此事は最重要なる點として嚴重に體  
認を要す云々、

先生の學政施設上の大目的は、國家なる觀念を養ふを主旨とせること瞭然として  
疑ふへからずと雖、此簡短なる演説の一片を以て、充分之を證するに足らず、依て始  
らく先生の親友の一人たる井上毅氏の口を假て、之を讀者に紹介せん、井上氏は薨  
去の後、皇典講究所に於て左の講演を爲せり、

今日私は初めて當席に出ましたか、主幹の方より何か演説をする様にといふ注  
文を受けました、幸私は公衆に向て申し述べたいと此頃より思ふたことかある  
から此座を借りて御話致します、



教育主義  
は充分に  
行はれず  
して不幸  
の最後を  
遂ぐ

意見書

證據人  
國體教育  
の主義



私は故文部大臣森子の教育主義のことに付て申上たい故文部大臣教育主義の素志は未だ全く充分に行はれずして不幸の最後に遭はれた故に世間に表白せず世間に知らないものゝ多いことは誠に慨嘆の至りに思ひます森子教育主義のことに付ては私は交際のあるのみならず此事に付ては特別に承知して居ることかある此事を表白することは本意に存しえず一昨年の夏でありましたか故文部大臣か教育の事に就て意見書を認められたることかある其意見書は世間に洩れないゆへに世間の人は一向其事を知らない其意見書を認むるときに私は相談に與て森子の爲に起草したることである故に私は森子の爲に證據人に立つことか出来る其意見書の主意は概略を申せは國體教育の主義である思ふに森子か教育事務の委任を受けて以來段々苦慮を廻らされて始めて歸一する所の方法を執られたものと見える抑教育と云ふことは教科書の材料を並へて事物を知らすと云ふことに止まらない一般國民の心を確め精神上の方向を指示し一の重點に歸向せしむることか最重要なることである此事は甚困難の事業である支那の二千年前に行はれたる所の周の世の教育も今日の世

萬世一系

教育上第一の主義

民育

の中に於ては其儘に用ゐられない又歐羅巴には宗旨があつて少年の精神を確むるか故に其結果を得て居るか併しなからは御國に於て探るべきことでない御國の教育の結果をして人心歸一ならしむること最困難を感ずることなり幸にして我國には萬國に類ない所の優美なる國産かあるそは何ぞいふに外でない即ち御國の國體萬世一系の一事である此一事より外に教育の基とすべきものはない御國の人民たるものは遠ひ祖先より子孫の末に至るまで千代に八千代に御國の國土のあらん限萬世一系の天子に侍つき奉て居るといふことは實に各國に比類のないこととて御國に限つて難有國體である此國の成立を以て教の基礎にすることか教育上第一の主義とすべきことである之を棄て他に依るべきものはないといふか森子の第一の意見であつた此意見に次て第二の意見は今日の話に要用でないか序に申します其意見の第二は體育のことなり森子の考へは體育と名付るより寧ろ民育と名くべきものでありませう一般の人民か體力强大志氣雄壯にして獨立の人民たるに堪ふるだけの者でなければならぬ御國は是まで太平の續きたるか爲人の體軀か弱くなつて一國の獨立を維



一般壯年の人に體操を課せんとす  
代筆

車夫の頭

濟々衆

持する所の人民の資格に適はない。是は小學の體育に力を用ゐれば、永き歲月の間には其成功を見る事か出来るか。其は今日の間には合はぬ故に、學校の教育の外に、一般壯年の人までも一月に一度とか、二度とか、學校に集め、銃を持たせて體操をさせたいといふか、森子の意見であつた。即ち今日教育の唱ふる所より今一步進むへしと云ふの意見でありました。其れを私か代筆したのであります。故に其意見の事に就ては、私は證據人に立つ事か出来る。但其意見書か何れの筋に差出されて其結果は如何にと云ふ事に至ては、私は承知しませぬ。扱右の意見書のみならず、段々平生の言行に照し合せて愈、森子の教育主義は右話した通りに相違ないと云事を申す事か出来る。森子一日の口話に、私は、道路を歩いて、假令は人力車に乗るにも、此車夫の頭には、日本といふ腦髓かあらふか、想像すれば、誠に心細い感情か起ると云ふ事を話された事かある。斯の如き感情を平生に持て居らるゝ人であつた、私は熊本の者でありますか、熊本には濟々衆と云ふ學校かありまして、それは士族及有志者連中の相集て設けた學校であるか、初めは不規則でありましたか、近頃に至り、段々に改良して、文部の課程に當筋る様になりまし

異様な學校

奏聞

た。此學校は國體主義にて根本の教并體育には初めから注意したものである。其一端を擧ぐれば、生徒か整列して一日に十一里の道を歩行し、八代と云ふ所の征西將軍の墓へ詣りましたと云ふか如き事て、一種異様な學校であつた。故に教育家の規則的の眼より見れば、讀むべき學校でない。然るに森子か九州巡廻の時に濟々衆に立寄られて其主義を賞賛せられ、凡そ學校なるものは斯くこそあるへけれ、智育に於ては進て居らぬか、其目的は教育の第一主義を得て居る、即ち學校の模範ともなるべきものであると云はれて、歸京の後、天皇陛下に奏聞せられ、ました。此一事は私の郷里の事であるから、森子に向て敬禮を表した事である。右申せし様な譯てありますから、森子教育の主義は國體教育であつたと云ふ事を證據立つる事か出来る。然し森子か文部の委任を受けて以來、日尙淺きを以て其素志を達する事か出来ず、從て世人にも知られず、半途にして非命の最後を遂げられたことは、誠に悼まじき事である。(中略)

國體教育主義を實際に用ゐんとしたるは、故文部大臣森子を以て初めとしなければならぬ故、國體教育主義の爲めには、森子の不幸は惜むも尙餘りある事であ



ります(明治二十二年四月出版皇典講究所講演四)  
 以上は實に謹嚴方正なる井上氏か先生追念の爲に演説せし所なり先生か如何に  
 國家教育の現在及將來に規畫したるの親切なりしかは瞭として火を見るか如し  
 井上氏の代筆したる所謂意見書は更に其旨趣の存する所を明にし文章亦風誦す  
 るの價値あるを以て左に其全文を載す

有禮職を文部に奉し爾來

聖明改良の盛旨を奉體し教育の方法規則既に粗端緒に就くことを得たり苟か  
 に惟みるに百般の事先つ準的を定むるを要す準的一たひ定むるときは以て年  
 を期して非常の業を成就することを得べく又以て永久に舉行して頽廢に至ら  
 ざることを得へし今夫國の品位をして進んで列國の際に對立し以て永遠の偉  
 業を固くせんと欲せば國民の志氣を培養發達するを以て其根本と爲さるこ  
 とを得す是乃ち教育一定の準的に非す乎今は文明の風氣々々として行はれ日用  
 百般の事物漸く變遷し進む然るに我國民の志氣果して能く鍊養陶成するあり  
 て難きに堪へ苦を忍び前途永遠の重任を負擔するに足る乎二十年の進歩は果

して眞確精醇深く人心に涵漸し以て立國の基を鞏固ならしむるに足る乎加ふ  
 るに我國中古以來文武の業に従ひ躬國事に任するは偏に士族の專有する所た  
 り而して今に至り開進の運動を主持する者僅に國民の一部分に止まり其他多  
 數の人民は或は茫然として立國の何たるを解せざる者多し顧みるに歐米の人  
 民上下となく男女となく一國の國民は各一國を愛するの精神を存し固結して  
 解くへからず以て能く大難を冒し大危を忍んで其立國を爭奪の間に維持する  
 者は多くは其教化素ありて以て品性を陶養するの力に由らすんはあらず有禮  
 不肖思念して此に至る毎に三嘆痛息して措く所を知らざるなり蓋教育の規則  
 粗備はるも教育の準的は果して何等の方法を以て之を成遂することを得へき  
 乎顧みるに我國萬世一王天地と與に限極なく上古以來威武の耀く所未た曾て  
 一たひも外國の屈辱を受けたることあらず而して人民護國の精神忠武恭順の  
 風は亦祖宗以來の漸磨の陶冶する所未た地に墮るに至らず是即ち一國富強の  
 基を成すか爲に無二の資本至大の寶源にして以て人民の品性を進め教育の準  
 的を達するに於て他に求むることを假らざるべきものなり蓋國民をして忠君



此氣力

命 國家の運

神 護國の精

教科書

練兵

愛國の氣に篤く、品性堅定、志操純一にして、人々怯弱を耻ち、屈辱を惡むことを知り、深く骨髓に入らしめ、精神の嚮ふ所、萬派一注、以て久しきに耐ゆへく、以て難きを忍ぶへく、以て協力同志して、事業を興すへし、督責を待たずして、學を力め、智を研き、一國の文明を進むる者、此氣力なり、生産に勞動して、富源を開發する者、此氣力なり、凡そ萬般の障礙を芟除して、國運の進歩を迅速ならしむる者、總て此氣力に倚らざるはなし、長者は此氣力を以て之を幼者に授け、父祖は此氣力を以て之を子孫に傳へ、人々相承け、家々相化し、一國の氣風一定して、永久動すへからざるに至ては、國本強固ならざるを欲すれども、得へからざるへし、若或は之に反し、教育の及ぶ所、其本を遺して、其末に止まり、人民の志操一定の方嚮を取らざるときは、風俗腐敗し、信義地に墮ち、浮薄卑屈、懦弱の氣隨て之に乘し、將來國家の運命實に未だ如何と云ふことを知らざるなり、願くは今に及んで、全國の男子十七歳より二十七歳に至る迄、其學に就かざる者とを問はず、總て皆護國の精神を養ふの方法に従はしめ、文部省は簡單平易なる教課書を敷き、人々の諷誦又は講義に便ならしめ、陸軍省は體操練兵の初步を教へ、毎戸長又は毎郡の管掌する所とし、

品位一定

帝國大學の目的

大學院及分科大學

一日に一度、或は二度時間を限り、其區域内の人民を學校に集め、聽講又は運動に従事せしめ、庶幾くは忠君愛國の意を全國に普及せしめ、一般教育の準的を達し、最下等の人民に迄要する所の品位を一定ならしめ、國家の全部を挙げ、奴隸卑屈の氣を驅除して、遺す處なからしめ、而して國本を鞏固にし、國勢を維持するに於て裨補する所必多からん、有禮職掌の及ぶ所に於ては、既に師範學校の生徒に操練を授けたり、將來公私の學校に於て事宜の許す限りは、益、此法を行はんとす、是有禮の教育主義の大本なり、若其細目に至ては、更に之を説かん、

帝國大學の目的 先生か文部大臣たるの明年三月教育令を廢し、帝國大學令、師範學校令、小學校令、中學校令、諸學校通則等を制定したり、而して東京大學及工部大學校を以て帝國大學に充つ、帝國大學は國家の須要に應ずる學術技藝を教授し、其蘊奥を攻究するを以て目的とし、大學院及分科大學を以て之を構成す、其大學院は學術技藝を攻究し、分科大學は學術技藝の理論及應用を教授する所たり、其分科大學の學科を卒へ、定期の試験を経たるものには、卒業證書を授與し、分科大學卒業生若は之と同等の學力を有するものにして、大學院に入り、學術技藝の蘊奥を攻究し、



定期の試験を経たるものには學位を授與することとす。又分科大学は法科大学醫科大學工科大学理科大学とせり。是帝國大學令の要領なり。先生又帝國大學に對して如何に之を管理し、又は管理せんとしたるやは、其教官に説示したるものに就て之を知るへし。

今日集會を求めたる目的は、大學の總體に關し、諸君の意見あれば之を聽聞せんことを欲してなり。然れども之を聽聞するは必しも今日に限らず、追々之を聽くも亦可なり。要するに今日は予の意見を聞かれんことを欲するに非ずして、諸君の意見を叩くに在りと雖、先づ予より陳述するを便利とする場合もあれば、今其大要を述へん。

頃者帝國大學、各分科大学を通覽せしか、其大體に於て別に異存なし。授業法等も格別不都合を見されども、尙一層教授上注意を要すへきことあり。教授方法の日本の實際に適應する人物を養成するに着眼すへきこと、是なり。此事は漸次此方向に基き施行せられたることなりと雖、尙或は至らざるの憾あるか故、特に之を喚提す。然れども予の今教授方法と云へるは、教授の巧拙と云ふか如きに非ず。例

へは法律學、醫學、理財學の教授上には、其理論を教ふへきは勿論なりと雖、之に伴隨して我帝國の實際に行ふ法律なり商業なりに就き講釋を爲すことを云ふ。此事は各分科大学を舉げて皆然らざるへからすと云ふに非ずと雖、大體に於ては此主義を以て教授せざるへからず。顧ふに我國現時の國勢に於ては、大學學生は其業成りて學校を出れば、乃ち社會の需用に應せざるへからず。此學生を導くには理論と實際とを兼ねざるへからざるや固より言を俟たざるなり。

「カヴルメント・オフ・ユニヴァシテ」大學の政務は漸次改良せしか、尙改良を加ふるの餘地なきに非ざるへし。大學の政務に就きては、總長よりも承知したるか、教授諸君も尙充分注意して一層の改良を期せざるへからず。是等のことは命令や規則を以て之を處せんよりは、寧ろ諸教授の聰明に任するを以て適當なりと思惟す。然れども余は今日の大學政務を弊害ありと云ふには非ず。前に云へる如く改良するに餘地あるへきを以て此餘地に就き諸教授の注意を企望するのみ。各分科大学中に評議官の如きものを設置するも、或は此大學政務改良の一手段たらざるへきや、聞く總長も其考按ありと、然れば此は予より特に陳述せず。諸君自ら總



長若は評議官に問ふて可なり。學生の風紀は頃者改良し亦特に心配するを要せざるか如しと雖若日本現時の國勢に於て大學學生は業成り直に實業に就くを要すとは今日の學生の風紀は果して如何學生各自か平生躬を以て己を治め他人の庇護を受くるを要すと云ふは蓋未だ其達せざる所ならん然るに此事たる實業に就くに至て極めて必要に屬す故に風紀を養成するに如何せば可なるやは須く各分科大學諸教授の評議を要すへし予の學生各自か躬を以て己を治むとは自己の事業を自己自ら處するの謂と知るへし。大學撰科生の成立を見るに其學術品行の優等なる種類のもの或は之なきに非ざるへしと雖其過半は未だ然る能はざるなり此撰科生と云ふものは將來或は廢止すへきものなるやも知るへからずと雖已に今日之を現存し其入學を許可したる以上は此方向を定むること必要なるへし文官試験試補見習の規定中に學校卒業生に關するものありと雖撰科生に關しては成文あるなし撰科生にして官吏たるを欲するものなれば該規則に依て試験を受けしむるも一方法なら

ん又其修業せる學科に就き教員たることを得せしむるも一手段ならん兎に角此事は大學に於て審按を遂げ撰科生をして其方向を得せしむること緊要なるへし。學校一體のことは經濟に關係す而して學校經濟とは學科及時間數教官數に關係す故に學校經濟を改良するとは取りも直さず此學科及時間數教官數の配合を利用することを意味するなり大學の經濟も均しく此主意に由らざるへからず文部省に於ても經濟改良に就き段々調査せしことなきに非すと雖大學の事業は一般行政事務とは差異あれば大學は大學自身之か改良を企つへきものなり然れば文部省は別に見るあるも之を大學の自動に任することを欲するなり此事も想ふに諸教授の注意を要すへし。終に一言せん前に學校經濟のことに就き學科と云へることを云ひしか學校に於て用ゐる外國語のことも要用なり抑今日に於ては諸學校大抵特に大學に於ては外國語を以て教授するを常とする習慣なく外國語を以て教授するは止を得ることなり後來と雖永續することならん然るに此外國語を以て教授する



の利害得失に至ては實に困難なる問題なり、特に其外國語も一國語なれば尙可なり、二三箇國語を併用するに至ては轉困難なるへし、故に學科の性質に依り二三箇國語を併用せざれば研究し得ざるものは止を得ずと雖、一外國語を知るのみにて充分學び得へき場合には之を併用せざること、しては如何、是亦諸教授の評議を要すへし、日本の如き貧弱なる國柄に於ては學生各自の給養充足せず、故に中等以上の生計を立る者の子弟すら尙貸費給費を仰くの勢を免れず、學科の教授法も宜しく之を酌量し費用を多く要せざる仕組を擇はざるへからず、而して之を擇ふは文部大臣之に任せんよりは、寧諸君の任なり。

尙言語のことに就き法律學の教授上に關し一言すへし、法律を教授するに外國語を以てすることに就き、文部省に於ても往々誤解を致せしことあり、故に之を辯明すへし、抑、法律學を教ふるに外國語を以てするに拘らず、其之を教ふる目的は我國の法律を教ふるに在り、決して英國若は米國若は佛國普國の法律を目的として研究するに非ず、蓋我國に於ても刑法治罪法は已に制定し、民法訴訟法等も次て頒布せらるへし、而して尙外國語を以て法律を教ふる所以は、別に止を得

ざる事情ありて存するなり、乃ち我國に於て法律を制定するときは之を外國語に翻譯するの要あり、我國に現行法なくして學科上必要なるものは、外國の法律に就き之を研究するを要するあり、是等の事情よりして法律教授上に外國語を缺く能はずと雖、決して外國の法律を基礎として教ふるに非ず、誤解すへからず、予の諸君に陳述するもの大體斯くの如くなるに過ぎず、而して其事たる別に新奇に屬するものなし、然れども凡事の改良を計らんには機會を造出すること肝要なり、故に今此の集會を機會として改良を企てんことを欲し、聊か諸君の注意を喚起するのみ。

### 第十四章 文部大臣と爲る (二)

師範學校の改良 小學校制度の改革

師範學校は先生の最熱心に改良せんことを企圖したるものなり、師範學校を以て一般教育の事務中其大切なること此學校に比すへきものなしとは、其明言せし所なり、故に教育制度を定むるに方りても最意を師範學校令に傾けたり、蓋師範學校